

60th
ANNIVERSARY

わだち

東京弁護士会 期成会創立60周年記念誌（第1巻）



表紙のタイトルについて

60周年記念誌の表紙のタイトルは、会員の皆さんから投票をしていただき、「わだち」となりました。

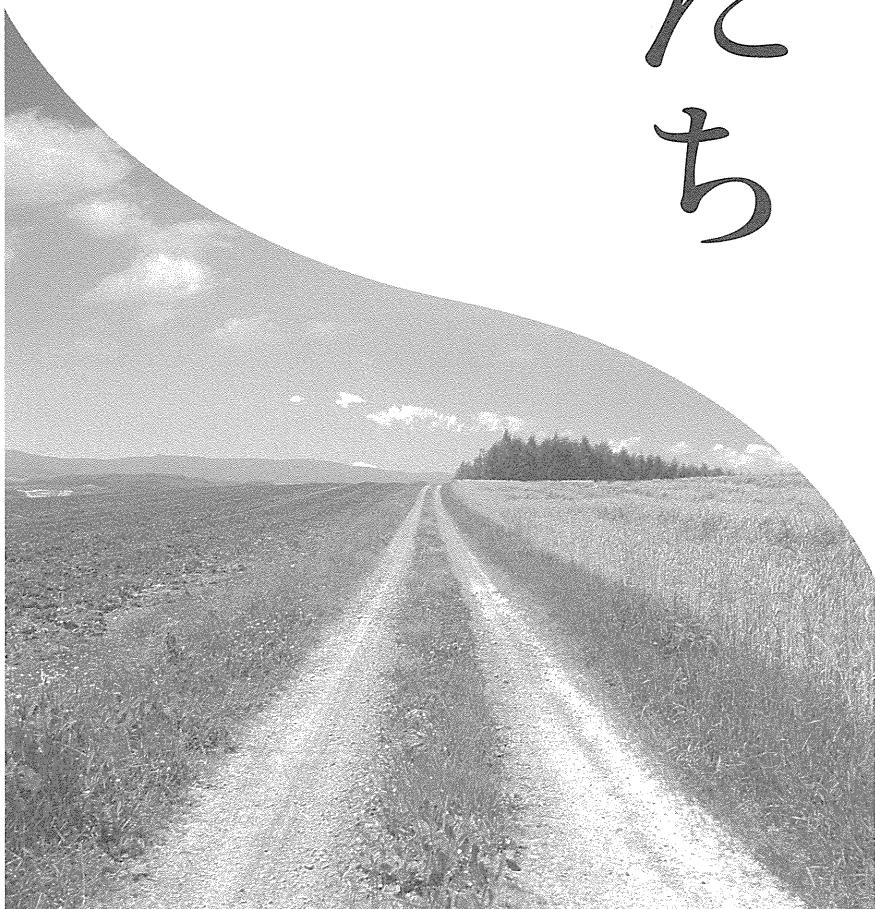
1959年（昭和34年）11月に創立されてから、期成会は、弁護士会の民主化と弁護士法1条の理念の実現を目指に掲げて、各会員が日々の弁護士活動に務めてきました。そして、各会員の活動は、時にはひとつの大きなまとまりとなり、あるいは、次の活動、次の世代へと脈々と受け継がれていくものでしょう。

そのような、これまでの歴史という「轍」と、期成会に集う「わ（和・輪・Wa）たち」との意味を込めて「わだち」というタイトルをつけさせていただきました。これからも、期成会の「わだち」が続していくことを確信し、また、自らもその一助を担いたいと思います。

菊間 龍一（67期）

60th
ANNIVERSARY

わ
た
ち



東京弁護士会 期成会創立60周年記念誌(第1巻)

ご挨拶

期成会創立 60 周年記念事業実行委員会
委員長 並木 政一

期成会は創立 60 周年を迎えました。創立当時の弁護士会の非民主的な人事、役員選挙の腐敗の状況は、いまでは想像することすら難しくなっています。これは先輩会員の弛みない活動と、これを支持した期成会外の人たちの協力の賜物だと思います。

この間、期成会は 600 名を超える会員を擁するまでに成長し、息長く活動を続けることができたのは、より良い弁護士会を作るという創立の基本にあります。激烈な文章が続く綱領をみると、そこにあるのは思想とは無縁の役員人事を壟断する既成派閥への痛烈な批判と対立ですが、選挙の肅清を訴え続け、自らは人事を追求しない姿にこそ期成会の精神があります。情実でまとまらない姿勢は今日まで脈々と生き続けていると確信しています。

ところで、今日の弁護士と弁護士会を取り巻く状況は、弁護士人口の激増のもとかつてない激動の波に見舞われており、弁護士自治は危機に瀕していると言われています。会員が等しく担う理想的な自治の形態は、いまや完全にユートピアの世界でしょう。4万人を超える弁護士人口のもとで、組織内弁護士の増加、大規模事務所の出現、企業を思わせる広告戦略、ネットを活用した宣伝など、弁護士の職域は大きく広がり、その業務形態も商業化していると評されています。多様な弁護士像の出現により弁護士のアイデンティティ、統一理念は見失わがちになるとともに、弁護士会との距離が遠いと感じる会員の比率も半数近くに達しようとしています。

このような状況のなかで、私たちは 60 周年記念事業の一つであるシンポジウムのテーマを、敢えて「弁護士自治」としました。会員一人一人の参加が弁護士自治の核心であると捉えて、その形態を含めて再構築を考えてみようというものです。本年 4 月に開催したプレシンポにおいては、様々な職域で活動する若手弁護士をパネリストに迎えて、主に弁護士会への関心と係り方に関する課題を抽出してみました。

これを受け、具体的な改善策の一つを提言するものが、60 周年記念式典・祝賀会の当日の「若手の意識と明日の弁護士会～弁護士自治のために今できること～」をテーマとしたシンポジウムです。期成会にしては地味なテーマですが、大所高所から見た自治論が多い中で、地に足を着けた具体的な提言を求めたいと考えたためです。このシンポジウムの成果はこれからですが、弁護士自治への関心が広まり、一人でも多くの弁護士が自分の問題として捉えてくれる契機になれば幸いです。

最後に、この記念事業にあたり、期成会外の多数の方々から頂いたご祝辞に感謝とともに、2 年余にわたって準備に携わって下さった実行委員会の方々と期成会会員の皆様のご協力に御礼を申し上げます。



目 次

ご挨拶 3

期成会創立 60 周年記念事業実行委員会委員長 並木政一

プレシンポジウム 9

「いま、改めて弁護士会と弁護士自治の意義を問う」2019年4月16日

吉武信子／野口真吾／富家大我／三森敏明／横手聰／柴垣明彦／中川裕子

インタビュー 53

「木村濱雄会員（7期）に聞く」2019年4月5日

木村濱雄／並木政一

企画 63

「Wa 傑作大賞」2018年11月30日

会員からのメッセージ 99

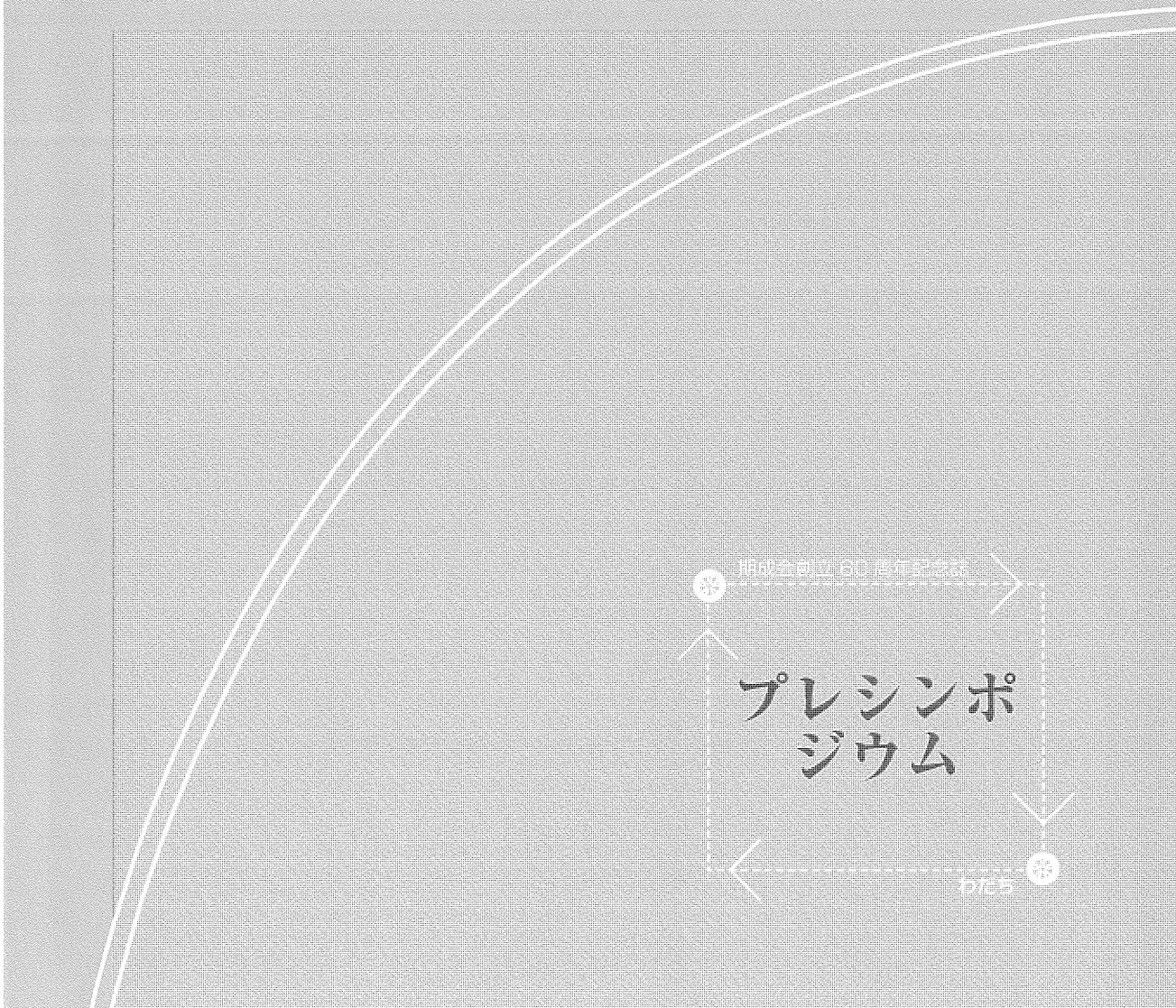
宮原守男（6期）99	松尾 翼（12期）100	高橋利明（16期）100
宮里邦雄（17期）101	朝倉正幸（18期）101	齊藤展夫（18期）102
石田武臣（20期）102	宮川光治（20期）103	小池健治（20期）103
田村洋三（20期）104	田中敏夫（20期）105	高木國雄（20期）107
西口 徹（22期）108	田川俊一（24期）109	鈴木堯博（24期）109
斎藤義房（26期）110	成瀬 聰（26期）110	中村雅人（27期）111
大熊政一（28期）113	水野邦夫（29期）114	前田 茂（31期）114
並木政一（31期）115	立石則文（31期）115	吉峯康博（33期）116
橋本佳子（33期）118	葉原周成（33期）118	小林政秀（34期）119
山本哲子（34期）119	森田太三（34期）120	安藤朝規（35期）120
小林七郎（36期）121	千葉 肇（36期）122	石井藤次郎（39期）123

濱田広道 (39期) 123	増岡研介 (41期) 123	中西一裕 (42期) 124
芹澤眞澄 (43期) 125	大崎潤一 (43期) 125	山内一浩 (44期) 126
柴垣明彦 (44期) 126	大井 晓 (44期) 127	大森夏織 (44期) 127
金澄道子 (44期) 128	相川 裕 (45期) 128	磯谷文明 (46期) 129
坂口禎彦 (46期) 129	加納小百合 (47期) 130	原 和良 (47期) 130
三澤英嗣 (48期) 130	村田智子 (48期) 131	殷 勇基 (48期) 131
泉澤 章 (48期) 132	大八木葉子 (50期) 132	犀川 治 (50期) 133
鈴木敦士 (51期) 133	市川和明 (53期) 134	鹿野真美 (53期) 134
鈴木 剛 (53期) 135	三森敏明 (53期) 135	大森 順 (53期) 136
伊澤大輔 (54期) 136	中村悦子 (55期) 137	三枝恵真 (55期) 137
伊藤敬史 (56期) 138	菅野典浩 (57期) 138	西田 穂 (57期) 139
五十嵐佳子 (60期) 139	伊藤真樹子 (61期) 140	横手 聰 (61期) 140
柿沼真利 (61期) 140	森本憲司郎 (62期) 141	大森 創 (62期) 142
小林由直 (63期) 142	井上 圭 (63期) 143	高遠あゆ子 (63期) 143
青野博晃 (63期) 144	舛田 正 (63期) 144	山田守彦 (64期) 145
白石 桂 (64期) 145	金湖恒一郎 (65期) 146	小笠原友輔 (65期) 146
内村涼子 (65期) 146	佐々木公洋 (66期) 147	松田育子 (66期) 147
湯山花苗 (66期) 148	齋藤北写 (66期) 148	菊間龍一 (67期) 149
辻 亜希子 (67期) 149	鮫島千尋 (67期) 150	石井一禎 (68期) 150
松井 彪 (68期) 151	中村優介 (68期) 151	清水皓貴 (69期) 152
大瀧佳孝 (70期) 152	中川裕子 (70期) 153	岩田朋子 (71期) 153

物故会員 154

期成会創立趣意書 155

編集後記 156



「いま、改めて弁護士会と弁護士自治の意義を問う」

2019年4月16日

パネリスト 吉武信子／野口真吾／富家大我／三森敏明

コーディネーター 横手聰／柴垣明彦

司会 中川裕子

期成会 60周年記念行事プレシンポジウム 「いま、改めて弁護士会と弁護士自治の意義を問う」

期成会 60周年記念行事プレシンポジウム
いま改めて、弁護士会と
弁護士自治の意義を問う

日 時 2019年4月16日 午後5時～8時

場 所 東京弁護士会会議室

パネリスト 吉武信子／野口真吾／富家大我／三森敏明

コーディネーター 横手聰／柴垣明彦

司会 中川裕子

○期成会代表幹事 増岡研介

期成会は今年60周年を迎えます。今日その第1弾のプレシンポとして、「いま改めて、弁護士会と弁護士自治の意義を問う」というシンポジウムをさせていただきます。50周年、10年前にやったときから随分変わったよなと思いまして、その頃のことをつらつら見ておりましたら、50周年から2年遡る2007年の期成会の政策集

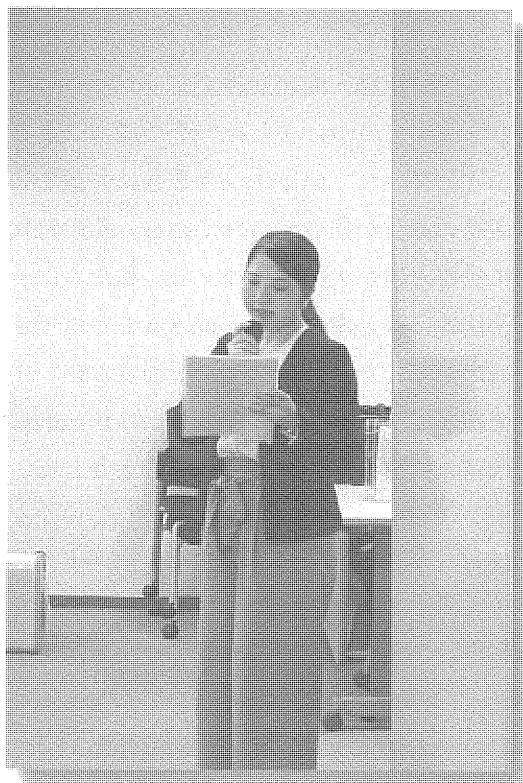
の表題が、大量増員下の弁護士自治を守ろうというので、もう既に12年前にそういう危機意識、問題意識があったということを改めて見つけました。そこではこんなふうに書かれています。今まさに弁護士の活動の基盤が揺さぶられている。その時代に法曹人口が大幅に増加する。私たちは若手法曹に夢と希望を与え続けることはできるのか、また法テラス等の新制度の扱い手を継続的に確保していくのか、司法制度改革に決断を下した時代の弁護士として、新しい制度の運営に責任を共有していくなければならない。ここで法曹人口増大に対する対応を誤ると、自治権を有する強制加入団体である弁護士会の存立基盤を危うくする。自治権を失えば今のような自由闊達な各種人権擁護活動や、権力の横暴に対する



るチェック機能を果たすことはできなくなる。私たちは、この歴史の重大な岐路に立っていることを深く認識し、うんぬん、とこういう政策の冒頭の記述がございました。で、この頃抽象的というか、まだしょっぱなとしてこういう危機感があったわけですけども、今まさにそれが12年たって現実化しているという状況だらうと思います。その中で、是非今日実りのある議論をしていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

○司会 中川裕子

本日のプレシンポジウムの趣旨説明をさせていただきます。現在東京弁護士会の会員数が8500人を超え、弁護士の業務の在り方も多様化しています。昨今、インター



ネットやテレビ CM を使って顧客を大量に集客する事務所が出現し、組織内弁護士の数も増加していますが、弁護士会は今でもなお小規模で訴訟対応を行う弁護士を念頭に置いて運営されていないでしょうか。例えば、平日の昼間に委員会が開催されても、企業内弁護士は参加できないのではないか。弁護士会が業務拡大を一生懸命やつても、インターネットで大量に集客する法律事務所にとって何らのメリットもないのではないか。法テラスや法律相談経由での受任のルートを作ったり、LAC を拡大しても、そのようなルートで仕事を受任していない弁護士にとっては何らのメリットもないのではないか、そのような疑問が生まれてきます。弁護士会は業務が多様化した弁護士の全体像を捉えた上で、様々な立場にいる会員に対して、幅広く魅力を提供できているでしょうか。弁護士会は弁護士の数の増加や業務の多様化に対応できていない面はないでしょうか。これまで、弁護士自治については様々なところで語られてきましたが、弁護士の数や在り方が多様化した現在において、改めて弁護士会の役割や弁護士自治の意義を問うために本プレシンポジウムを企画しました。本プレシンポジウムでは企業内弁護士の吉武信子さん、外国法共同事務所の法律事務所に所属した経験や海外勤務の経験がある野口真吾さん、インターネットなどをを利用して広告で多くの顧客を集め法律事務所に勤務した経験をお持ちで、現在は独立して法律事務所を経営している富家大我さん、昔ながらの町

医師的な弁護士である三森敏明期成会会員にパネリストとして登壇いただきます。本日はそれぞれ立ち位置の異なる各パネリストから、弁護士会や弁護士自治について思っていることを存分に語っていただきたいと思っています。なお期成会では、本年10月29日に60周年記念行事を行いますが、その中で弁護士自治に関するシンポジウムを行います。本日は10月のシンポジウムのプレシンポジウムとなります。10月29日のシンポジウムでは、本日のプレシンポジウムの結果を踏まえて、弁護士会の改革に関する提言につなげていきたいと思っています。それでは本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○モデレーター 横手聰

それではパネルディスカッションを開始させていただきます。本日モデレーターを務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○モデレーター 柴垣明彦

柴垣でございます。長丁場ですので、横手さんが全部は長すぎるだろうということで、疲れた後半に進行を進めていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○パネリスト 吉武信子

61期の吉武と申します。私はもともと先に大学を出てからサラリーマンをやっておりまして、法務部に勤務しておりました。そこでアメリカ人のインハウス弁護士に、インハウスという仕事がよいのではないかという勧めを受けて、弁護士になります。



した。弁護士になる前に約 10 年一般企業に勤務し弁護士になり 10 年ぐらい今たっております。ロースクールで知的財産などを学びたかったので勉強しました。社会人経験もかなり長いので、現在は小さい子会社のほうに出向して何でもやれという感じで知財のことから取引法務のことから、それから会社のガバナンスのこともやらされています。本日話すに当たり、インハウスが何人ぐらいいるのかを、最新の調査結果を御紹介します。大体東京 3 会で全国にいる 8 割ぐらいを占めており、東京弁護士会は 800 人程度。全国では 2300 人程度なので、東京弁護士会には相当たくさんいます。女性が 4 割程度、それから期は若いほうが多くて 60 期台が 7 割程度です。こんな背景をちょっと心に留めながら今日聞いていただければと思います。

○パネリスト 野口真吾

はじめまして。62 期の野口と申します。現在私は大手の渉外・企業法務系の法律事務所に勤めておりますが、私が一番最初に就職した事務所は渉外法務とは程遠く、当時 3 人しかいない小さな事務所でした。私が弁護士 2 年目を迎えたころに、その事務

所のボスが、韓国の中堅大手法律事務所と提携し始めたときから、私の渉外畠の専門分野が一気に広がっていったように思います。渉外法務に携わるなどとは、最初の事務所に就職したときは全く想定できなかつたのですが、いろいろと御縁を頼っていくうちに、いつの間にか現在の状況になったと思っております。僭越ながら、若い方々にも最近いろいろな弁護士会の活動を通してお話しする機会がありますが、自分のやりたいことは、御縁を頼って活用していくことによっていずれ達成できることがよくあると申し上げています。本日は、ここ 8 年程度携わった外国法務、国際法務、及び出向を含めて 6 年程度勤めた外資系事務所の経験の観点からパネルディスカッションに参加をさせていただこうと思っております。よろしくお願ひいたします。

○パネリスト 富家大我

66 期の富家といいます。66 期というごとなので、いわゆる貸与制世代の 2 年目で、一番同期から話を聞く限りではきつい時代だったかなと思っております。都内大規模事務所というのは一番 CM をしてた、ちょっとこの前いろいろありましたあそこ



の事務所でして、あれを機にというよりはあれよりちょっと前に独立をさせてもらつてということです。私実は旧試時代からずっと勉強してて、10年選手超えたぐらいで受かったというところでして、就職活動でもなかなか厳しく、大阪に12年ほどいました、大阪で修習をしましたが、大阪では就職見つからないので東京に来たという経緯があります。なので、大阪の事情のほうがよく耳に入てくるので、今日はその話を少し交えながらも、東京での実際の意見を中心的に話させてもらつたらと思います。法曹を目指したきっかけなんですが、私が交通事故の被害者になったことがあります、親戚もひき逃げの被害者になったことがあります、そのときに十分な法的サービスを受けられず、保険があつたにもかかわらずもう知らないと。私の実家香川県というところで、当時弁護士50名とかの時代でして、誰にも聞くことができず、法的サービス受けずに治療費も300万ぐらい負担、交渉の申請もできずいまだに頭を打った影響が少し出ているというんですが、父親は頭なんか打ってたかなーと、忘れてしまってるという形で、そういうのもありますて被害者の立場から請求側の事件をやっています。交通事故に特化してしまっていますので、業務の内容に関しては余り意見できるところもないと思いますが、精一杯自分の意見を話させてもらつたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○パネリスト 三森敏明

私は53期の三森といいます。ロースクールのない時代、合格すれば バラ色の人生が待っていると思っていた最後の時代辺りの弁護士です。(笑い) 52期が4月に登録して僕は10月登録ということで、当時初めて1000人を超えるという時代でした。なので、本来は埼玉県の実家で埼玉弁護士会で就職するはずだったんですけども、そこがちょっと就職がなかなか決まりずに、気付いたら東京の大学の先輩の事務所に入れていただいて、何となく今ここに座ってるということです。さっき町医的な弁護士だというふうにありましたけれども、僕はそういう認識は全然なかったんですが、ただたしかにそう言われると弁護士



自治なんていうのは当たり前だろうという世代ですし、あと、いろんなことを頼まれてはいはい、ほいほいやっていたら地元の小学校の PTA 会長だったりとか、それが終わったら保護司になったりとか、委員会関係から東京労働局のあっ旋やったりとか、あと町会でたくさんのおじいさんおばあさんに囲まれて酒飲んだりとかですね、言われば何でもやると。弁護士だからこそ声がかかるような仕事もあったりなどして、非常に楽しくやれてきたのかなと。ただ、そうはいっても今まさに弁護士会が直面しているいろんな問題には対応せざるを得ないなということもありまして、今日はそういう立場で話をするんだろうなと思っておりますので、少し時間は長いかもしれません、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員会への参加

○横手

ありがとうございました。ではディスカッションに入っていきたいと思います。今日は弁護士自治、弁護士会の意義という抽象的なテーマを取り扱うわけですけれど



も、少し具体的なところから入っていきたいと思います。弁護士が弁護士会に対してどういうふうに関わっているかということをいって、まず委員会活動が挙げられると思います。吉武さんは企業内弁護士としてお勤めになりながら、第一東京弁護士会の業務改革委員会にご所属で、国際関係部会の部会長をなさっているんですね。企業内弁護士でありながら平日の日中の委員会に参加するというのは大変でしょうか。会社のほうで配慮してもらうこともできるのですか。

○吉武

私個人でいえばフレックスタイムを会社が導入しています。自分は管理職として時間を割と融通を利かせやすいということから、委員会は日中の 12 時から 1 時が基本で、出席しやすいのです。ただ、他のインハウスに聞きますと、先ほど言ったように 60 期台でも経験が浅く若手だと、やはり会社ですと上司に断って出なければならないとかあるようです。会社によっては昼間出かけにくいとか、夕方がいいということはあるとは思います。

○横手

企業内弁護士の立場から、こういうふうになればもっと委員会に出席しやすいのに思うことはありますか。

○吉武

1 つは、実際に自分の行っている一弁の部会でも意見があったのですが、昼だけではなくて夜、夕方からというのであれば出やすいという弁護士も多いので、いろいろ

な時間帯にあったらいいなとは思います。

○横手

企業内弁護士の中には、委員会への出席を義務にすることはやめてほしいという意見もあるんでしょうか。特にそういう意見は聞かないですか。

○吉武

これは個人によるのですが、若手に聞きますと、「義務だからちょっと昼間出て行ってきます」というのがかえって言いやすいという弁護士もいるので、必ずしも義務だから行きにくいということはないとは思います。ただし、やっぱり昼間抜けて行ってきた場合に、戻ってきたときに何やってきたというふうに見られるのは嫌なので、夕方自分の勤務時間外に出かけるという若手弁護士もいます。

○横手

東京弁護士会には委員会に定数がありますので、希望した委員会に入れないと問題があるのであるのですが、一弁でも定数はあるのでしょうか。

○吉武

私が知ってる範囲では定数はあるのですが、事実上特別委員とかに選任されるので、希望したのに入れなかったという話はほとんど聞いたことがありません。

○横手

特別委員というのはどういうものですか。

○吉武

定員よりも超えた場合に特別委員というふうに選任されていると思います。(笑い)

○横手

東弁では希望した委員会に入れないと問題がありますけれども、委員会は弁護士と弁護士会をつなげる貴重な場ですので、その貴重な場が奪われないようにするために、今言われたような特別委員の制度を設けていくというのも1つ参考になるのではないかと思います。

次に、野口さんは今年の2月まで外国法共同事業の事務所に所属していましたね。そしてベトナムに赴任されていました。委員会としては第二東京弁護士会の国際交流委員会に継続して所属されていますね。野口さんにとって弁護士会の委員会に参加する意義はどのようなところにありますか。

○野口

私は二弁の国際委員会に9年ほど在籍をしていますが、ちょうど渉外法務を扱い始めてから、国際委員会での活動の幅が広がってきたように思います。具体的にいいますと、私がベトナムに赴任していた時期に重なりますが、第二東京弁護士会は2010年前後から、他の国の弁護士会との友好協定の締結を進めており、特にASEAN各国との友好協定の締結を広げてきました。私がちょうどベトナムにいた頃、二弁はホーチミン弁護士会との友好協定締結協議を進めておりまして、当地に勤務していた私が第二東京弁護士会を代表して友好協定協議の窓口を務めるという経験をさせて頂きました。また、今年2月まで縁あって在籍していた英米系法律事務所は

25か国にオフィスがありまして、二弁及び各国の弁護士会との外交活動に際し、英米系事務所のネットワークを生かすことができたと思っています。

○横手

富家さんは東京弁護士会の法教育委員会や憲法問題対策センターの委員を務めているとお聞きしていますが、弁護士会の委員会活動についてどのようにお考えですか。

○富家

自分の仕事とは関係ないところでも、やりたい分野をライフワークとしてやれるところというふうに私は考えています。前の事務所のときには委員会に制限が全くなくて、出でていっても戻ってきてから夜やればいいですし、自分の業務の範囲だけやればもう自由だったので、非常にやりやすかったです。逆に独立して、自分が経営をやり始めてからはもう余裕がなくなってきて、だんだん行かなくなってくるというか、行けなくなるということに。平日のこの時間にやるともうほとんど仕事が詰まってしまい、今も話してる間に電話が鳴って、かかってきたのを切って折り返してくださいとしないといけないので、普通の委員会のときでも、私は独立してからはほとんど半分出でていったりしながらなんかしてるような状況ですね。

○横手

富家さんは委員会活動について肯定的に捉えてらっしゃるんですか。

○富家

そうですね、やりたいことができるとい

う気持ちがあるので、積極的に。若手の中では2つ入ってのも珍しいほうかなと思うんですが、まさにやりたいことをやるという感じで考えてます。

○横手

周囲の方で委員会活動を否定的に捉える方もいらっしゃいますか。

○富家

やりたいものができなかった、入りたいところに入れなかつたので、もう全く興味がないから行かない、そこまで熱意が持てないので仕事優先になつてしまつとか、あとは本当に朝から晩まで事務所のボスが行くなと、仕事しろと言われるので板挟みになつてつらいだとか、でも、行かないと負担金の負担が重いとか、行った分だけ夜まだ仕事しないといけなくなると、業務量が増えてるのできついという意見が一番多いです。

○横手

東弁では、例えば綱紀委員会の委員の人数が不足しておりますが、会派から委員を募りますけれども、会派もなかなか苦慮しているようなことあると思います。無所属の会員に対して声をかけていくにもなかなかつてがないと難しいということがあるかもしれないんですが、会派無所属の会員に対して声をかけていくにはどのような方法があるだと思いますか。

○富家

私自身が会派に一度入つたんですが、抜けて無所属になつてるという経緯があるんですが、委員会経由とか、同じ事務所の

中から誘われて新しいこの委員会どうだと言われたりと。あとは、我々のときだとクラス会というのがたしかあったと思うんですが、その人間とはつながってるものがあるので、久々に会ってこんなのがやってるんだとかって誘われることはありますね。

○横手

クラス会というのはどういうものですか。

○富家

ちょっと僕も成り立ちよく分からんんですけども、一番最初に来て新人研修というのを受けてクラスが作られて、そのときに研修を受ける。その後に飲み会をする。何回以上は必須なんで、恐らくボスが禁止しても行かないといけないんでという形で結構出席率は高かったなーという感じなんですね。で、やはり、新人同士同期なので、横のつながりということで友達ができるというような形で新人研修から発展したクラスの会ですね。

○横手

クラス別研修のことですね。それが、1年目が終わるともう集まる機会はなくなってくるのですか。

○富家

そうですね、音頭取って幹事がしっかりとすればまた別なんですが、徐々に忙しくなってきて2年目に1回集まろうかといったんですが、なかなか日程が合わず立ち消え、メーリングリストがだんだん使われなくなっていくというような感じですね。

○横手

2年目以降に何かそういうのを継続していくために方法はありますか。

○富家

負担はあると思うんですけど、元のクラス担任が5年目にもう1回集まろうかというようなものを弁護士会全体で取決めのような形にすれば行きやすいのかなと思いますし、事前にそういう話があればクラス担任がまとめてくれるので、場所とか連絡とかやっていただければみんな集まりたいなという気持ちは恐らくあると思うので、幹事の確保というところですかね。

○横手

三森さん、今まで3人のパネリストの方がおっしゃったことについて、何かコメントはありますか。その他のことでも、委員会活動について何かご意見ありますか。

○三森

私も登録してから高齢者委員会とかコンピューター運営協議会とか広報委員会、労働法協議会とかいろんな委員会に顔を出すことができまして、その委員会でいろんな先生方とお会いして、弁護士いろんな人がいるというか、個性的というか、すごく勉強になりました。なので、人脈を作ったり、あるいは視野を広げた、あるいは業務を広げるといったようなことについてはすごく委員会というのは大きな影響があるなど。また、今なかなか入りたい委員会に入れないので時代だということもありますけども、委員会を通じてですね、弁護士会というものがある程度社会においての影響を出すとい

う意味では、個人ではできない英知結集型の様々な特色ある活動ができるという意味では、私は委員会はとても弁護士の業務あるいは自治に関して重要なものだと思っておりますので、是非ですね、委員会活動をやっていただければと思っています。

総会のあり方

○横手

次に弁護士と弁護士会の関わり合いとしては総会が挙げられると思いますが、パネリストの皆様は総会に出席しているでしょうか。あるいは委任状を出しているでしょうか。

○吉武

総会には出席していません。委任状も出しておりません。

○野口

同じく総会にも出席していません。委任状も出しておりません。

○富家

総会は出席していないんですけども、委任状に関しては関心があるものであったりとか、求められるときには協力してというのをやっております。

○三森

私は日程が合えば出ます。ただ、委任状を出したことはない。また委任状を預かって出たことはあります。

○横手

野口さん、総会への出席について何か思うことはありますか。

○野口

実際に総会に出席することに関しては時間や場所という意味で物理的なハードルがある場合があることと、さらに正直なところあまり議案を見てないこともあります。自分で自分のことながら、内容を知らないから関心が低いのだろうと思います。このシンポジウムを契機に議案についてもっと関心を持ってみようと思っているのですが、現状はそういう状況です。

○横手

東京弁護士会では経費削減の観点から議案を冊子にして全会員に一律郵送するのはやめようかという話があります。野口さん、総会の議案が紙の冊子で郵送されてくるということには意味があると思いますか。

○野口

私自身は紙で送られることには意味があると思っていて、自分が見ていないのにこう言うのはなんなのですが。(笑い) 例えば自由と正義や二弁の会報誌も紙媒体で配られるということは、やはり目を通すことの契機にはなると思っているので、冊子の送付については続けるべきだと思っています。

○横手

そもそも、総会の議案について、全ての会員が意見を形成する必要はあるんでしょうか。

○野口

弁護士会の強制加入団体という性質、及び弁護士自治を強固なものにするためとい

う観点から、私は必要なことだと思っています。そういう意味では会員が少なくとも議案の内容について了知をすることが必要と思っているので、少なくとも議案の内容の啓蒙や周知ということは何らかの形で必要だろうと思っております。

○横手

吉武さん、企業内弁護士が総会に出席するのは大変でしょうか。また委任状出すときに委任先を見つけるのが大変だということもあるのですか。

○吉武

私個人の感想からいうと、総会に出るのはなかなか難しい。理由はですね、月に2回ほど委員会活動で早退とか中抜けとかで弁護士会に来ておりまして、一ヶ月に3回では回数が多くてなかなか難しいです。他の人も同じではないかと思います。そして、委任状ですが知り合いの若手で適当な人はいません。また、他のインハウスで出席する人もいないことが多く委任相手を探すのは難しいと思います。

○柴垣

今の答えの関連で、委任者を見つけないで白紙委任状を出すというのには抵抗があるということでしょうか、ないしはそういうのは自分の選択肢からではないということなんでしょうか。

○吉武

白紙委任状を出すという選択肢は私の中ではなかったです。

○横手

富家さん、東京弁護士会は現在総会の議

案を冊子にして一律郵送してますけれども、この点について何かコメントありますか。

○富家

そうですね、電子メールでほしいというのが正直な意見ですね。弁護士会費の節約等々の話でもないんですけど、記事を検索したりとか重いので、事務所に置いておいて見る時間がいつあるのかなと、家に持って帰ってじっくり読みたいときに、じゃあ全部持って帰るのかと。となると電子的にしておけば気軽に見やすくなるかなというのもありますし、何より経費削減もありますので、電子がいいという方は選択させてもらえると助かるなという意見です。

○横手

議案の冊子の電子化以外に総会について何かご意見はありますか。

○富家

そうですね、若手なので言いたいことは実は一杯。本音でいえばみんな裏でいろんなこと言ってます。ただ、総会に行って我々の意見がどこまで反映できるかとか、結局貸与制世代は谷間の世代なので少数意見だと、少数意見をどこまで皆さん分かってくれるかというのもあって、もっといえばまだ修行段階の5年目ぐらいであれば仕事のほうが大事でとなってますので、ほんとに言いたいことは恐らくみんなもっとある。発信の機会があって、もう少し議案が我々が考えるだけの時間があったりとか、より周知してってやっていただければ主張したい人間は結構多いんじゃないかなとは

思います。

○横手

三森さんは総会についてどのようにお考えでしょうか。

○三森

総会は最高意思決定機関なので、やはり若い会員の皆さんも是非会場に来ていただいて、まじめに弁護士が議論する姿を見るっていうのはなかなかいいもんだ、参考になりますね。特に総会に来いろいろと意見出す先生方っていうのは、大体その意見が対立していたりとか、言いたいこと言いたいから来るんですけど、そういうところで、自分たちのことは自分で決めてると、だからこそ責任があるんだということを自治の一環として肌身で感じるというのはとてもいいと思うんですよね。だからやっぱり本人出席っていうのは基本なんだろうと僕は思っています。あとその電子化というのはたしかにこの御時世重要だし、経費ってものも決してお金がないと自治活動もできませんので、そういう意味では馬鹿にならないというかとっても重要なことだと思うんですけども、電子化でパソコン忘れたりとか、あるいは電池がなくなったりするとそれで何もできなくなるというのもまたどうかと思いますし、紙であるとやっぱり、僕はま一古い人間かもしれませんけど、ペラペラといろいろとめくってですね、思うところもあるんで、やはりそこは世代的にも配慮したほうがいいんだろうと思います。いずれにせよ総会はとても大事なので、是非参加していただければと思

います。

○横手

総会の日、当日に意見を形成するというのは難しいと思いますので、総会の日に先立って意見を形成するための機会が必要なのではないかと思います。一定の反対意見があるような議案については、反対意見の内容を知らせるような仕組みがあつてもよいのではないかでしょうか。個人的な意見ですけれども、総会に先だって会派での議論状況あるいは少数意見の内容、こういうものを会員全体に知らせる仕組みがあつてもよいのではないかと思います。

業務の配てん

○横手

次に業務配てんも、弁護士と弁護士会の関わり合いに挙げられると思いますけれども、例えば国選とか法律相談、LAC こういうものは吉武さん、野口さんは全く関係がないということなんですよね。富家さん、国選、法律相談、LAC といった業務の配てんに関して何かコメントありますか。

○富家

ほとんど回ってこないんで、ちょっともう少し回ってくれればという気持ちもあります。もちろん国選やられてる先生方は、国選だけでという方もいらっしゃると思いますが、LAC に関しては正直私交通事故の請求側の人間からすると、LAC のおかげで報酬がかなり下げられてるという感覚があります。我々が営業努力を頑張ってやつ

たものと保険会社から回ってきてるもので同額でやれと言われるとなかなか厳しいですし、もう営業努力する気がなくなるというよりは、もう恐らく業務として成り立つていかない。きっちりした仕事をやろうと思うと、やはりそれだけの時間とお金がかかると思うんです。ただ、それが定義できないレベルに来ているなとは思います。LACを拡大するのが弁護士会の考え方であれば、交通事故の請求側からすると是非やめていただきたいと思っています。もちろん探せない人間がいると思うので、そこをやるのはいいんですが、保険会社から積極的にこう回してはいるのをやめてもらえたならという感覚ですね。

○横手

LACについて否定的な御意見ですけれども、弁護士会からの業務配てんについて有り難みを感じることもあるのでしょうか。

○富家

はい。もちろん有り難みはあると思います。ただ、私実は1件も回ってきてないので、正直分からないと、なぜ回ってきてないのかよく分からんんですが、あはは。他の弁護士で回ってきてるのはあります。特に神奈川であったり埼玉であったりとか、あちらだったらもっとと、それが大阪、神戸であったりとか私の実家香川県なら、それだけでベンツが買えるなんて話を聞いて香川に行こうかなと、うふふふ。(笑い) 有り難みは一番東京は少ないんではないかなと感じますね。地方はかなり有り難みを

感じてるというふうに聞きます。

○横手

弁護士会が業務配てんをしているからといって、それが会員の満足感につながっているかというと、必ずしもそういうわけでもない面があるようです。他方で一定の有り難み、恩恵を受けている会員もいるのではないかでしょうか。

会派等について

○横手

次に弁護士と弁護士会との関わり合いについて会派を考えてみたいと思います。東京弁護士会では会派無所属の弁護士の割合が増えていますが、三森さん、弁護士と会派との在り方について何かコメントはありますか。

○三森

私は平成12年の10月に登録してからずっと期成会に入っている弁護士です。弁護士生活ずっと期成会ということなんですが、それで思うのはですね、やっぱり僕みたいに弁護士の数が2人とか3人とか4人とかっていう小さな事務所にいますと、その事務所の中が基本的なエリアといいますか、世界観というか、目の届く範囲なんですね。それが会派という弁護士会の中の横断的ないろんな人が入っている。それも世代も全く大きく飛び越えて、若いのから若くないのからいっぱいいるようなところになりますと、そのネットワークというかそのつながりからいろいろと刺激を受けます。その刺激を受けて、自分が悩んでい

ることが解消したりとか、あるいは自分が質問受けたりなんかして答えるところから回答が見つかったりとかしますし、私なんかでいえば登録して間もない頃の会派のイベントに参加したときに、嫁さんの妊娠が発覚してそこで急に結婚決めたんですけど。(笑い) その決めたときのきっかけも、会派の大先輩が君結婚しないでどうするって言われて、それで決めたといつても過言ではないという、そういう有り難みもあるので。(笑い) ネットワークというか人とつながりという、もっと弁護士の幅を広げるという意味では是非ですね、会派に入つて研鑽するのはいいんじゃないかと僕は思っています。

○横手

人とのつながりを作つてもらうために、会派あるいはその他の中間的な組織、人の集まり、これに所属することを半ば義務にしてはどうかと、そういう考え方もあるようなんですけれども、その考え方についてどのように思われますか。

○三森

若い弁護士さんが即独したりとか、あるいは余り弁護士会に知り合いがないで、委員会もなかなか入れないという現状があるとすると、やはりそういう会派にある程度、1年でも2年でも入つてみると、あるいは幾つかの会派を1年ごとにインターンみたいに回つてみるみたいな制度を作つてですね、その上で、自分の感覚的にも人間関係的にもここいいなというところ選ぶみたいな制度が僕は実はあってもいいと

思つてます。自治って結局最終的にはどれだけ人間が集まれて、どういう共通の政策とかあるいは考え方とか、最後は人間関係でどこまで突っ込めるかというところが出てくるとすると、ずっとそこの枠の中に入れない、入るチャンスさえないという人がいるのはちょっと弁護士会としてももったいないというか、残念な状況だと思うので、義務というと少し厳しいかもしれませんけど、研修的なニュアンスでそういう中間的なところ、あるいは会派に入るということは私は考えてもいい時代に来たんじやないかと思っています。

○横手

私はクラス別研修の副担任をやっているのですが、そこには71期の会派無所属の会員が多くいるわけですね。そこで会派の話をそれとなくしてみるのですが、会派がどういうものなのか分からぬとか、あるいは会派に入つたらいろいろな仕事を押しつけられるんじゃないかとか、そんなふうに考えているんじゃないかなと、それで入会を躊躇してあるところがあるんじゃないかなと思うことがあります。会派に入って人間関係を作ることの良さは、実際入つてみないと分からないので、会派に体験入会の制度があってもいいんじゃないかなというふうに思います。体験入会の期間中は会費払わなくてもいいから、まずは体験で来てみなよと、そういうふうに言えれば無所属の若手会員に対して声をかけていきやすいのかなと思います。

会員への情報提供のあり方について

○横手

さて、弁護士会と弁護士との関わり合いとしては部とか同好会もあります。東京弁護士会では野球部、囲碁将棋部、同好会としてゴルフ、宝塚というものがありますけれども、今年の3月号のリブラでゴルフの同好会の記事が載りました。そうしたところ、これを見てですね、会派無所属の会員から入りたいという問い合わせがあったそうです。部や同好会について今まで以上にたくさんの種類ができる、かつ、同好会の情報が会員にきちんと伝われば、会派無所属の会員が集まるきっかけになるのではないかでしょうか。しかし、どんな同好会があるのかきちんと情報は会員に伝わっているんでしょうか。弁護士会の会員に対する情報提供の在り方に問題はないでしょうか。富家さん、会員に対する情報提供の在り方について、ここが問題であるとか、こうしたらよいんじゃないとか、何かご意見はありますか。

○富家

先ほどお話をのところであった総会でも同じなんですけど、電子化を選べるとと思います。紙で保管してあつたら見たいという気持ちも結構あるんです。ただ、独立してすぐの小さい事務所なので、保管にすごくかかるので、いつまでこれを置いておくのかなと。で、家に持つて帰ると嫁がこれいつまで置いておくのと、こんなこと言われて、それで自分で電子化していくという作業

をやっています。なので、検索という面でもそうですし、保管の問題があるので電子化をお進めいただけだと。紙がよいというのは私も分かります、私も紙がよいので。ただ、電子化の選択もとれるという形をとつてもらえると、それでむしろ経費が上がってしまうとまたまずいかなとは思うんですけど、選択肢の1つとしてやってもらえるとと思います。

○横手

東弁の会報誌のリブラは、これはネットで過去のもの見れますけど、それとは別にっていうことですか。私は冊子になった会報誌のリブラは発送が必要だと思います。現在は自分が興味のある情報をネットで検索する時代ですけれども、興味のない情報にはアクセスしないということがないでしょうか。ですので、弁護士会からの情報伝達も電子化してしまうと、弁護士会に関心のない会員はますます弁護士会に関する情報に触れなくなるということになるんじゃないかなと思います。会報誌のリブラに関しては非常に魅力的な記事が多く載っていますので、ふだん弁護士会に関わり合いのない弁護士であっても、ちょっとしたときに中身を読むことはあるんじゃないかなと思います。で、そのときに意図せずして目に飛び込んできた記事を読んだことがきっかけに弁護士会に関心を持つということもあるんじゃないでしょうか。富家さんはリブラ、会報誌を紙の冊子の状態で全会員に郵送することについて否定的なお考えですか。

○富家

そうですね、要らないという方に関しては要らないとするのが自然環境的にもいいのかなと思いますので、選択制があればいいかなってとこです。

○横手

リブラは過去のものがウェブサイトで見れるんですけれども、テーマごとにまとめる余地があるんじゃないかなーと思います。例えばリブラの2019年3月号に先ほど申し上げたゴルフクラブの記事がですね、同好会通信のボリューム11としてあるんですけども、じゃあボリューム11が3月号なので2月号がボリューム10なのかなと思って2月号見るとボリューム10ないんですね。1月号、12月号、11月号と遡っていっても、やっぱり同好会通信が見つからないと。だからボリューム10がどこにあるのか探しても見つからなかつたんです。同好会の情報を集めたページを作って、過去のリブラの同好会通信へのリンクを貼っておくとか、そういうふうに情報を体系的に整理してまとめておくと同好会などの情報にアクセスしやすくなるんじゃないでしょうか。

次にメールマガジンはどうでしょうか。三森さん、東京弁護士会のメールマガジンについて何か御意見ありますか。

○三森

メールマガジンは定期的に弁護士会が登録者に送るツールとしてはとても優れてるとは思うんですけども、いかんせん内容がつまらないというか、判例が引用されてい

たりとか、こういった講座がありますとかっていうのはあるんですけど、率直に言って全然面白くないですよね。あそこに例えば弁護士会館誕生物語とかですね、新会長が大いに語るとかですね、今自治がどうだとかなんか読み物というか、ふっと目がとまるものがあったりすると面白くなるかと。せっかくお金をかけて維持して定期的にやっているので、是非面白い読み物とかためになるものとか、あとこの会館が1階、地下からずっと17階でしたっけ、ありますけど、まだまだ知られていない施設の説明とかあるとですね、結構若手の弁護士さんは知らないこととかあると思うんですね。そういうものの情報提供とかしていただけだとより親近感がわいていいんじゃないかなとは思っています。

○横手

私自身東京弁護士会のメールマガジンが送られてきているものの、全然読んでこなかったというのが実情でして、このプレゼンポジウムをやるに当たって改めてこれまで送られてきたメールマガジンを読んでみたんですが、研修やイベントの情報などお知らせが箇条書きになっていて、そこにURLのリンクが貼られたもの、それが多く送られて来ています。ですが、今までリンクをクリックしたことは1度もありませんでした。また、総会の前には総会の議案が短く箇条書きのように書かれただけのメールマガジンが送られてきたりしています。先ほど三森さんがおっしゃったように、もう少しメッセージ性があってもよい

のではないかなと思います。例えば東弁の財務の問題などについて論点を分かりやすくまとめたものを書いて送るとか、あるいは同好会の一覧を作つてこの同好会に入りませんかという勧誘のメールを送るとか、そういうことをしてメールマガジンをより価値が高いものにしていく余地はあるんじゃないかなと思います。

吉武さん、企業内弁護士の立場から弁護士会からの情報提供方法が問題だと思われることはありますか。

○吉武

はい。弁護士会からは委員会資料などは紙ではなくて事前に電子で配布されますが、会報誌と広報関係のチラシは毎月郵便物で送られます。郵便物以外にファクシミリで例えば私は東弁の知的財産権法部に入っていますが通知のファックスは郵便物同様、誰かがまとめて配布するようになっています。ファクシミリのほうが実は困っています。というのは、最近企業ではほとんどファクシミリは使わず、台数が限られています。私の会社では50人に1台とか、非常に遠いところにあります。ファクシミリは迷子になる確率がかなりあります。東弁の知財権法部の部会費の請求書がおそらく迷子でまだ届いてないような気がします。

○横手

ファックスが困るという意見は初めて聞きました。企業内弁護士からの貴重な御意見ではないかと思います。さて、これまで弁護士会から会員への情報提供というふう

に見てきましたけれども、逆に会員から弁護士会へのメッセージの発信ということはどうでしょうか。会派に所属していない会員が弁護士会へメッセージを発信するための環境は整っているでしょうか。会員が弁護士会に対してもっと自由にメッセージを発していく工夫をですね、更に改良する余地はないでしょうか。三森さん、東弁にはかたろーやーという電子掲示板があります。会員サイトの左側にかたろーやーのバーがあって、これは、会員が自由に書き込むことができる電子掲示板ですけれども、このような会員が意見を自由に書き込める電子掲示板について何か御意見はありますか。

○三森

総会で何か発言しろといつてもなかなか普通はハードルが高いし、会派に入っていないければ会派で発言することはそもそもできないというんではなかなか弁護士が弁護士会に対して自分の考えとか、あるいは不満も含めて意見を何か言うってことはできないのは現状ですよね。それで、かたろーやーっていう掲示板があるってことも、実は私も最近知って、ちょっとのぞいてみたけども余り投稿がないという。このプレシンポジウムの打合せの際にちょっと書き込んだんですけど、それでも反応がない。多分あのツールは非常に便利というか、若手の会員とかが匿名で言いたいことが言えるという意味では有意義なものだと思うんですけども、でも、やはり知られていなければ使いようがないというか、もうちょっと

若手があるいは弁護士が弁護士会に対していろいろな意見とか、なんかためになるといふか何でもいいんですけど、自由闊達な情報発信ができるようなものがあればいいなと思うので、もうちょっとこのかたる一やーについて工夫するとか周知するとかしたらいいんじゃないかとは個人的に思いました。

○横手

今年1月の東弁のメールマガジンで、安井前会長の新年の挨拶でその中に目安箱を設置しましたというメッセージがありました。4階の第一会員室と第二会員室に目安箱が設置されていることに気付いたんですけども、ふだん余り会館に来ない弁護士は目安箱があることに気付いていないかもしれません。目安箱は会員から理事者への意見を伝える重要なツールですので、この存在をもっと広めてもいいんじゃないかと思います。また、目安箱に入れる紙、意見を書く紙は会員室に備え付けられているんですけども、投書用の紙をデータにしてメールなどで配布しておけば、弁護士会館にほとんど来ることがない会員でも、たまに弁護士会館に来たときに投書することが可能になるんじゃないかと思います。

弁護士会の魅力

○横手

さて、弁護士会の魅力について確認していきたいと思いますけれども、吉武さんは企業内弁護士でいらっしゃいますが、企業内弁護士として弁護士会の魅力を感じる場

面はありますか。あるとしたらどんな場面でしょうか。

○吉武

先ほど来、他の三森先生他のパネラーの方もおっしゃっていますが、弁護士会に所属することでいろいろな人との出会いというのがすごく大きいです。企業内弁護士として私はコンプラですか知財ですか、幅広い仕事をしているような気でおりますけれども、やはり弁護士全体から見たら、若しくは社会全体から見たらまだまだ一面的な見方しかしておりません。刑事を御専門の先生とか、いろいろなバックグラウンドの先生とお会いできるということも1つの魅力ですし、年次についても、企業内弁護士は60期台以降が7割以上なので、やはり年次が偏っておりますし、経験も若手が多いです。弁護士会でいろんな年次の方と知り合ったりすることも非常に魅力の1つだと思います。また、もうひとつ、法律に関わる上で、各法律の大家とか、国際的な問題に強い先生とか、特定のニーズがあるときに、弁護士会のネットワークが使えるのは魅力の1つになっています。

○横手

野口さんにとって弁護士会の魅力はどんなところにありますか。

○野口

これまで先生方がおっしゃっていたように、ひとえに人とのつながりというのが非常に大きい魅力だと思います。メリット、デメリットのない関係で世代間を超えてつながることができるのは弁護士会ならでは

だと思いますし、さっき三森先生もおっしゃったとおり、思想信条等々も超えて、弁護士個人としてそれぞれが向き合って、総会や委員会でいろいろな議論をしていくことはまたない環境だとは思います。私もたまたま先週末二弁の若手フォーラムという委員会の懇親会に出たのですが、その際二弁の理事者の方々がいらっしゃって、なぜかその二次会の流れに、二弁会長、副会長と私みたいな恐ろしい組み合わせで行くことになったのですけれども。(笑い)その際私のちょっと生意気な話に会長も副会長も真摯に耳を傾けていただけたのですが、その様な事態は普通の社会では余りないことなのかなと思っています。そんな経験を通して若手も人間的な成長を見込めるのだとも感じています。

○横手

企業内弁護士やあるいは外国法共同事業の事務所に所属する弁護士、その他あらゆる弁護士にとって、人とのつながりを提供する、提供できるというところが弁護士会の大きな魅力の1つなんだと思います。弁護士会を通じて人のつながりを実感できれば、弁護士は弁護士会の魅力を感じるんじゃないでしょうか。

会員に対する援助

○横手

では、弁護士会の魅力を更に増すために弁護士会が会員に対してできることはあるでしょうか。富家さん、同期の弁護士などからブラック事務所の存在について聞いて

いることがありますか。ブラック事務所の対策について弁護士会ができることがあるでしょうか。

○富家

かなり聞きますね。私の修習を過ごした地域だとかなりの人間が半年以内ぐらいで移籍するとか、耳を疑うようなことを言われたりとか、深夜に1時間待たされて説教が始まって終電で帰れないとか、そんなのが普通に横行してるというのを、同期の人間がLINEで「ブラックを憎む会」みたいな感じのものを作って、情報を後輩たちに流していくんだとやってるのを見たこともあります。お金が出なかったとか、罵声をずっと浴びせ続けられるというようなこともたまーに聞きます。

同期が1人京都で自殺しているというのもあるので、ブラック事務所に対して弁護士会が何かやってるかというと、我々はやっていないという感覚を持っていました。もちろん今回のシンポジウムを機に、実は我々が知らなかつたこともあったりするのかなとは思うんですが。

ブラック事務所に入ってしまった人間が一番考えるのは、すぐに移籍したときのお金の負担や、登録換えの負担なので、止まり木的な事務所があつて国選とかができるような形でやれると、恐らくより逃げやすくなるのかなと。あとは匿名で相談できるような場所が必要なのかなと感じます。

○横手

ブラック事務所の対策以外に、弁護士に対する援助として何か弁護士会にできるこ

はあるでしょうか。

○富家

そうですね、私独立してすぐなので、何かそういう早期独立者に対する援助とか、あとはセーフティーネットとして、例えば会費が払えなくなってしまった場合に、何か弁護士会のものをやることによって一旦ちょっと立て直すことができる制度とか。我々若手の場合は、どちらかというとやはり経済的困窮がきついということと、きついがゆえに独立できないのでブラック事務所で働き続けないといけないというところで多くが苦しんでいるので、先ほど言ったような独立の支援、東京であれば本郷のほうにあるシェア型オフィスの周知をもう少ししたりとか、あの規模を大きくしたりとかしていただけると助かるなーと。私もあそこに入ろうと思ったんですが、タッチの差で入れなくて。私2人で独立するつもりだったんですが、2人部屋は2つしかなくて駄目でしたので、広げていただけると助かるなというところですね。

○横手

三森さん、ブラック事務所について何か御意見ありますか。

○三森

弁護士は法律の専門家ということで、当然ながら労働基準法とか労働契約法とかそういう各法律に詳しいのが前提になっているということと、あと監督を受けない、自治は監督を受けないということですけども、その前提にはブラックだとやゆされるような職務環境を作ってはいけないという

のは当たり前にあるわけですよね。ただ、反面、自治が自治であるゆえに、弁護士会あるいは事務所内自治というのがあるとどうしてもチェックが入らない。本来は各自の弁護士の当たり前の法規範を遵守するっていう姿勢がなきゃ駄目なんでしょうね。ただ今の弁護士会の情勢とか弁護士の経済状況からすると、なかなかきれいごとばかり言っててもしょうがないんだろうなっていうのを率直に思うところがあります。だとすると何件もそういう通報とか何かあった場合は実際にペナルティの公表制度なんかも検討する時期に来てるのかなということもありますし、あと実際の勤務形態とかが就職の説明のときと違っているなんてことがあったりすると、それは大問題なので、経営弁護士と勤務弁護士の間の契約をちゃんと作らせる。こんなこと弁護士に言うのもなんなんだけども、実際僕も10年くらい前に62期を事務所入れたときに契約書作ったかなーとふと思うと、あっ、ないとかいうことがったりして。(笑い) 自治の良いところはいいんですけど、自治が必ずしも何でもかんでもできるわけじゃないので、そこをよく考えた上で何かそういう公表制度、あるいはシステム的な抑制になるようなものを作るべきなのかなというようなことは思っています。

○柴垣

今のお話の新人を採用するときの採用条件その他について、平成30年3月26日の東弁理事者会決定で、弁護士採用適正化ガイドラインというのは一応あります。これ

は口幅ったいこと言いますと、期成会が2017年7月のシンポジウムを受けて理事者に提案をして決定されたもので、努力義務ですが、年俸が幾らだとか、委員会活動ができるかとか、そういうことを採用の段階で修習生に示しましょう、ないしは入所する段階で書面で交付しましょうというものです。これが一体実践されているのか、あるいは新しい年度の執行部がこの存在を知ってきちんと広報しているのか、そういうところは会としてもより採用する側の弁護士に周知をしていく必要は多分あるだろうと思います。それからもう1つ、ブラック事務所の関係ですけども、いきなり公表というペナルティをつけるというのはなかなかハードル高い話ですが、このブラック事務所の対策についても、日弁連の弁護士職務の適正化委員会の中で取り上げようかというような話には既になっていますので、いろんな情報を積極的に出していただけると何らかの対応が弁護士会としても取り得るという状況には今なりつつあるかなと思ってます。是非いろんなところで情報は出していただけると有り難いと思います。

弁護士自治と弁護士会の意義

○横手

後半では弁護士会や弁護士自治の意義や価値という少し抽象的な話題に移っていきたいと思います。まず初めに、三森さんと吉武さんはどのようなときに弁護士であることの価値や社会的責任を感じますか。

○三森

僕は29歳で試験に受かって、弁護士デビューは30過ぎてたんですけど、やはり弁護士の最初の頃からいろいろと責任ある仕事ができたなというのはありますね。特に自分の父親くらいの人からもいろいろ相談受けたりなんかして一生懸命仕事して、それで評価されるとやっぱりうれしかったし、責任ある仕事あるいは社会から信頼されるということを如実に感じました。やっぱり弁護士の先輩方の努力とか、弁護士会の社会におけるプレゼンとかがあったと思いますし、そういう意味ではほんとに弁護士なれてよかったなーと今でも日々感じています。特にさっきちょっと言いましたけど、弁護士だっていうこともあってか、PTA会長とか保護司とか労働局のあっせんの委員とか、そういう普通の会社員であたらまざないだろうという仕事とか、あと昨日は夫側で慰謝料払う仕事して、今日は妻側で慰謝料を請求するとかですね、ドラマみたいなっていうんですか、なかなかこう人生そんなにこんな体験ないだろうということがあって、すごくそういう意味では弁護士やっててよかったなって思いま



す。

○吉武

私はもともと、海外の企業の法務部と交渉するときに、相手は法曹資格者であるのが当たり前で、自分が資格のない法務部員であることがしゃくに障ったことも弁護士になった理由の1つです。ロースクールに行くときに、経済的な利益を追求する企業にいながらも、弁護士の使命とか社会的な責任を果たしていくということの両立をどう考えたらいいか、3年ぐらい考えたいですって志望書に書きました。事実、ロースクール卒業以降も考えさせられることがあります。

今でも企業の中において弁護士であることってどういう価値があるのというふうな目で他の従業員にも見られます。自分としては1つにはいろんな秘密を守れるし、従業員や役員の非常にまずい問題とか労務的なことなど守秘性が高い案件でも信頼を受けて相談してもらいます。そういうときにやっぱり弁護士であってよかったなと思います。もう1つは知財とか研究開発の分野の仕事をしているときに、人間とか動物を使った実験とか、倫理的な問題について企業が選択を迫られるときがあります。こういうときにもそういうときに弁護士として職業倫理に基づいた意見を言えることもあります。

○横手

富家さん、インターネットで大量に顧客を獲得する事務所の弁護士も社会的責任を感じているんでしょうか。もちろん人によ

るんだと思うんですけども、この辺りどのような傾向にあると思われますか。

○富家

こういうこと言われることよくあるんですけど、うふふふふ。(笑い) 実際、これはもう集客の手段にすぎないので、何も関係ないというのが私の意見ではあります。ただ、広告費かけてしまうとその分コストがかかってしまうので、丁寧にできるかとかそういう話は出てくるんじゃないかなと。利益重視で考えてれば、何で集客しようが仕事としては社会的責任感じない人もいますし、逆に私の前いた事務所では大量の事件ができるというのがあって、僕は行ったというところもありました。交通事故であれば請求系であればなかなか大量にやってるところも少ないので、専門性を大量の事件をやってつけさせてもらったなというところもありますね。気を付けないといけないのは広告でコストを使い過ぎてとか、若しくは利益重視になってしまってお断りするという形を考えなければいけないなと思ってます。

○横手

さて、私の知ってる方で、国際会議に出ると他国の弁護士は無難なことしか言わず、政府に対して批判的なことを言えないが、日本の弁護士は弁護士自治が強いからか政府に批判的なこともどんどん言っていると、そういう感想を述べている方がいました。果たしてそういう面はあるんでしょうか。野口さんはベトナムで勤務した経験をお持ちで、ベトナムの弁護士会との交流

活動もしていたとお聞きしていますが、ベトナムの弁護士会と比較して日本の弁護士会にはどのような特徴がありますか。

○野口

一言で申し上げますと、弁護士自治というのが最も大きな差だと思います。ベトナムの弁護士会というのは一応ありますけれども、弁護士自治はないという状況です。ないというのはどういうことかというと、そもそも国家システムが三権分立ではなく三権分業というのですが、司法の独立さえない状況で、弁護士会というのは一応単位会のように地方ごとにあるのですが、そのトップの会長は地方政府から任命されるという仕組みです。私がちょうど友好協定の締結を進めていたときも、前年に弁護士会の会長が政治的に失脚をして、新しく無難な人が選ばれた時期でした。また、例えば昨年もブログで民主主義的な記事を書いた弁護士が公安に逮捕されるということがありましたし、司法省に外弁登録をしていた私も駐在中は携帯をいずれかの当局と思われる機関に盗聴されていますし、基本的には、弁護士自治もへったくれもないような状況でした。今回、こういうテーマでお話するに当たって改めて考えたのですが、日本の弁護士自治はほんとにものすごいものだと感じたところがあります。ただ、さはさりながら、一応ベトナムの弁護士会も例えば国選であるとか、貧困弱者救済のための援助のような活動はやっていて、そういうことでは我々と共通することはあります、やはり政府に批判的な立場で何ら

かの活動を行うベトナムの弁護士はまずいないというのが実情です。

○横手

そうすると、ベトナムの弁護士会が何か社会に対して意見を出すということもないということなんですかね。

○野口

ないですね。政府の意向に沿ったような発言をするということはありますけれども。

○横手

弁護士自治があって、弁護士会が他の権力から独立していることによって社会に対して行政機関に対して意見を言っていくことができると、そういうことなのだろうと思います。

さて、弁護士自治の必要性に関して、弁護士自治は市民社会の意見形成のために必要であると言われることもあるかと思うんですけども、弁護士の独立が保障されていないのでは政府に対して批判的なことが言えず、市民社会の意見形成に役立つような意見を出すこともできません。野口さん、弁護士会が市民社会の意見形成のために社会に対して意見をどんどん出していって社会をあるべき方向に導くリーダーになれると思いますか。

○野口

リーダーになれるかどうかというのはちょっと難しい質問ですけれども、私の個人的な意見としては法律の専門家として独立的な立場にある弁護士会、そして弁護士という立場から、いろいろな対立軸のある

論点について、各論点における多方面の立場の専門性を高める役割を果たすことにより、弁護士及び弁護士会自身がリーディングポジションを形成していくことは非常に重要なのではないかと思っています。

ただ、1つの価値観に基づく意見をバックアップするということだと、それこそ先ほど申し上げたベトナム弁護士会のように政府のプロパガンダ機関のようになってしまって、政府側か反政府側かを問わず、1つの立場をリードするというのは反対です。多くの対立軸のある論点についていろいろなサイドからの専門性を高めるということが必要なのだと思っています。

○横手

会内で意見が割れるような性質のテーマについて、社会を一定の方向に導くための意見を弁護士会が出していくべきなのかというところは議論の余地もあるうかと思います。しかし、少なくとも会内をまとめ上げができる事柄については、弁護士会が社会に対して積極的に意見を出していくことによって、弁護士会のプレゼンスを高めることができるのでないでしょうか。

強制加入制について

○横手

次に強制加入制について取り上げたいと思います。野口さん、弁護士会の強制加入制度は必要であると思いますか。

○野口

私は必要だと思います。それは、先ほど

私は他の国の弁護士会との協定締結等に向けて国際委員会を通して活動していたと申し上げましたけれども、他国の弁護士会と友好協定を締結するカウンターパートになるためには、当然ながらその国の弁護士会と同等の機関であることが要請されます。そのような機関とされる弁護士会は、裁判官、検察官は別として法曹資格者全員で構成されることが基本的条件であると世界的にも認知されています。これはベトナムでも中国でも同じような枠組みですから、したがって強制加入制度は非常に大きな意義のあるものだと弁護士会の外交的な活動をするときに実感したように思います。

また、先ほど申し上げた弁護士会が社会において意見形成をするためのリーディングポジションを占めていくという意味では、こういった言い方が適切なのか分からぬですが、弁護士会に一定の権威も必要だと思っていて、弁護士全員の強制加入団体であるという枠組みは、弁護士会の権威の正統性を基礎づける要素でもあると思っているので、私個人的には強制加入制度というものは必要不可欠だと思っています。

○横手

富家さん、弁護士の中には強制加入制度をやめるべきだと、そういう意見の弁護士もいるんでしょうか。そういう意見はどのような考え方に基づいているんでしょうか。

○富家

はい、一定数いるかなと。まさに東弁の副会長選でこれを掲げて出てしまった方も

いらっしゃったかなと思います。そのとき私、ある程度その方と親しい関係にあったので、話を聞いたんですが、実はそこまで考えられてない。じゃあ、なくなれば何が起きるのか、例えばベトナムみたいな形になつたらいいのかというとそこまで考えてない。単に経済的な負担が大きい、あとは委員会にしろ参加しないといけない、負担が大きいのは嫌だというような単純な考え方のほうが多いのかなと。まさにそれだけ、負担だけの話かと思います。

○横手

刑事弁護でも、捜査機関の不当な措置に対して、弁護士会や弁護士自治があるから強く意見を言うことができる、接見妨害に対抗できると、そういう面があるのでないでしょうか。そして、弁護士会が強制加入であり、全ての弁護士が加入している団体であるから強く意見を言える、意見が一定の強さを持つということが言えるではないでしょうか。

さて、強制加入であるからには弁護士は弁護士会から課せられた義務を果たさなければなりません。その最たるものは会費、入会金の納入義務ですけれども、富家さん、現在の弁護士会の会費や入会金について高いと思われますか。会費の額についてはどのようにお考えでしょうか。

○富家

東弁が一番安いので高いとは言えないんですけど、全国的に見ても会費が高いかというとそうではないとは思うんですね。ただ、入会金は修習で和光にいるときに8月

に払えと言われて、貸与制の時代だと夏のボーナスがないのでどこから払うんだと。で、親から借りてましたね。じゃあ、それこそお金がない人間が弁護士になれるのかというとこであったり、私は二回試験の3日くらい前によく就職決まったような口なので、どこに登録で払えばいいのかというのも分からぬですし。私の地元香川県だと入会費が60万以上かかるので払えないやという形で、引越し代いろいろかかるにもかかわらず地元には行けないとかそういうものもありました。なので、入会金に関してはもう少し考えてもらうと助かるかなーというところですね。

○横手

吉武さん、企業内弁護士で、転勤の際に入会金の点などで登録換えが問題になることはありますか。

○吉武

そもそも登録の際に自己負担という弁護士もいて、大阪に登録するのに四、五十万払って文句を言う弁護士がいたのを覚えてますが、(会社都合による) 登録換えの費用や会費はかなりの弁護士は会社で負担してもらえると思います。とはいえ、登録換えの費用そのものが、企業ですと割と気軽に転勤させたり本社が移転したりとかっていうこともあるので、発生回数が多いと思います。もう1つは会費が地方によって違いますから、その差は何なのか企業にも説明も余りつかないので、転勤するときに登録換えしたくないとか、しないで済ませるという話は結構しそうあります。

○横手

私は数年前に自宅の転居があって、そのときに自宅の転居で登録の変更の手数料数千円を払ったんですけど、そのとき非常に高いなと思ったことがあります。こういうことが会員の不満につながって弁護士会離れを引き起こす要因にならないでしょうか。登録変更手数料についても見直す必要があるのではないかと思います。

会務の負担義務についてはどうでしょうか。野口さん、東弁では委員会、国選、当番、法律相談、その他弁護士会から定められた一定の義務を果たす必要があって、その義務が果たせないと 5 万円の会務活動等負担金を払うという制度になっていますが、第二東京弁護士会ではどのような義務が課せられているんでしょうか。

○野口

同じような義務を課せられています。私が 2 月まで所属をしていた英米系の法律事務所では、様々なチャリティーを全世界的にやっておりまして、その一環で私も難民支援の活動をしていました。難民支援協会との協力による難民支援の業務は、第二東京弁護士会では一定程度公益活動として認めていただけるので、私としてはそれでクリアをしていました。難民支援協会以外にも第二東京弁護士会が認定した幾つかの団体に関係した活動は公益活動と認定されます。個人的にはもうちょっと柔軟な形で公益活動を認める仕組みを作つてもいいのかなと思いますが、そうすると歯止めが効かなくなることもあるのでなかなか難しいだ

ろうとも感じています。

懲戒手続について

○横手

さて、今回のテーマは弁護士自治ですけれども、弁護士自治とは弁護士の資格審査や懲戒を弁護士会が実施して、弁護士の職務に関する規律を弁護士が定めることです。これは弁護士が権力から干渉されることなく人権擁護活動を行い、社会正義を実現するための制度的保障です。富家さん、懲戒手続について何かご意見ありますか。

○富家

私の前の事務所であった話なんですけど、パートナーの人間が懲戒請求を受けたときに、支店長になるんだっていうことで千葉に移ろうと思ってたんですけども、懲戒の請求を受けてしまったがゆえに移籍ができなくなった。受任通知等々に名前を載せられていたというだけで実際何も関係はなく、懲戒の処分は出なかったんですが、そのおかげで移動ができなくなった。また違う人間ではあるんですが、例の事件のときにもう早く辞めたいんだと、懲戒を起こすような事務所辞めようと思って地元に帰ろうとするとそれもできなくなる。すぐに処分が出ず、何年も検討があってということになるので、移動だけはさせてもらえたほうが、その事務所を辞めるとときに選択も広がると思いますし、損害が非常に大きいので、移籍が自由になればと思ってます。また、例えば全国一律に懲戒請求を受けてる事務所があったかと思うんですけど

ど、県によって判断が違う。その支店長が悪いことしたのかと、法人特に大規模法人ができてきた時代において、経営陣が東京でやったものが各地方の65期とか66期とかの支店長に何の責任があり経営の問題があるんだというのもあるんですが、県によって全然違う判断が出たりとかしますので、その辺りも統一的な判断が出るような方法はないかなとは思ってます。

○柴垣

今の懲戒の統一的な判断ということですけども、一応法の建前としては弁護士法56条2項では弁護士会、所属会が懲戒をするという明文があって、もちろん日弁連もできないわけじゃなくて、補充的に60条ができるという規定にはなっています。しかし、弁護士会ではなく日弁連の中に組織作って、そこで全部やるというのはなかなか難しい。そういう中でじゃあ量刑というか、その処分の内容の違い、ばらつきはどうなんだという問題はあるんだろうと思いますけども、それはそれぞれの弁護士会の懲戒委員会の判断ということになってしまふ。他方、実は司法書士会が今司法書士法の改正法案を内閣から出していて、この通常国会で通りそうなんですけども、彼らは懲戒処分のばらつきを統一するために今まで地方法務局長が懲戒権者だったものを法務大臣に格上げをして統一してほしいという要望を出して、そのような内容で今法案が出てます。弁護士会と司法書士会にはいろいろ違いがあるので、どちらが正しい悪いということを今コメントするつもりは

ありませんが、動きとしてはそういうことがあるということだけ補足しておきます。

○横手

懲戒の審査機関の統一ということでは、単位会自治という観点からは、ある単位会での懲戒手続について単位会以外の弁護士が関わるのは問題があるので、その点を考慮しなくてはいけないかなと思います。他方でひとたび懲戒請求がなされると移籍が全くできなくなるという点については検討が必要なのではないでしょうか。

弁護士が共有できる価値

○横手

さて、英米ではプロフェッショナリズムが弱体化してしまって弁護士業がビジネス、インダストリーになってしまったという指摘があります。我が国でも弁護士業務の在り方、弁護士像が多様化する中で弁護士業のビジネス化傾向があるようと思われますが、そんな中でも全ての弁護士が共通して持つことができる価値観はあるんでしょうか。弁護士法1条は人権擁護が弁護士の使命であることなどを規定していますけれども、吉武さん、弁護士の人権擁護に関する活動を意識することはありますか。例えば国際会議で弁護士の人権問題に対する取組について話題に出ることはありますか。

○吉武

コンプラ研修とかで私はパワハラ研修とかハラスメント研修というのが嫌で、どちらかというと被害者側というか人権研修と

いうべきだろうと思って、その名称にしています。IBA のアジア地域フォーラムが今年東京で 2 月末から 3 月の頭にかけてありましたがいろいろとテーマがある中でビジネスと人権というテーマに参加しました。これは国連の提唱するビジネスと人権というテーマの解説、つまりは大企業が人権を侵害していないかどうか、自分で見張って自分も人権擁護の担い手になってくださいというようなメッセージが企業に向けられているという話です。そういう国連の提唱に基づいて、日本において 2019 年の後半くらいにプライオリティを考えたアクションプランがドラフトされる予定になっています。企業内弁護士とかそれに限らず国際的な企業同士の法務の集まりでは、最近調達先のポリシーとかで人権を侵害していないことを条件に選ぶとか、若しくは新しい企業を買うときに人権を侵害していないかどうかデューデリジェンスを行うということも話題に上ります。

○横手

吉武さんや野口さんは、人権擁護や、あるいは社会正義の実現という価値観を弁護士が共有すべきだという考え方と共に鳴されますか。

○吉武

私個人は法律にかかるなどを企業の中でやっている以上は、利益・メリットも享受してはいるんですけども、人権擁護とか社会正義の実現というのも必要だということを言わないと自分が弁護士でありながら企業の従業員であるということの価値があま

りないと思ってるんで、共有すべきという範囲が分からんんですけど、自分自身は共鳴するところです。

○野口

私は個人的に非常に共感します。企業法務や渉外法務とお聞きになられると、そういうところは非常に縁遠いと思われるかもしれないですが、海外の弁護士たちと仕事をする機会が非常に多い経験からしますと、彼らと法制度が違っても、程度の差はあるのですが、人権擁護や社会正義の実現、それから法の支配といった日本の弁護士が実現すべきとされる価値観を完全に否定している国は実はベトナムも中国も含めてあまりない。渉外実務で常々感じたのですが、他の国の弁護士たちと共通のテーマでディスカッションしたり仕事をしていく上で、ここは絶対に守らなければいけないだろうといった落としどころや勘所で通じ合えるのは、認められる範囲や政治的な問題は各々あるにせよ、全世界の弁護士共通の価値観を最低限共有しているからなのだと考えています。その価値観がおそらく、人権擁護や社会正義及び法の支配の実現といったような基本概念なのだと思います。

○横手

人権を擁護すべきであるという価値観は正しそうですけれども、多数の弁護士をまとめ上げるという観点から見たときに、対立利益を考慮しなければならない場合があるということを少し念頭に置かなければならぬのではないかと私自身は思っています。

す。これに対して、法の支配の実現というと少しニュートラルな響きがあるのではないかと思います。法の支配と反対の概念は人の支配ですけれども、我々は人の支配にならないようにルールが守られる社会を維持するために力を尽くしているのだと、そういう価値観を共有していくことはできないでしょうか。法の支配を実現するという価値観でまとまっていくことには異論がないのではないかと個人的には思っています。

では、人権擁護なり法の支配の実現なりが弁護士の存在意義、アイデンティティであるとして、この価値観を私たちは共有していくことができるのでしょうか。また、弁護士は少数者の権利を擁護するための存在であると、少数者の権利を擁護する活動をするためには弁護士の独立を保障する必要があり、それゆえ、弁護士自治が必要である。我々の仕事は公共に奉仕するためのものなのだというプロフェッショナルの価値観を共有していけるんでしょうか。弁護士の人数が増えて弁護士業務も多様化した中で、弁護士の中にかなり考え方の隔たりがあるように思われます。富家さん、弁護士の中には経済的利益の最大化が目的であって、弁護士の責務意識つまり少数者の権利保護のために働いているという意識がない弁護士も存在するんでしょうか。

○富家

結構いるんじゃないかなと思いますね。本当に僕らの世代だからというのは違うんですが、もう余裕がないんですね。もっと

いえば、私自身が前の事務所で働いているときには少数者権利保護はかなり考えてました。それは給料によって保障されてて、自分が持てる個人事件の数のところでやればいいんじゃないかなと思ってましたので、ただ、じゃあ独立して今経営をして66期が従業員を抱えて東京でやるとなると正直苦しいというのが意見です。甘いこと言ってられないという気持ちもありますし、甘いことをやってその結果よくない方向に行ったりとか、資金難のほうに走っていったりもしましたので、程度の問題からすると前よりは考えられなくなってきたなというふうに私個人も思っていますし、もっと思ってるような同期はいるのかなと思いますね。もう本当に金しか興味がないなんていう人間も見ましたし、何てことするんだというふうに思います。無料相談で、これは相談もう少し聞いてあげたらいいんじゃないかなと思うのがどこも全てお断りで流れてきて、そのたびに他の先生どうやってるんだろうと思うときはありますね。

○横手

弁護士自治が不要であると考える弁護士もいるんですか。

○富家

いるというか、考えてないというのが正直な意見かなと。自治自体が嫌で誰かに管理されたいなんていう弁護士がいるとはちょっと思えないんで。(笑い) 例えば脱退をして、自分の弁護士会のようなものを、昔の東京弁護士会が3会に分かれたよ

うな形で、発想している方もいるのかなと思います。それでも自治が不要だというわけではなく、余り考えてない。こういう議論をする機会がないからだとも思いますし、こういうのをじゃあ修習でもロースクールでもするのかというとしないですね。入ってから、実務に出てからも考える機会がない。こういうシンポジウム出てこれるかというと正直、私前でしゃべってるので来てますけど、行くかというと。(笑い) かなり電話がかかってきて、今も何か起きてるのかなと思うときもあるので、余裕がないので考えてないというのが一番大きいのかなと思います。

○横手

野口さん、弁護士自治不要論ということがあるのかどうかという点に関連して御意見ありますか。

○野口

弁護士自治が本当にないという有様を目の当たりにした自分としては、この日本の弁護士自治制度というのは恐らくこの上なく価値があるものなのだと強く感じたところです。先ほど富家先生がおっしゃったように、私もこのシンポジウムがあるまでまじめに自治について考えたことがなかったので、ベトナムって怖い国だなというぐらいしか印象がなかったのですが、ただ改めて考えるに、弁護士自治を失った弁護士会はおそらく完全に別物の存在になってしまふと確信しますし、また、弁護士自治は恐らく失ってしまうともう二度と手に入らないものだと思います。先ほど富家先生も

おっしゃったように自治不要と積極的に考えている人たちは恐らくいないと思うので、このシンポジウムのような考える場を提供するなり周知するということが必要なだと感じる次第ですね。

○柴垣

今のご発言、無関心というのと考えていない、ないしは考える余裕がないというのはイコールではないと理解してよいでしょうか。

○富家

そうですね、例えば司法書士とかだと自治がないと思うんですが、それで不便が出てないので、司法書士だとか医師会と比べてあっちのほうにすればいいんじゃないかと言ってるんですね。なので、それこそまさに考えてない。無関心な人間は余り見ないかなと、むしろ関心があって違う意見を持つてるが、考えてないというのが正解だと思います。

○野口

富家先生のようにそういった方々と直接議論をしたことが余りないので何とも言えないのですけれども、私の認識ではやはり弁護士自治を少しでも考えるきっかけがあるのであれば、そういう方々の認識は変わるといかないまでも深まるのじゃないかなと思います。

○柴垣

ありがとうございます。実はこの弁護士自治というか自治権の問題についていうと、今司法書士の話も少し出ましたが、先ほどお話ししたように司法書士会は、自分

の業法を改正して、まさに使命規定を今回入れると。国民の権利を擁護しという言葉はどうしてもほしくて、一生懸命活動して今国会にかかってる。また行政書士についても、さすがに権利擁護という言葉はちょっと落ちてはいるようですが、1条の自分たちの目的規定に、国民の権利の実現に寄与するとかそういう部分を入れたいんだという強烈な思いがずっとある。で、我々弁護士会のほうは、若い人を中心には、この自治についての理解がなかなか深まらないという状況の中で、他業界が弁護士をどう見てるのか、我々も登録した段階で自治が与えられているので、それが当然空気になってしまってますけども、実は歴史を見ればそうじゃない、闘ってきて勝ち取ってきた大切な権利で、かつそれを他業界の人たちがある意味どうしてもほしがっている、そういうものを作りが既に持っているんだということをもう少しみんなに広げていくような活動が弁護士会としては必要なかなと最近感じている、今の話題を聞いて感じたところです。

○横手

現在弁護士自治が当たり前になっておりますので、弁護士自治が重要であるということを意識する機会がないのかもしれません。しかし、企業内弁護士にとっても外国法共同事業の事務所に所属する弁護士にとっても、あるいはインターネットで大量に広告をして顧客を集めること務所の弁護士にとっても弁護士自治が重要で恩恵を受けているということは変わらないわけですか

ら、弁護士が弁護士自治の重要性に気付くようなきっかけを与える活動を広めていくべきではないかと思います。そして、どうやって弁護士自治がどういう点で重要なのかを伝えていくのか、その伝え方についてはみなで知恵を出し合って考えていくことが必要なんではないでしょうか。三森さん、4万人を超える弁護士へ一定の価値観を伝えていくこと、そのためには何ができるでしょうか。

○三森

公益活動っていうのは、弁護士がそういう公の仕事をやってるという期待感があるから声がかかるんですね。僕保護司やっていますけど、全くのノーギャラで、やるといろんな方に感謝していただいたら、あるいは少しでもいいことが出るとか達成感を感じたりしますよね。あと弱者救済で法テラス使ってお金がない方に寄り添って一生懸命やるとすごく喜んでもらえたりっていうのもあって、そういうのはやっぱり、日々の業務の中でそういう体験する機会があるからなんですね。だから、4万人を超えてですね、僕が2万8000番台登録でもう僕の後ろに3万人くらい弁護士いるんですけど、彼らが仕事や事務所の維持等で大変だというのはよく分かるんですけど、どうしても体験するチャンスというか、食わず嫌いをやめるというか、公益活動を一生懸命やつたら得たことで自己肯定感が増すとかですね、そういったものを何とかつないでいくにはどうしたらいいのかなといろいろ考えると、やっぱり余り反応はよくない

のかもしれませんけども、会だったり会派だったりが声をかけて若手に対して、こういうのがあるんだけどやってみたらどうだいというようなことでアタックするしかないんじゃないですかね。そうしないとなかなか公益活動に取り組むっていう習慣とかチャンスがない人間にやってみろたってできるわけないんで、公益活動ってものも弁護士自治に与えられた1つの使命だとすれば、そこはある程度弁護士会が積極的に声をかけて人を募ってですね、何かの仕組みを作っていくということを一生懸命やつていくしかないんだと思いますね。

○横手

弁護士自治など我々が共有すべき考え方について解説した会員向けの冊子を作って、それをウェブサイトに掲載するということはやってもいいのかなと思います。期成会では2019年度の政策集、私たちの政策で弁護士自治のリーフレットの案を掲載していますので、これを基に議論することもあり得るかなと思います。会派無所属の人に声をかけて弁護士自治について解説した冊子作りの作業に加わってもらうと、そのこと自体弁護士自治の考え方を会内に広めていく工夫になるんじゃないかなと思います。

会外に対して

○横手

これまで、会内に目を向けて話してきましたけれども、弁護士自治を維持するためには会内だけでなく会外に対する対策も必

要です。特に預り金横領などの不祥事は弁護士に対する社会からの信頼を損ない、弁護士自治に対する外からの批判を招くことになります。不祥事の対策を行うことは重要ですけれども、攻撃は最大の防御ということです弁護士会のプレゼンスを高めるような活動を行うことで、社会からの弁護士会に対する信頼を勝ち得ていくことが必要ではないでしょうか。私がそのような活動として1つ思い付くのは小学校、中学校、高校での法教育ですけれども、法教育を含めた公益活動を行っていくことで弁護士会に対する社会の信頼を高めていくべきではないかと思います。そのためには弁護士会は弁護士の公益活動に対する関心を刺激して引き出していくことが重要だと思います。野口さん、社会に対して弁護士会のプレゼンスを高め、弁護士会に対する社会の信頼を得る活動にはどのようなものがあり得ると思いますか。

○野口

まず、公益活動等弁護士会がこれまで取り組んできた活動をもっと広報することが非常に効果的ではないかと思います。そして繰り返しになりますが、弁護士会自身が社会で対立軸のある論点について、専門性を高めるためのリーディングポジションを築くことをとおしてプレゼンスを高めることが非常に必要なことだと思っています。例えば死刑廃止、遺伝子治療と生命倫理、ジェンダー、労働とAI、さらに憲法問題や安全保障であるとか、社会の問題はいろいろとあると思います。ただ、1つの意見

だけを弁護士会として発信してしまうと、語弊を恐れずに言うと非常に偏った団体と言われてしまうときもありますので、少なくとも客観的にそのように見られないような発信の仕方を心がけることが非常に重要なことを思っています。

○横手

吉武さんはどうでしょうか。社会から信頼を得るような弁護士会の活動にはどのようなものがあると思いますか。

○吉武

もちろん公益活動や弁護士会として国内のいろいろな法的な意見の表明などもあるのですが弁護士になって10年間の間に3回以上国際会議とかに行って感じたのは、世界の中で日本の弁護士の数がやっぱり少ないとということです。日本の弁護士の国際的な位置づけというか存在感というのを上げることが必要と思い始めました。というのは、国際社会においても人権擁護ということにおいて、日本というのはかなり信頼され得る国でもありますし、弁護士自治も保たれている国です。私が企業内弁護士になりたての頃は、ちょっと弁護士会では疎外感を味わったというか、私が弁護士を目指した20年ぐらい前は約70人ぐらいしか全国におらず、マイノリティでした。私が弁護士として登録した2008年は300人程度、現在が2000人ですからものすごく増えました。とはいえた全世界でいいたらまだまだ少ないです。しかし、国際会議とか全世界に行ったら別にそんな小さい違いは大したことじゃないというふうに感じること

で、自分自身弁護士であることを再認識できます。そういうときにやっぱり弁護士会に所属するべきだなと思います。それとともに、既にマイノリティは脱して、やはり最初の頃の疎外感すなわち、何となく総会に行っちゃいけない、会派に入っちゃいけないような感じだった時代とは異なることを感じます。これからはそういうのを関係なく、弁護士会の活動に貢献し、そういう意見を担う一員としてやっていけたらなと思っています。

○横手

私は弁護士自治の意義を社会に対して広めるというのも、社会から弁護士会に対する理解を得るために一つの方法なんじゃないかと思います。少数者の権利が守られる社会を作ることが重要なんだということ、弁護士が少数者の権利を擁護するための存在なんだということ、政府に対して批判的なことを言えなくなってしまうのでは市民社会の意見形成に役立つことはできないこと、この辺りをもっと会員だけでなく社会全体に対して強く打ち出していいてもよいのではないかでしょうか。東京弁護士会のフェイスブックやツイッターは非常に活発で、頻繁に更新されています。過去半年分の投稿を見たんですけども、弁護士自治がなぜ重要なのかといった弁護士自治に関する投稿は一つもありませんでした。フェイスブックやツイッターで東京弁護士会のアカウントから弁護士自治の重要性について投稿していくというのは一つ考えられないでしょうか。

それでは最後にお1人ずつ言い残したことなどお願ひいたします。

○吉武

私に限らず弁護士が企業に入った理由としては、日本が国際的な活躍をする企業が結構数多くあって、負けないように頑張ってほしいということで入ったりしています。学卒の一番最初には弁護士を目指さなかっただ私としては、10年程度会社員時代に国際感覚を身につけてきたつもりです。一弁の国際関係部会では、弁護士の国際的な業務をもっとちゃんと質よくできるようについてふうに貢献しているつもりです。そして企業内か否かは関係なく、強みを生かして弁護士会の活動に貢献したいです。一方でインハウスとそうでない弁護士、お互いに分からぬところも多いと思いますので、教えあえたらよいと今日も痛感いたしました。

○野口

冒頭にちょっと申し上げましたけれども、私自身は最初、現在携わっている渉外・企業法務とは全く関係のないような一般民事半分、中小企業法務半分ぐらいの小規模事務所に就職して、ひょんなご縁から海外業務をやるようになりました。弁護士自治が掛け替えのない制度であることは、もうこれまでさんざんお話をしてきたとおりで、その重要性を深く理解できたというのも海外の経験があったからだと再認識したところです。今の若い人たちにとっては、弁護士資格を取ったらバラ色という時代ではないことも理解しているつもりです

が、だからこそ、内向きの姿勢ではなくてあらゆる意味で外に目を向けること、例えば英語ができなくても無理やり海外に一人でも出て挑戦してみると、そんな姿勢が重要だと思うのです。帰国子女でもなく、留学経験もない私が、突然ベトナムにある韓国系法律事務所という日本語の通じる人の存在しないアウェーな環境に放り込まれたことから現在のご縁に繋がったという体験をしましたので、若手の皆さんには、これまでに誰もやったことのない無謀なことにどんどん挑戦していってほしいと強く願っています。今後もそういった布教活動を若手たちにしていきたいなと考えています。

○富家

弁護士自治を維持するためにも、一番必要なのは若手の救済であると、これが急務であると思っています。私が教えに行ってた大学でも、弁護士になりたいという人間が親に反対されました。あんな不安定な仕事になるなんて絶対許さんと、僕も説得もしたんですけど駄目だと、受験者数も非常に下がってると思います。なぜかというとバラ色の未来がないからです。若手が苦境になってるからだと思います。それが社会からの目につながってると思っておりますし、内部の面でも弁護士自治維持のために人権活動したいという人間結構多くいます。若手も弁護士になった以上はお金でなったというよりは人権の目的でなってるんですね。ただ、現状がそれができない苦境になってるので、全ては弁護士増大にし

てしまった現状の部分にひずみが出ていると思ってます。ってことは、ひずみの部分を修正すれば直ると私は思っています。

○三森

ここにいる4人が、弁護士ではあるけど全く違うでしょう。いろんな背景とか仕事が全然違う人が1つの弁護士会という組織に所属しているってことの意味をよく考えるべきだと思います。やはり、何かをしてもらうために自治があるんじゃなくて、社会に対してあるいは国に対して自由に何かをすることができるための自治なのだとということと、あとその弁護士会の会費問題が最近出ていますけど、弁護士会に何かしてもらうための対価ということで考えるのはなくて、自治を守るための経費として見ることだと思うんですね。国家資格のなかで自治権があるのは弁護士会だけ。それだけでも本来はプレゼンスはあるはずで、それをどう生かしていくのかってことがまさに今の弁護士会、あるいは弁護士個人あるいは委員会も含めていろんな団体の今後の使命であり、1つの課題かななんて思って聞いていました。すごく勉強になったシンポジウムでとってもよかったですと自画自賛しております。

○横手

それではパネルディスカッションはこれで終了ということにして、残りの時間は会場の皆様からのご意見、あるいはご質問の時間に充てたいと思います。

質疑応答

○質問者 森田太三

34期の森田です。感想も含めてちょっと質問させていただきます。今日パネラーのお話を聞いて、正直なところほっとしたというのが率直な感想ですね。そもそもこういった、改めて弁護士会と弁護士の意義を問うというシンポジウムを持ちました主催者の意図は、もちろん弁護士の自治が非常に危機的な状況に陥っているのではないかという問題意識があるのですよね。その中では弁護士自治をそもそも考えたことがないとか、あるいは意識が希薄化しているという傾向があるかと思うのですが、この点については、今日の前半部分の議論の中で、弁護士会の会務活動の在り方だとか、会から会員への、あるいは会員から会に対しての情報提供のあり方については、いろんな工夫をする中で克服していくのではないかという感想を持ちました。ただ、そういう中で一方では、そもそも弁護士会の自治は要らないのではないかという意見が最近は一部出てきてまして、そのような考え方なり傾向がますます増えていくのではないか



ないかという心配があると思うのですが、今日パネラーの皆さんのお話を聞きますと、考えるきっかけをうまく提供できれば、この問題を深めて考えていくのではないのかという結論だったと思います。改めて聞くのですが、皆さんの周囲の今の若い弁護士と接触されて、きっかけさえあれば、弁護士自治の問題を改めてきちんと議論しながら、いい自治を作っていくのだとなつていくのだろうかと、この点についてもう一度率直なご意見を聞きたいというのが1点と。あと、たしかに会務にいろいろ参加すると、こういった問題を考えるきっかけというのがあると思うんです。問題はなかなか会務に参加できない会員の方が非常に多くいらっしゃって、そういう方は日常の業務で汲々としているんですよね。できれば日常の業務をする中で、こういった弁護士の自治の問題を考えるきっかけみたいなものが何かあるのかどうか、こういったことをすれば日常業務の中で考えられるんじゃないかというようなものもしあれば、お聞かせいただきたい。

○富家

僕は先ほどのとこでも、そちらの否定的な意見の人間の話をよく聞いていたので、考える機会があるかというのであれば、僕はないと断言した答えになりますね。ほんとにそんな余裕なんか全くないというのが答えになります。ただ、強制的に考える契機があるかというと、例えば選挙とかに出てみて、あれが1つのきっかけだったのかなと。あーそうか、そういうものなんだと

いうのがみんなで分かったので、そういう何か、例えば目安箱とかで意見を書いている人がいて、その意見について皆さんどう思いますかってアンケートを取るとか、そういう中で考えてくるのかなと。なので、日常業務の中ではもう不可能だというふうに、若手からは回答させてもらうというところですね。何か積極的に働きかけがあれば、我々はやれるとは思います。

○野口

私も立場が若干違うのですけれども、日常生活の中で弁護士自治を考えるきっかけがあるかというと、ないと思います。ただ、語弊を恐れずに言うと、私の周りにいる若手は、忙しいとは思いますけれども、財政的な状況は厳しいとまでいかないような弁護士たちではあるので、議論のきっかけさえあれば、弁護士自治や弁護士が持つべき価値観への認識が違和感なく深まっていくと思っています。今いろいろなお話を聞きながら即席で考えたのですけども、例えば弁護士会でそういった弁護士自治に関する研修みたいなものを何年目かで実施するというのは、1つ手としてあるのかなと思いました。

○柴垣

自治に関する研修というのは、現在はそれに特化したものはないのです。倫理研修とは若干違うということがあって、ですから、今のご指摘は会としては大事なところかなと思います。

○吉武

組織に属している人間なので、組織とい

うものが何なのかとか、みんなが集まってものごとを決めるということを考えることは多いのですが、自治については考えるきっかけというのは日常業務においては難しいと思います。一方で、企業内にいる弁護士というのは必ずしも日本資格の者ばかりではなくてアメリカ資格の者のほうが多いです。とはいって、日本の弁護士会に所属している意識が強い日本の弁護士もいて、私の周りにいる企業内弁護士たちは弁護士会の意義とか意外と考えています。これからどうあるべきかに関心を持ち、会務に参加する人の中では多いのですが、やはりきっかけがないと、という面もあります。また、若手の会員の中にはやっぱり全然そういう余裕はないといった声もあるので、一枚岩ではないのですけれども、きっかけがあればという人は相当数いると思います。

○三森

日常の業務の中で自治を考える機会はあるかというのは、僕は刑事弁護、それこそ私が登録した頃っていうのは1か月5件、行けば必ず国選をもらえた時代だったので、僕は割と好きで刑事弁護をやっていました。そのときにやはり検察官に対して毅然とした態度で臨んだときに全然怖くなかったというのは、一つ、自治があったのかなと今思っています。あと、最近ある裁判官が国会で首を取られそうになっていますよね。ああいうのはニュースで見ると、やはりとんでもないなと思うのですけど、自治のある弁護士会ではそういうのがない

ですよね。そういうニュースに接すると、ああ、自治っていうのはやはり大事だなと、これは取りあげられたらもう取り返せないから守るしかないぞ、というようなことは思いますね。あと事務所で自治を学ぶということはなかなか難しいのでしょうかけど、弁護士会から今後いろんな広報とか研修とかがあれば、今回のシンポジウムもすごく勉強になったので、こういう企画はずっとやっていけば、自治は要らないという意見もあるという話はありましたけど、そんなことはないだろうと説明がいくと思うので、僕は割と楽観視はしています。

○質問者 外田正

63期の外田正と申します。本日はありがとうございました。吉武先生と富家先生にお伺いしたいんですけども、まず1つ総会について、お二人は理由は違いますが総会になかなか出席するのは難しいというご発言があったかと思います。現に若手とかインハウスの先生方とかは総会にもっと出ていないという実態はあるかと思うのですが、今の状態をどう変えれば出席する、あるいは全然別の形であるとしても、意思表明できるようになるかというところにつ



いて、ご意見があれば教えていただきたいです。2点目は、富家先生に対して、会派についてなのですが、一度入っていたことがありつつ、今は無会派のままでいらっしゃるというふうに伺ってますけれども、会派に入っていたほうがよかったのか、それとも今のやめている状態のほうがよかったのか、というところをお聞きしたいです。

○吉武

個人の意見ですけれど、一番最初やっぱり登録してすぐの頃は、非常にマイノリティで、よく何をやっているか分からなかつたという理由がありました。今では自分もいろいろと会務をやって分かつてはきたのですけれども、あらかじめある程度自分と同じような意見の人と意見形成をして、こういう意見を言いたいなとか、ある程度議論をしてからじゃないと、やっぱり突発的に久々に行きたいという気持ちにはなれない。ただ、かなりインハウスとかの数も多くなってきて、定期的に集まっているようなインハウスだけの会とかもあります。さすがに1人だけで意見を言いたくないみたいな人は組織内弁護士にも多いので、そういう意味ではインハウスの会務参加率が高くなれば意見もある程度まとまって、周囲の意見があらかじめ分かれれば、出席するようになるのかなと思います。

○富家

総会のほうなんんですけど、正直な意見としてはそもそも議題について、争点が何

で、何をやっているのかというのを考える時間がない。この議題はどこからどういうふうにあがって、今対立軸はどうなっているんだろうかというのが分からずに総会に行くというのがそもそも難しくて、例えば選挙のようなもので公約が出てれば分かりやすいのですが、そもそも議題が入ってきづらい。もう少し分かりやすい形で入ってくれれば参加しやすいかなというのが1点です。で、もう1点としては例えばアンケートのような形でぱちっとボタンを押したりとか、メールを打ったりとか、そういう方法だったらいいのですが、参加までしてそこで理解して投票してとかっていうのがかなり負担で、選挙ぐらいでしか自分の意見が言いづらいなというところですね。で、2点目の会派の件なんですけれども、そもそも入るきっかけが自分の事務所が入っていたので何も考えずにで、何かあるときに行くこともあるぐらいの、熱心ではない人間でした。これは委員会と会派を2つやると自分のキャリアとして仕事が1年目だとできないなーとは思っていたので、自分のやりたかった委員会のほうをやって、会派は途中から参加していこうかなと思ってぱちぱち参加し始めたぐらいでやめました。次にどこか入っている人もいますし、誘われることもありますけど、会派の考え方自体が僕と合うところがあるかなというのを考えてから思っています。なので、取りあえず入ってしまうよりはいろんなところに参加して、こういうところでもそうですし、話を聞かせてもらって共感できたとこ

ろに入るというのが本来の筋かなと思っています。なので今は脱退の状態でいます。

○柴垣

はい、ありがとうございました。他に御質問、感想を含めたことでも結構ですけども、御発言ありますか。いかがでしょうか、じゃあ、はい。お願ひします。

○質問者 増岡研介

大変充実したパネルを聞かせていただきありがとうございました。2003年に、当時、司法改革に関するいろんな法律ができてきたときに公益活動の義務化ということを東弁で始めたんですね。これ実は二弁のほうが早くそういう話ができて、同年代、同年度にできた制度なんんですけど、さっき負担金のお話がありましたよね。で、公益活動の義務化というのは、弁護士会はみんなで支えていかないと弁護士自治が危なくなるだろうという危機感の下に作られたわけですけども、それが今どういうふうに機能していて、若手の方やいろんな業態の方からどういうふうに見られているのかなっていうのを皆さんにお聞きしてみたいと思って。

○富家

正直重いしなくしてほしいと思っています。人権活動的なものは負担金によってやるものではないと思っていますし、行けているときは委員会活動も相当数は行っておりました。かなりの活動をしたつもりがあります。それを負担金のために来られる人がいれば、そんな人間と同等だと思われるのも嫌です。なので、負担金の有無は

正直、払えばいいんでしょうと言っている人間を見たりするので、もっと自発的にやってもらえるようになるといいのかなというのが本音です。負担金が重いと言っている方もいますが、逆にいえばこの負担金があるからこそ、事務所に行ってきますと言いややすかったかなというのもあります。私の前の事務所はほんとに自由に行かせてもらっていて、ただ他の事務所の友人は行けないんだけど負担金があるから取りあえず行くという形で、一概に悪いかどうかというのは人によってではあると思うんですが、僕はあまりいいとは思ってないですし、それがあるからいいという意見もあると思います。

○野口

私の立場からいうと公益活動の義務化というのをやっぱり必要だろうと思っています。弁護士自治との兼ね合いではうまく説明できないのですけれども、私も最初の事務所で委員会活動をするようになったきっかけは、当時のボスが義務的な公益活動による業務外活動を許容していたことだったように思います。正直なところ、その時点で自身が財政的に困窮していたかというとそうでもないぐらいではあったので、非常に厳しい所得事情の若手にとって義務的活動は大きな負担かもしれません。例えば、会費とともに公益負担についても一定程度免除したりすることも考えられるのではないかでしょうか。

○吉武

私は義務的であるべきだと思います。と

いうのは、インハウスですとこれが義務でないと、まず弁護士会に定期的に行くとか会務に関わるという接点が少なくなります。会務に行かなくても仕事はあるじゃないかということになるので、若手で気が弱いと義務化されてなければ「行くのか?」みたいに上司に睨まれたら、お金にならないし行かないとなる人がいないとも限らないです。とはいえ、私も同僚の弁護士とかで全然行かない人がいまして、聞いてみたら海外関係の仕事とかで忙しいから今は行かないという人もいまして、負担金があるのも実は有り難い感じがしています。インハウスでも途中でいろいろな事情で行けない時期もあるかもしれないで、1年間のどうしても例えば年の途中までは日本にいたけれども後半、途中で急に研修で何箇月か海外行っちゃったとかあるので、そういうときに負担金というのは、フレキシブルでいいなあというふうに思っています。

○三森

僕は 2000 年 10 月の登録なので、公益活動の義務化の前から登録してある弁護士なのですが、ずっと登録してから国選やったり法律相談やったり、委員会はもともと高齢者障害者の委員会とかやりたかったのですずっと今もやっていてっていうのがあるので、公益活動の義務化と言われても、「へー、 なんだ」ぐらいしかなくて、当たり前じゃんというようなことで普通にやっています。だから負担金払ったことはないですね、5 万幾らね。基本的にいろんな仕事押しつけられるという現状は会派で

もあるんですけど、(笑い) そういう弁護士ってくくりの中で何でもやれて、それがたまたま公益活動だったというくらいの認識しかないので、私は結果的に自治に進むのであればそれはやってよかったし、今後もやろうと思っています。義務化がないほうがいいの? (笑い) でも、こういうのがあってね、いい機会になったでしょう。そういうのがあるから、私は感覚的に違和感がないっていう、そんな、こんな答えになっちゃっていいんでしょうかね。

○柴垣

ありがとうございました。この問題も、富家さんのような考え方の人たちがやっぱり一定数はいるんだということは、会としては認識しながらいろんなことを考えていくということが必要なんだろうなとは思います。

○富家

一番最初にしゃべったので皆様の意見聞いて思うことは、やっぱり貸与制世代だと収入が全然違います。そのときの 5 万円というものの比較は皆さんにはあまり分からぬのかなという気持ちもありました。実は私は前の事務所からそこそこもらっていたので、あまり関係なかったというのはあるのですが、友人は重い重いと繰り返しているのはありました。そこは理解いただきたいと思います。

○柴垣

はい、まさにそういうところの感覚なんだろうと思います。時間も大分きているので、会場からの御意見、御発言も以上とさ

せていただきまして、今日のシンポのまとめを横手のほうから申し上げた上で締めに向かいたいと思います。

○横手

では、私から今日のまとめを申し上げたいと思います。弁護士自治の内容が時代の流れとともに変容したのであれば、その変容の中身を明らかにしなければなりません。しかし、弁護士自治の意義は、今も昔も権力から独立して活動し、人権擁護あるいは法の支配の実現のための活動をする、市民社会の意見形成に貢献するということであり、このような弁護士自治の意義は昔からずっと変わっていないのではないかでしょうか。また、会務活動や公益活動に対して関心の強い人と弱い人がいるのも昔から変わらないことであって、弁護士自治を守っていくために全ての弁護士が共通の価値観を持てるようにするために、連帯のための努力が必要であるということも昔から変わっていないんだと思います。ただ、会員の人数が増えたことや業務の在り方が多様化したことから価値観を共有化するためには、今まで以上に強い努力が必要になっているのではないかでしょうか。また、情報の電子化が進んできた中で、情報の伝え方、価値観を共有していくための具体的な方法論が変容しているのではないかでしょうか。個人的な意見かもしれませんけれども、会員に対しても会外に対してもいかにして情報を伝えていくかという具体的な方法論、いわば情報戦略が今日では重要なのではないかでしょうか。我々は人権を擁護するため

の存在なのだ、あるいは法の支配の実現に寄与するのだという価値観を持つことや、その価値観を弁護士のアイデンティティとして位置づけて、その価値観を提示していくことはもちろん重要です。しかし、価値観を提示することに加えて、会員に対していかに声をかけていくか、メッセージを発信していくか、この方法論をどこまでも追究していくことが重要ではないでしょうか。プレシンポジウムの準備の過程で、メールマガジンにつり広告のような見出しつけてメールを流せば会員に対してよくメッセージが伝わるんじゃないかという思い付きの発言をしたこと也有ったんですけども、これだけ多くの会員がいるのですから、いかにしてメッセージを伝えていくのかということについて皆で知恵を出し合えば必ずいい方法が見つかるんじゃないかと思います。

それではここで終了いたします。どうもありがとうございました。

(拍手)

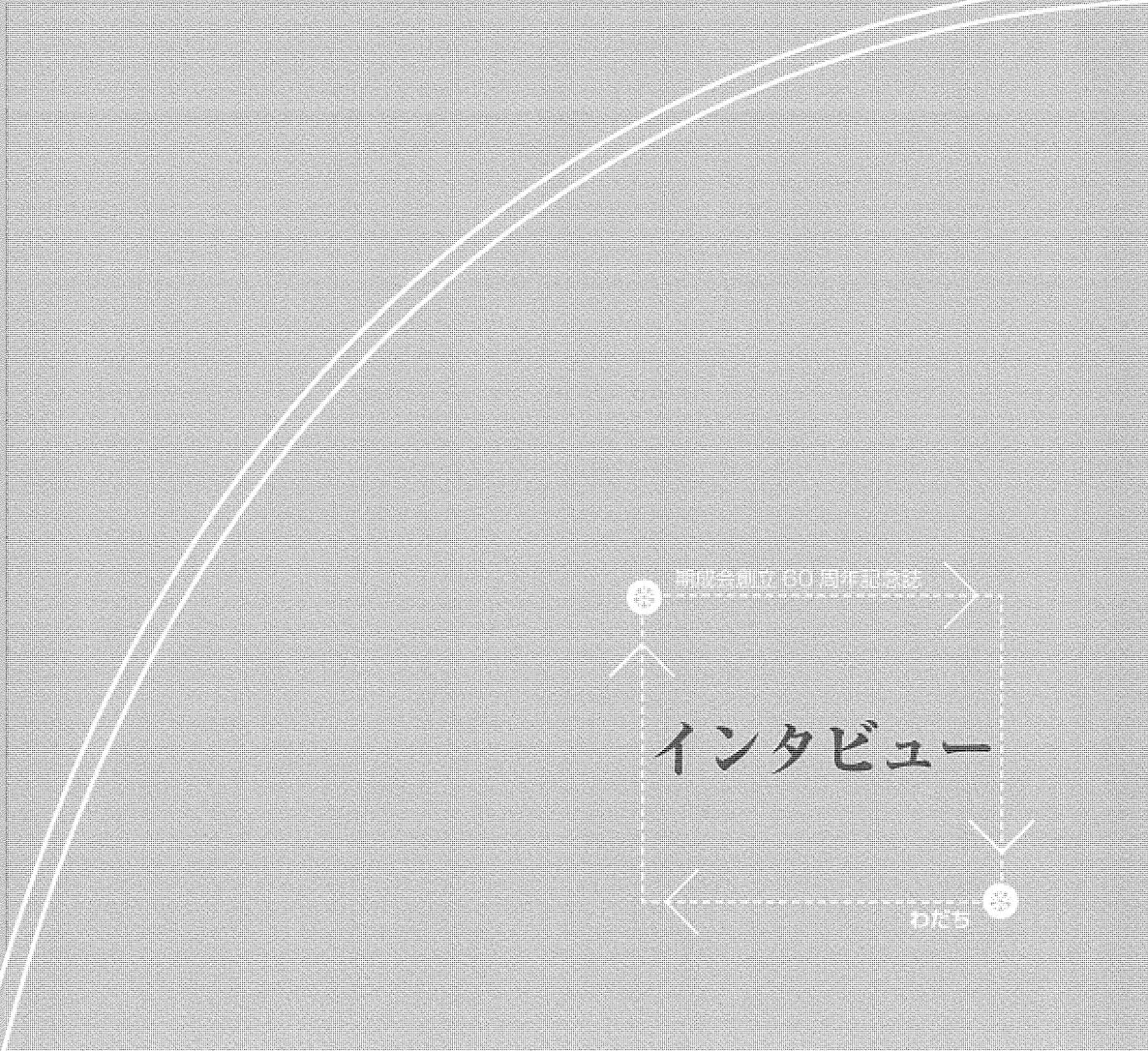
○60周年記念事業実行委員長 並木政一

本日は皆さん、長時間にわたりまして大変ありがとうございました。特に準備段階から協力いただきましたパネリストの皆さん、大変感謝をいたします。弁護士自治の危機というふうにずっと言われていて、この間いろんなところで弁護士自治の研究あるいはシンポジウム等が持たれてきました。弁護士自治の歴史ですか、諸外国の実情を知る大変貴重な機会であったと思います。しかし、どうも私どもはそれを



も期成会の 60 周年記念行事のシンポジウム部会は勉強していきますので、それを皆さんにお誓いして本日のお礼としたいと思います。どうもありがとうございました。
(拍手)

聞いていて物足りなさを感じていました。公益機能の中で私ども弁護士会が変わっていかぬきやならない、そこでどういうふうに変わっていくのかがなかなか見えない。そこに不満というか物足りなさを感じておったところです。法務研究財団のシンポジウムでパネリストが最後に、今の弁護士会は小さな規模の事務所で訴訟活動を中心に行っている弁護士を前提にして弁護士会の運営をやってきたのではないか、そういう発言をされました。私それを聞いて、なるほどそのとおりだと、私ども弁護士会は何十年前と同じような組織の在り方でこの間やってきたと思います。そこで今回のシンポジウムは、まずプレシンポとして大きく拡散した弁護士たちの実情をよく聞いて、そこから弁護士会の在り方の問題点を出していただく、今日そういった問題点が幾つも述べられたと思います。本シンポジウムではこれを受けて弁護士会がどう変わるのが、しかも具体的にどういうことをえていくのかというところを研究してみたいと思っております。本シンポジウムが 10 月にございますけども、そこまで私ど



木村濱雄会員（7期）に聞く

聞き手 並木政一

2019年4月5日

木村濱雄会員（7期）に聞く

日 時 2019年4月5日 午後2時30分～午後4時
場 所 木村総合法律事務所 会議室
聞き手 並木政一（31期）

期成会創立当初からの中心的メンバーであった木村濱雄会員（7期）から、創立当時の思い出や弁護士会の状況などを伺った。今とは時代背景が全く違うが、期成会の草創期の話は興味深く、弁護士としての生き方としても参考となるものであった。

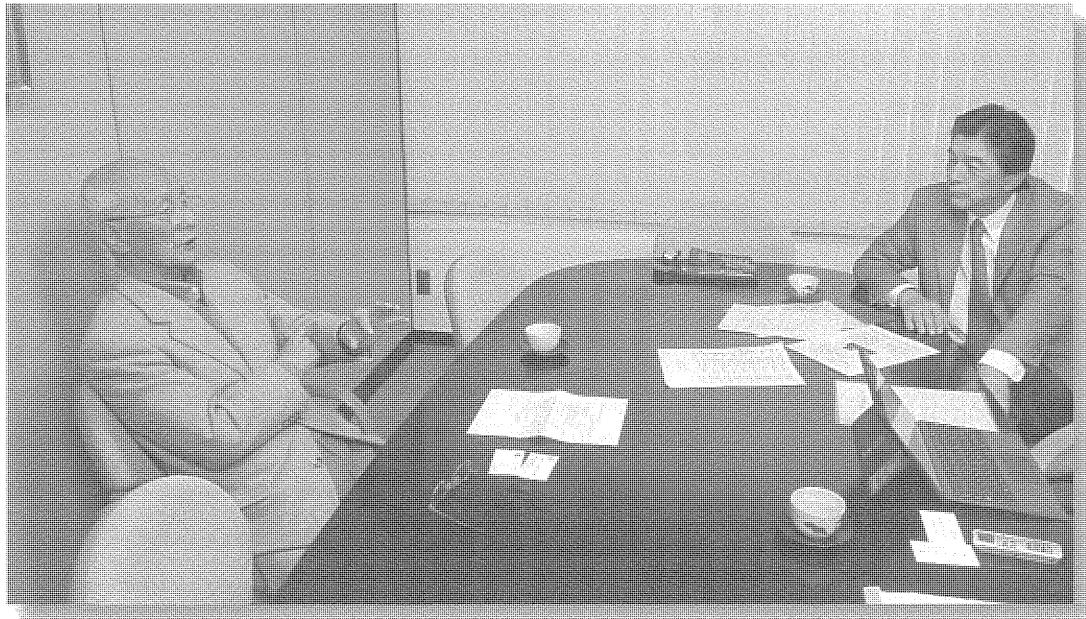
期成会の創立

並木 期成会の結成は、どのようなきっかけから生まれたのですか。

木村 まったくの偶然でした。私は弁護士

登録早々から、役員選挙で飲食の供應を受ける場に呼ばれて行ったことがありました。同期からの頼みでしたので断ることができなかったからですが、このような選挙活動の実態に批判的な意見をもっていました。同じような思いを持っていたのは私一人ではありませんでした。

記憶の範囲で言えば、3期の樋口俊二さんと鴨田倭信さん、4期の増岡章三さんと7期の私が、昔の東弁会館地下の食堂で偶然に会ったときに始まります。そ



れぞれが弁護士会の現状を憂える話をするうちに盛り上がり、選挙の浄化と東弁の民主化を旗印に会を作ろうではないかということになったのです。私たちはもともと顔見知りで、大派閥を中心とする弁護士会の在り方に疑問を持っていましたので、どの派閥にも入っていませんでした。

並木 結成に向けて同志を広く募ったのですか。

木村 積極的に勧誘した記憶はありません。弁護士会の状況を憂えた人が自然に集まってきたような感じです。派閥に入っていた3期の石島泰さん、6期の河崎光成さんもそこを抜けて入ってきました。

並木 当時の社会的状況の影響を受けたという面はあったのでしょうか

木村 正直なところ、私を含めて社会情勢に関する問題意識はあまりなかったのではないかでしょう。弁護士会自体もまだまだ社会的問題に対する活動は少なかったと思います。

当時の弁護士会の実態

並木 当時であっても、役員になろうという人や、弁護士会に関わっていた人たちの頭の中には人権擁護と社会正義を謳つた弁護士法はあったのではないか。

木村 観念的には弁護士法1条の意義は分っていたでしょうね。しかし、それをちゃんとした問題意識として持つて活動に生かした人は少なかったのではないか

でしょうか。

並木 派閥が弁護士会を牛耳っていたという実態は、どのようなことに表れていたのですか。

木村 まず、派閥に入っていないと弁護士会の委員会に入れませんでした。私もそうでした。また、派閥のボス（年配の弁護士）が役員室に来て、役員をけん制シリードすることが日常的に行われていました。

私が東弁の副会長をやっていた昭和45年の頃でも、ボスたちは役員室によく足を運んできていました。

並木 どのような事柄について注文してくるのですか。

木村 人事のことが多かったように思います。その他でも、弁護士会の活動や在り方に係ることにも口を出していました。自分たちの考える方向に弁護士会を向けるということでしょうか。

弱小会派出身の私は、それに対抗するために背広の内ポケットに辞任届を忍ばせて頑張りました。

並木 人事とは、司法問題対策委員会、人権委員会、修習委員会などの委員長、日弁連理事や司法研修所教官、最高裁判事の推薦などですか。

木村 そうですね。今は全くありませんが、裁判所から推薦依頼のある大型破産事件の管財人の人選などもそうでした。

並木 弁護士会の人事の問題では、「パラシュート人事」と揶揄する言葉を聞いたことがあります。会長など役員をやりた

い人には経験しておかないといけない委員会が複数あって、その委員長として突如パラシュートのように降りてくるという意味です。このような現象は今はみませんが、当時はそれが普通だったのでしょうね。

印象的な創立会員について

並木 ところで、あの有名な期成会の綱領は主にどなたが作成されたのですか。

木村 樋口さん、鴨田さん、増岡さんが主だったと思います。

並木 弁護士会の運営の民主化や選挙の淨化など綱領にある激烈な表現はすんなりと決まったのですか。

木村 異論があったという記憶はありません。当時の役員選挙の実態があまりにも酷かったからです。選挙期間の1か月間にわたってレストランを借り切って、連日のように飲めや食えやと続けていたのです。また、黒塗りの高級車で会員の自宅などを戸別訪問してウイスキーを配つて回っていました。増岡さんは受け取らなかつたようですが、弁護士になったばかりの私は、ご苦労様ですと言って貰つていましたね（笑い）。

並木 増岡先生は本当に立派でしたね。

木村 増岡さんは、弁護士会の総会でも自分の意見を堂々と表明していましたね。その姿は脳裏に焼き付いています。立派な方です。

並木 他の期成会の会員で印象深く残っている方はどなたですか

木村 樋口さんは論客でした。もっとも、増岡さんのように総会などで前に立つて、ぱーっと言うタイプではありませんが。丸ビルに事務所があり実にスマートな人でしたね。

並木 石島先生はどうですか。私は、石島先生が総会委任状問題の議論のなかで大派閥を厳しく批判する姿を覚えています。他派閥の人を糾弾する迫力でした。派閥を、人事を目的して義理と人情で集合した無思想な集団と定義したのは石島先生だったでしょうか。

木村 石島さんは、一高東大卒。弁舌で肺腑を突くような鋭い論法でした。頭が切れすぎて怖いくらいだった。他方で、性格は明るくて親しみやすい、ぶつかっていけるタイプの人でしたね。

並木 その他の草創期の先生方はどうですか

木村 3期の松井康浩さんは、早稲田卒。いつも話に筋が通っており、正論ばかり言う人という印象です。私などが軽く叩いても扉を開かないような厳格な人でした。鴨田さんは、東北大学卒。純朴なところがあって人柄も面倒見もよい人でしたが、一面では原則を曲げない厳しさがありました。3期の齋藤一好さんは東大卒で鋭かったです。戦争中は海兵で潜水艦の艦長をしたと聞きました。

3期の高橋高男さんは、温厚で親しみやすい人柄でした。

4期の竹沢哲夫さんは、頭が良い、温厚な人です。

同じく 4 期では井出正敏さん、内谷銀之助さんなどは楽しい人でした。とくに内谷さんは、期成会の会計を長年見てくられました。

何故か分かりませんが 5 期は一人もいないのです。6 期では河崎さん、陸士で軍人らしいところがありました。

私の 7 期は……、古い人はみんな亡くなっている、…元気なのは僕くらいかね。

改革の成果

並木 ところで、期成会が追及してきた選挙の浄化、公正な人事と運営の民主化などの成果があがった、弁護士会は変わった、という実感はいつ頃からありましたか。

木村 確かに、弁護士会が良くなったなという印象はありました。期成会を作つて 12、3 年経つたくらいからでしょうか。盤石な派閥の支配が改まるには世代交代

も含めて時間が掛かりますよ。

並木 派閥支配が強かったのは東弁だけですか。

木村 その点はよくわからないけど、似たようなものではなでしょうか。一弁は恵まれたおとなしい紳士の集まりという印象です。二弁は派閥が多くて過激な人もいたが、まずは東弁を変えようということだったので、ほかの弁護士会のことには関心が少なかったですね。

並木 東弁を変えるために具体的にどのようなことをされたのですか

木村 まずは選挙の浄化と人事の公正。これが最大の目標でした。

選挙会規を改正しました。法曹親和会の戸田宗孝先生が委員長で、僕が副委員長のときに、戸別訪問と供應を禁止しました。違反したら懲戒処分です。それまでは選挙会規にはそんなことは書いてなかった。他の派閥でもまじめな人は、現



状に問題意識をもっていたので実現したのでしょうか。

人事の公正という目標については、制度としては変えたものは記憶がありません。

並木 東弁には以前から人事委員会がありますが、その委員の構成は派閥の力関係（常議員の数）で決まっています。従って、無派閥の人が人事委員になることが多いのです。そのような仕組みでよいのかという疑問もありますが、いかがでしょうか。

木村 私はそういう問題意識もったことはありませんね。

並木 いまは人事委員会が決めていますので、昔のように派閥のボスが決めるという実態はないと言ふてもいいと思います。

日弁連の改革へ

並木 期成会ができて13、4年目の頃には、東弁がよくなってきたと実感するようになったそうですが、その後20年目くらいにかけて日弁連の会長選挙に目が向けられたのはどうしてでしょうか。

木村 日弁連会長も、東弁のように大単位会やその派閥のボスが談合して決めていたらどうしようもない。日弁連も民主化する必要があると思って、大阪に出向いて大阪弁護士会の革新派の弁護士と相談して進めてきました。大阪にも同じように日弁連会長選挙の実情を憂いでいる人たちがいたのです。

並木 日弁連改革の具体的な内容は、全会員による直接選挙制ですね。それまでの代議員による間接選挙と違って、ボス支配はゆるむし、供應接待もやりきれないだろうということですかね。

木村 東弁のような大きな単位会のボスや、会長経験者が集まって相談して順番を決めていた。話し合いが付かないときはくじで決めた、くじを引く順番をジャンケンで決めたという逸話も聞いたことがあります。

並木 会長の任期を2年制にしたことも大きな改革ですね。

木村 1年だと名誉職で終わってしまう。なるために力を注いてきて、やっとなったと喜んでいるうちに1年はあっという間に過ぎてしまう。会長になっても何もできないですよね。

並木 東弁会長も同じではないですか。

木村 基本的には同じでしょうね。

並木 東弁会長の任期を2年にしようという考えはあったのですか。

木村 それはなかった。任期を長くすると日常の仕事ができなくなるので無理でしょう。自分が副会長やったときも事務所に1日も出ることができなかつたですから。任期は1年が限界だと思う。

並木 期成会は、日弁連の執行力の強化のために、東弁から出す日弁連副会長を分離副会長として、東弁会長の兼任ではなく別の人を出す制度を作ったことがあります。しかし、この制度は数年でなくなりました。私は、松井先生が分離副会

長にチャレンジして僅差で敗れた選挙を覚えています。この制度をやめた過程はどうだったのでしょうか。

木村 私も分離副会長制度を主張したのが期成会だというのは覚えていますが、なくなつた過程は記憶がないな。推測するに、やはり兼任のほうが会務を運営しやすいという点はあったのではないかでしょうか。

期成会に足りなかつたこと

並木 振り返ってみて、期成会に足らなかつた点はありますか。

木村 期成会の人は理が勝ち過ぎていて情の部分が希薄ですね。もう少し情というものを重視した運営を考えた方がよかつたと思います。期成会の中心的なメンバーであった松井さんや鴨田さんは、とにかく厳格な人でしたから、そういう人の影響でしょうか。

並木 弁護士会の運営にも同じようことが言えますか。

木村 一時期の東弁はそういう傾向があつた。期成会の影響力が強いときは特にそうでしたね。世の中はすべて理屈で動くわけではないのですがね。

並木 私は、いまの弁護士会もそういう傾向が強まっていると思います。東弁の運動会も予算の関係で中止になりました。

木村 弁護士が日常業務を離れてまとまるのにとてもよい行事だと思います。ああいうものがなくなるのは残念ですね。

並木 期成会の活動を続けてこられて、も

うこのあたりが活動の限界だなと感じたことはありますか。

木村 そのように感じたことはないな。その前に活動の一線から足を洗っちゃったからね。

並木 期成会の運動の成果が表れてきてから、派閥の古い層から巻き返しのような動きがありましたね。総会の委任状の導入や副会長の増員などは、数の力で期成会の影響力を弱めるものだとして猛烈に反対運動をしましたが、後からみると、特に変わって悪くなつたという実感はありません。そうなると、私たち何のためにあれだけ反対したのか分からなくなります。

木村 当時は数の論理による派閥支配が一層強まると心配したのですね。法曹親和会も法友会も会員数を大きく増やしていましたから。

いまの期成会について

並木 木村先生は、期成会から送られてくるものには必ず目を通しているようですね。現在の状況や問題点も分かっておられると思いますが、いまの弁護士会や期成会をどう見ていますか

木村 期成会も弁護士会も、人権擁護・社会正義の実現の使命感が希薄になっているのではないでしょうか。おそらくになっているように思います。弁護士法1条の使命を自覚した社会的活動をもっとしないといけない。

他方で、弁護士会がこのような活動を

していることを世間の多くの人が知らないことは非常に残念です。もっと世間に向けた活動をしないとね。プロパガンダがへたなのでしょうか。しかし、それがあまり上手というのもどうかとは思いますが（笑）。

ワークライフバランス

並木 期成会や弁護士会から離れますが、木村先生は仕事と私生活とのバランスを取った生き方を実践されてこられましたか。

木村 自分としては意識的にバランスをとってきたつもりです。長男と次男には弁護士になれと言ったことないですから、私の背中をみて弁護士の仕事や生活を理解してくれたのかなと思います。

並木 木村先生の目から見て、期成会やその他の活動に熱心なあまりバランスがとれてないと思われる会員はおられましたか。

木村 自分より先輩方をみてみると、決してバランスとてきたとは思えませんね。この点では松井さんは論外でしょうね。河崎さんはまじめですが頑固でしたね。もう少し柔軟性があってもいいと思ったことがあります。

並木 ところで、木村先生はどのような趣味をおもちですか。

木村 学生の頃から趣味はないですね。いまはスポーツジムに行く以外では本を読んでいます。スポーツジムには週2日は行っていますが、ベンチプレスやダンベ

ルを持ち上げて筋トレをすると、頭の回転にもよいのです。すっきりしますから。

銀座に飲みに行くことには関心はなかったですね。料金などシステムが分かっちゃうと、ばかばかしくて自分のお金で飲みにいく気にはなれなかった。

並木 引退についてはどうお考えですか。

木村 弁護士に引退はありませんが、そろそろ引退してもいい、すべきではないかと思うこともあります。去年くらいからかな。孫も弁護士になるしね。

でも、仕事しないと、ほけちゃうのがいやですね。奉仕でいいので、健康・ボケ防止のためにやろうという気持ちです。

定年になって仕事から離れられることを、うらやましいとは思ったことはありません。65年弁護士をやって90歳になんでもまだやれるのですから、つくづくよい仕事だなと思います。サラリーマンをやっていたら25年も前に定年になっていますから、今頃は家で、ほーっとしていることになるかな。私にとって65年はあっという間でした。そんな長いとは思わない。大変なこともなくて幸せな弁護士生活だったと思います。

若い弁護士に一言

並木 最後に若い弁護士に向けてお願ひします。

木村 月並みですが、決して金儲けをしようとしないことでしょうか。

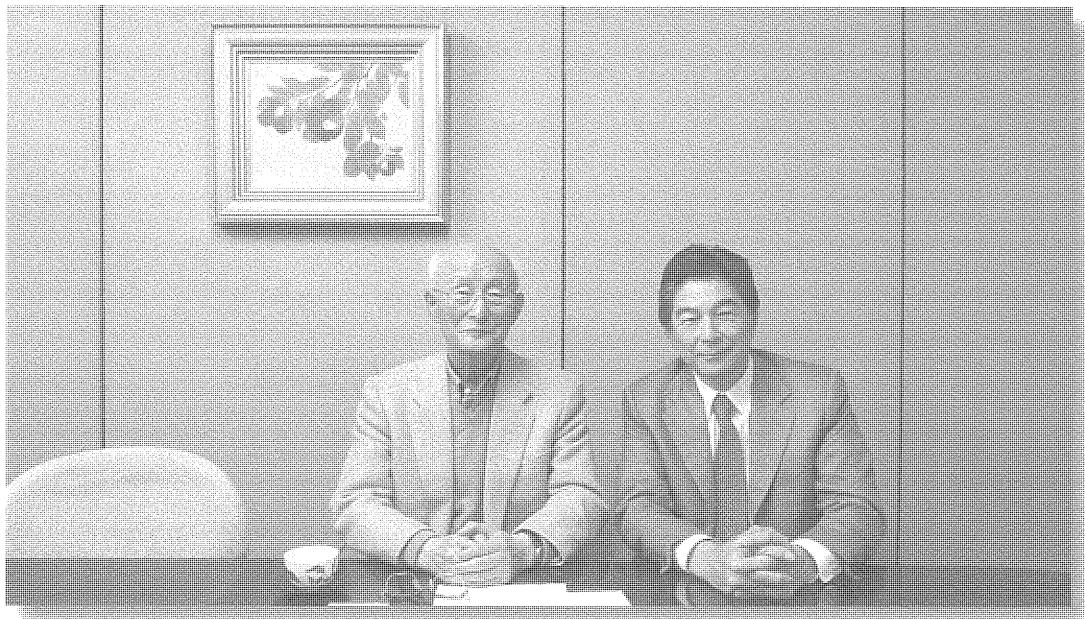
仕事で金儲けしよう、金を残そう、と思うと間違いなく事故を起こすことになりますから。報酬を高く吹っ掛けて懲戒になるとかですね。私は無理な報酬を請求したことはなかったですね。高いと言われたこともありません。

もっとも資本主義社会ですから、株とか弁護士業務以外のことで儲けるのは悪いことではないと思います。私も株をやっていました。ボス弁がやっていたので自分も興味を持ちました。当時は、業界のトップ企業の株を持っていると必ず値が上がっていましたから。そのお金で事務所や家を買うことができました。いい時代だったのです。

依頼者に対する思いやりと感謝の心を忘れちゃいけないですね。弁護士の仕事は法律だけ知っていてもだめなので、情や思いやりが大事です。法律相談をして

いると、報酬をもらうという気持ちがなくなることがあります。相談料はいらないから、いつでも、またいらっしゃいと言ってあげることもありますよ。

そういう姿勢で仕事をしていると、おのずから信用が出てきて、いい人（顧客）がついてくるようになります。高利貸しとか事件屋さんたちと付き合うと利用されてしまうこともありますから、距離感をもって適当に付き合うことが必要です。私自身も経験がありますので注意して下さい。



企画

「Wa 傑作大賞」

2018年11月30日

Wa のアーカイブ掲載の企画について

期成会はこれまで会報「Wa」を年間3回ないし4回発行し続けてきた。その息の長さだけでも誇れるが、ここには期成会の原点、あるいは精神とも言えるものや、投稿者の弁護士としての生き様が躍動している。埋もれさせておくのはもったいない。これがアーカイブの目的である。

そして、この企画をいっそう盛り上げるために、芥川賞・直木賞よろしく60周年記念大賞、特別賞、入賞などの名誉を授与することにした。選考委員会を開催し、該当10作品を選定して記念誌に掲載することにしたのである。

しかし、対象となる掲載文は膨大であった。読み込むことも選別も大変な作業である。そこで記念誌部会で分担して読み、その感想を持ち寄って評定しノミネート作品34点を選出した。捨て難いものが多く、さすがに期成会員だなと感心することしきりであった。

選考基準は、戦争を経験した草創期会員の平和に対する思いが溢れているもの、後世に残すべき期成会の歴史が偲ばれるもの、生き生きとした弁護士活動が窺われるもの、そして読んで面白いものという観点であり、これを基準に絞り込みが行われた。

約2時間にわたった選考委員会は、ノミネート作品を読み込んだ委員9名の議論そのものが活発なもので、企画した者の読みどおりこれ自体掲載するに値する愉快な（？）選考委員会であった。その様子の一端は選考委員会の高木國雄委員長の一文に譲りたい。

60周年記念誌掲載作の選考日に思う

高木國雄法律事務所
高木國雄（20期）

去る昨年 11 月 30 日、本年の 60 周年記念事業の一つ、過去の期成会会報（Wa）掲載文から 10 作程度を選び、「記念誌」を発行し出席者へ配布する計画の 10 作選考委員会が開かれました。

選考委員と言われても実行委員長並木政一、記念誌部会長森田太三臨席監視下の発言では大したことは望めないとも思ったものです。

選考基準は予め「内容が面白い」、「期成会の意義や活動が分かる」、「会員の生き生きとした姿が書かれている」とされ、まず過去数十年の Wa を記念誌部会委員らが読み、基準に適うとされた 34 作が選ばされました。次いで選考委員 9 名（西口徹、鈴木堯博、脇田康司、紙子達子、山口英資、清宮國義、千葉一美、桑原育朗、それに私）はこの 34 作を 10 日前に渡され評点付けし会合となったのです。

顔合わせの委員らは、一見、ご多分に洩れずの猛者したたか且つ一言居士……。弁護士の経験は言わずもがな、遠慮しない放言者。人選の妙成程で、委員長、部会長の意図が察せられます。もっとも己の評・意見に固執し他を困らせる一徹者が出てなかつたのが幸いでした。

さて、選定の議論はバラバラで穏やかには推移せず、各人相応の自己意見を持ち、それでも他の意見を聞く余裕を残している方々だったのは安堵でした。

その詳細は他に譲るとして、いずれも期成会活動に賛同する者の作で、またそれに賛同する委員らと思った数点のみ書き加えます。

第一は戦後憲法の精神（反戦や人権の尊重）を心底から自覚し人格の基礎に据えていること、第二は日々の弁護士活動中、正義、公平そして人権擁護をどう実践邁進していくべきかに苦慮し真摯具体的であること、第三は当会創立の趣旨を念頭に次世代法曹まで意識し、多数派へ群れたがる人間の弱さ、弱者困窮者への共感の欠如を指摘すること等でしょうか。

他を評するのは結局、その者の人生、職業観、生き方を告白していることで、まさに一言居士らの面々から自省を促される一夕でした。

Wa 傑作大賞選考委員会

委員長	高木 國雄
委員	西口 徹
委員	鈴木 執博
委員	脇田 康司
委員	紙子 達子
委員	山口 英資
委員	清宮 國義
委員	千葉 一美
委員	桑原 育朗



ノミネート作品一覧

年	号	筆者	題名
66	3月	増岡章三	期成会入会のおすすめ
78	10月	渡辺脩	弁護士自治をめぐる問題点について
81	7月	宮川光治	弁護士業務を考えるいくつかの視点
81	10月	下林秀人	期成会について思うこと
83	6月	井田恵子	一年をふりかえって
85	5月	金子光邦	萬葉集を読もうかい！
85	8月	高木國雄	私のひがみ 期成会はまともすぎる
85	12月	金住典子	新しい発想のエネルギーを求めて
85	12月	木村晋介	いわゆる「派閥」と期成会
86	11月	犀川季久	戦い終って—安中裁判
87	7月	39期クラス連絡委員会事務局	39期任官拒否に想う
87	11月	猿谷明	私の八月一五日
88	2月	古波倉正偉	憲兵につかまった話
88	10月	千葉憲雄	少し言わせて下さい
89	1月	梓澤和幸	日弁連アメリカ報道事情調査の旅から
89	1月	松浦基之	外国人の刑事事件を担当して 被疑者・被告人としての人権は
89	11月	安部井上	綾瀬母子殺し事件
91	8月	尾山宏	裁判官と人間性
91	12月	大谷直	「今年は優勝するぞ」ソフトボール大会雑感
91	12月	鴨田倭信	期成会回顧
92	9月	澤藤統一郎	東弁講堂の「日の丸」
92	11月	濱田広道	これでいいのか期成会
92	11月	平本祐二	私とゴルフ
93	11月	金澄道子	パネルディスカッション「あるべき弁護士像」 に参加して—民主的活動と家庭責任
95	2	猿谷明	敗戦と新憲法
95	2	吉村節也	「戦後」ということ
95	2	工藤勇治	オラドウルの村
95	2	松浦基之	「戦後」はあり得るか—戦後五〇年を迎えて
95	2	鈴木保	私の戦後の原点
96	4	澤藤統一郎	ある医療過誤事件の報告
04	2	犀川千代子	あっという間の40年
07	2	石田武臣	40年前の『原点』に立ち返って
07	2	千葉憲雄	私の弁護士生活
11	1	山川幸生	とすねっと 只今出動中

大賞

ある医療過誤事件の報告



(Wa' 96年第4号掲載)
澤藤統一郎（23期）

幼子を失った中原中也は、こう呟く。

「愛するものが死んだ時には、
自殺しなければなりません。

愛するものが死んだ時には、
それより他に、方法がない。

.....

愛するものは、死んだですから、
たしかにそれは、死んだですから、

もはやどうにも、ならぬですから」

最近、医療過誤事件の受任が多い。そのほとんどが死亡事件で、愛する者を失った依頼者の痛切な思いの一端を背負うことになる。時にその重さにたじろがざるを得ない。

「もはやどうにも、ならぬ」身近な人の死について、いったい訴訟という無機質の手段は何をなし得るのだろうか。依頼者本人と受任弁護士とは、共同で何をしようとしているのだろうか。答えのないままに、訴訟は始まり、進行し、終わっていく。

1992年暮の29日午後6時、当時27歳のSさんは甲府の産科診療所で妻の出産に安堵の思いをしていた。初産の妻は過期妊娠として入院しており、陣痛誘発剤の投与による4350グラムの「巨大児」の出産だった。

ところが、事態は思いもよらない悲劇に発展する。妻は分娩室からなかなか出てこない。不安が募るうちに分娩室の様子が慌ただしくなり、午後9時30分救急車の出動要請となった。妻は地元の大学病院に搬送されるが、救急車に同乗したSさんが見た妻の姿は生者のものではなかった。

後の手続きで顕出された大学病院でのカルテの最初に書かれた3文字は、「DOA」(デッド・オン・アライバル、到着時死亡状態)。死亡診断書の死亡時刻は、その日の午後11時54分とされている。

Sさんはこの年の2月に結婚、12月には夫婦が赤ちゃんを迎えるはずの家を新築したばかり。妻はこの新居に3日だけ住んで帰らぬ人となった。こうして、生まれた子は自分の誕生日を母の命日として記憶することになった。

間もなく、Sさんの勤める会社の紹介で事件の依頼を受けた。最初に、Sさんはこう言った。

「妻の死を、このまま受け容れることができません。妻のために、できるだけのことをしなければならない気持ちです。訴訟という手段があるなら、妻のためにとことんやってみたい。」

セオリーどおりに証拠保全手続きをしてカルテを入手した。その中に、大学病院の産科長からの報告書があった。「遺族には、子宮破裂か羊水塞栓症による産科ショックと説明」「マルプラクティス（医療過誤）はないと思う。産科ショックは早期発見、管理は難しい」。壁は厚い

提訴が、1993年の暮。3年間甲府に通った。

被告の主張は、患者は羊水塞栓症だったということ。羊水塞栓は2万ないし3万の分娩に1例生ずる珍しい症例である。その発症機序は明らかでなく、予見も予防も不可能。そして治療方法はなく、死亡率は極めて高い。原告は、羊水塞栓の主張は産婦死亡事故における医師の常套手段であり、逃げ場に過ぎないとしてこれを争い、法廷では熾烈なやりとりが行われた。

この間、亡くなった妻の親族の多数が傍聴席を占め、Sさん自身の主張や立証手段の理解に熱心だった。進行につれて、被告となった医師側の事情や気持ちもわかつってきたのではなかろうか。

この件では鑑定はなされず、後医として患者の死亡診断書を書いた若い医者の、冷

静で客観的な証言がこれに代わる役割を担った。こうして、証拠調べを終えて、双方から最終準備書面が提出された段階で裁判所から和解勧告がなされた。

「合議の結果、転医措置の遅延に関しては有責との心証ですが、果たして早期の転医が実現していれば救命できたかという因果関係の点に関しては、必ずしも十分な心証を得たとは言えません。」

この前提で和解の交渉は進行したが、原告がこだわったのは和解金の金額ではなく被告の死亡患者に対する謝罪と再び同様事故を起こさないという誓約だった。被告がこれを容れることは困難だったが、交渉進展の中でSさん自身の気持ちが整理されていった感がある。その本来の願いは、医師の責任を追及して「謝罪」を求めるよりは、むしろ妻への「哀悼」の意思表明を求めるものであったろう。

何度かの、和解案の摺り合わせのあと、最終的な和解条項第1項の文言はつぎのとおりとなった。

「被告（医師）は、原告両名に対し、亡S女の診療に関し理想の診療に至らざるところがあったことを認め、今後理想の診療のために努力を重ねることを確約とともに、亡S女に対して深甚の哀悼の意を表明する」

最後にSさんが納得したのは、被告医師が妻への墓参を約束してくれたことによる。なお、和解金は1800万円までまとまり、Sさんに金額の不満はなかった。

1996年12月10日、甲府地裁での和解

成立直後に関係者は車に分乗してSさんの妻の墓所に向かった。うららかな冬の午後に日差しのなかで、先ほどまで被告だった医師は、用意した花束と線香を墓に供えた。被告代理人も同道して、同様に死者に哀悼の意を表した。

Sさんや、亡くなった妻の両親、残された子らに対して、医師は「今後、このような事故をおこさぬよう、研鑽をいたします」と、頭を下げた。誠実な態度だった。Sさんは、万感の面もちで答礼した。妻の母は涙を浮かべて、「おかげさまで胸のつかえがとれ、もう気持ちが晴れました。あの子も成仏できます」と医師に精一杯の言葉を返した。

甲府駅までの車のなかで、Sさんは言った。

「妻のために、できるだけのこととした思いです。これで、ようやく妻の死を受け容れることができます」

特に普遍的な影響を持つ「意義のある」

訴訟ではない。しかし、今までにない、後味のよい受注事件の「解決」であった。生きた人間の営みの手段として訴訟が有効に働いたとの満足感があった。

自分が同様の被告事件を受任したら、あの被告代理人のように、線香と花束を用意して和解成立後の墓参に行ってみたいとも思った。

「キタニ ケンカヤソショウガアレバツマラナイカラヤメロトイ」と手帳に書き留めた賢治の気持ちは分からぬではない。「それでは弱者の人権が…」と息巻くつもりもない。賢治がイメージした訴訟は、勝敗に関わらず、詩人にとって生きる価値とは無縁のものであった。

しかし、「愛するものが死んだ時に」「もはやどうにも、ならぬ」気持ちを癒す訴訟もあり得る。

そのような訴訟に担う人に、ワタシハナリタイ。

《選考委員寸評》

- ・弁護士業務として非常に感銘を受けた。読んでとても考えさせられる、あとに残るような文章。
- ・文章力があり、引き込まれる。読み物として非常に面白い。
- ・相手方弁護士に対しても敬意を持ちながら弁護活動を行っており、すばらしい。

《執筆者受賞メッセージ》

子どもの頃、国語の時間に、課題を与えられて何度も作文を書きました。俳句や詩のようなものも、つくりました。でも、褒められるようなものが書けた記憶はありません。ましてや、何の賞とも無縁でした。後期高齢者となった今、作文をお褒めいただき、賞までいただいたことを光栄に思い、感謝いたします。

選考委員長賞

敗戦と新憲法

(Wa' 95 年第 2 号掲載)

猿谷明 (7 期)

1、昭和 20 年 8 月 6 日、広島市に新型爆弾が投下された時、私は市の南方約 15 キロに位置する海軍兵学校の生徒だった。教室に走った一瞬の閃光と、終日北の空を覆った茸型の原子雲は、強烈な印象となって今も私の脳裏に焼きついている。

その夜それが原子爆弾と発表され、原理と威力について簡単な説明を受けた時、沖縄戦の終結（6 月 23 日）後から私の胸中に兆し始めていた敗戦の予感は一気に加速された。敗戦が先か、戦死が先か、昼夜を別たぬ空襲のもとで、追いつめられた私は初めて切実に「どうせ敗けるなら生きて帰りたい」と心中で叫んだものである。

だから 15 日正午のラジオ放送を聴いたときも心は不思議なくらい平静だった。ポツダム宣言受諾と聴いて直ぐ理解できたのは「戦争が終わった」ということだけで、つづいて「死ななくて済んだ」という安堵感解放感が全身に拡がった。国や自分の前途がどうなるかなど大状況の展開は私の予測能力を越えていた。19 歳の夏である。

2、命永らえて帰郷はしたもの私は次第に「もう自分の人生は終わった」ような敗北感に落ちこみ、生きる方向を見失った。しかし、折から検閲を解除されたラジオや新聞の報道によって軍国主義時代の軍部の横暴や、これに迎合屈服した政党の無節操を知ったり、国民の口をふさぎ目や耳を掩って侵略戦争に驅り立てた政治家や官僚たち、それらの頂点に在った天皇の戦争責任が論じられたりすると、私は次第に政治に対する眼を開かれていった。

翌昭和 21 年春になると憲法改正問題も報道されるようになり、今から考えると嘘のようだが、私は初めて明治憲法の存在を知った（私は戦前の中学で憲法教育を受けた記憶がない）。紙上で宮沢俊義教授などが民主主義を解説するとそれを貪るように読み、新鮮な感動を覚えたものだ。

結局、明治憲法の手直しでは済まなくなり、新しい憲法が制定されることになると宮沢教授がこれは一種の革命であると解説された。天皇主権から国民主権

へ、武装放棄による絶対平和主義の実現などの大見出が紙面に躍ると、私は東京の空の下でまるで驚天動地の大変革が進行しつつあるように想い、このまま田舎に埋もれようとしている自分が限りなく惨めに思えて来た。

私は次第に「もう一度勉強しなおして新しい世の中に生きてみたい」と考えるようになった。私には新しい人生の方向が見え始め、生きる勇気が湧いてくるのを感じたのである。

3、あれから50年が過ぎようとしている。上京した私はめぐりめぐって弁護士になり東京弁護士会に入ったが特別な志を抱いてこの道を選んだわけではない。しかし戦後の回生を支えてくれた新憲法の反戦平和の理念はその後も私の導きの星で

あった。そして私は期成会に出会った。

いま各方面で戦後50年の節目ということが言われているが、なかんずくわが憲法の反戦平和の理念は節目と言うよりもむしろ危機に直面している。

しかし国際情勢が複雑化し、民族や宗教を巡って紛争が多発している現在においてこそ、わが憲法の反戦平和の理念は却って存在価値を増して来ているのではないか。暗夜の荒海に輝く導きの星のように、日本はもちろんのこと世界中の国と民族が21世紀に向かって進むべき唯一の方向を指し示していると言う意味においてである。

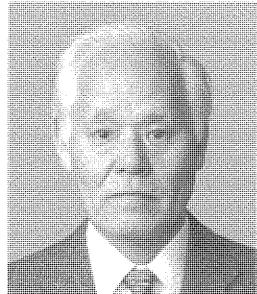
私は初心に帰ってもう一度憲法の前文と第9条を朗誦したいと思っている。

＜選考委員寸評＞

- ・憲法と戦争の問題は、まさに今起きている問題。
- ・戦争というのは下手するとまた近づいている。そのような問題意識から、現在においても新しい論考である。
- ・こういうことを感じて弁護士になったんだというのは胸に迫るものがある。

記念誌部長賞

裁判官と人間性



(Wa' 91 年 8 月号掲載)

尾山 宏 (8 期)

(1) 裁判官は法律の専門家であるが、法律知識の根底には裁判官の人間性がある。裁判官は、純粹に法律にもとづいてのみ判決を行うべきで、人間性といった非法律的因素によって左右されるべきでないといってみても、それは現実性がない。例えば他人のいたみを理解できる裁判官であるかないかによって公害訴訟の判決やその理由が変ってくることは、容易に推察される。

また逆説的になるが、かつてブルーパージの嵐が吹き荒れて、青法協からの脱退裁判官が多数現われたが、この事態は、裁判官もまた普通の人間とかわりがないことを露呈した。ここにおける裁判官の人間性とは、立身出世をしたい、再任拒否や不当苛酷な人事異動をうけたくないという、人間としての弱さをもっているということであった。それはブルーパージに屈服して、大勢に順応すること—最高裁判例や最高裁事務総局の意見に同調することを意味するものであり、このような裁判官の人間性は、その判決の内容に影響を与えるにはおかないのである。事実、最近の下級審判例をみれば、そのことは否定しようもない。

(2) しかしあつての裁判官はこうではなかった。ブルーパージ以前ないしは昭和 52 年の全通名古屋中郵事件以前の裁判官は、裁判官としての主体性を保持していたように思う。この時期の裁判官は担当している当該の事件の立証や当事者の主張にのみ眼を向け、自らの判断を主体的に形成していくように思う。

この時点では、裁判官は、証言の中で感動を与えるような証言があると、素直に感動するという人間性をもち合わせていた。私たちは、法廷で証人の証言に対する感動を、裁判官と共有しあっていると実感する瞬間が度々あった。そういうときには、判決も勝訴判決となっている場合が多かった。

たとえば昭和 30 年代から 40 年代前半にかけて勤評裁判というのがあった。昭和 33 年に当局が教員に対して勤務評定を強行実施したのにに対し、日教組・各県教組は、それが教育の国家統制を意図したものとして、全一日に一せい休暇闘争を行った。これに対し当局は、右の一せい休暇闘争は争議行為だとし、組合幹部多数を地公

法 61 条 4 号に違反するとして訴追した。こうして全国各地で勤評裁判が出現した。

東京でも都教組幹部に対し勤評裁判が提起された。その都教組の勤評裁判で、愛媛への出張尋問が行われた。愛媛では全国にさきがけて、昭和 31 年から勤評が強硬実施され、すでに勤評体制というべきものができるつつあり、そのなかで愛媛の教師たちは苦闘していた。その経緯を愛媛の教師たちは証言した。それは感動にみちた証言であった。

裁判長であった荒川正三郎判事は、後に、右の証言を聞いて涙がこぼれたと佐伯静治主任弁護人に述懐している。昭和 37 年 4 月 18 日に出された判決は、全員無罪の判決であった。わが国でこの種事件の最初の無罪判決であった。

判決のなかでは愛媛の勤評闘争のことは一言もふれられていなかったが、愛媛の教師たちの証言が無罪判決を生む原動力となつたというのが、私たち事件を担当した者の共通の実感であった。こうした例は、私自身の経験のなかでも、いくつもあった。

(3) ところが最近の裁判官は、当該事件の主張や立証よりも、最高裁判決や最高裁事務総局の見解にもっぱら眼を向けているように思われる。人をして感動せしめるような証言があっても、感動しない裁判官が増えているのではないか。あるいは感動しても、それによって判決が影響をうけることのないようにするために、懸命に自らの心を抑えつけている裁判官が多くなっているの

ではないか。それは裁判官の心のなかでの人間性の喪失であり、あるいは人間性の荒廃である。

(4) 最近の判決では、第三次教科書訴訟に関する平成元年 10 月 3 日の東京地裁判決(加藤判決)が、その好個の事例である

たとえばこの判決は、15 年戦争における日本兵による中国婦人の強姦の問題について、まづ、次のように判示している。

「南京事件を含む 15 年戦争の中で日本兵による中国婦人の強姦ないし凌辱の事例があつたことは、被告(国。筆者注)においても認めるところであるし、さきに……認定したとおり、15 年戦争期の日本軍の強姦行為がきわだつ特徴を有していたとし、日本軍の強姦行為について教科書に記述することに相当な教育的意義があるとする見解が有力に主張されていることにかんがみれば、住民殺害、村落への放火、強姦と併記する原稿記述に対し、文部大臣がその中で特に強姦のみの削除を求める修正意見を付したことについて、これを積極的に肯認し得る事由を見出すことは困難といわざるを得ない。」そうだとすると、判決は、この点の検定意見は違法であるとする結論に当然に到達する筈である。

ところが判決では不当にも、その後で「しかしながら」として論旨を逆転させて、次のように述べているのである。

「しかしながら、他方、……15 年戦争期の日本軍の強姦行為をもってきわだつ特徴とすることに慎重な見解もあること(双方の見解の優劣は、当裁判所のよく判断し

得るところではない。) 及び……日本軍の強姦行為を記述することが特定の事項を特別に強調することになるという趣旨の検定意見が合理的根拠を欠くものであるとは断じえず……社会通念上著しく不当であったとまではいうことはできない。」判決は、このように述べて検定意見は適法であるとした。

この 2 つの判示のなかに、裁判官の心のゆれが鮮やかに露呈している。前半部分では、裁判官は家永側の証人の証言に大きくゆさぶられたことを明白に示している。しかしそこで裁判官の保身への配慮が強く働く。そこから「しかしながら」以下の逆転の判示が生まれてくる。後半に示された検定意見を適法とする理由のなんと弱々しく粗略であることか。

(5) しかしこうしたことの結果、判決理由は、国民の理解をえられないものとなり、司法に対する不信が国民の間から湧き起ることになる。

たとえば住民勝訴の一審判決を逆転させた東京高裁判決がでたとき、新聞各紙はこの判決を行政追随の判決として、あげてこの判決をきびしく批判した。そうしたなかで、昭和 62 年 9 月 1 日の朝日新聞は、社説「司法は行政の怠慢に甘すぎる」のなかで、次のように述べている。

「原告たちが『行政の怠慢を追認した判決であり、司法の独立を疑う』と不満を述べているのは、もっともある。

最近の裁判所の判断のなかには、行政側を勝訴させるために強引な理屈を開いたと思われる例がときにある。いきおい、その内容は社会の常識からかけ離れたものになりがちだが、今回の判決にも同様な感想を抱いた人が少なくないのではないか。」

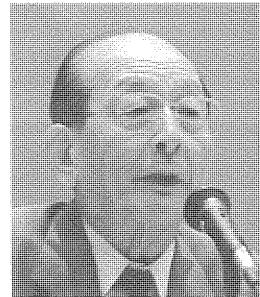
裁判官が豊かな人間性をもち、鋭い人権感覚と主体性をもたない限り、裁判に対する国民の批判はさらに高まり、裁判官は、裁判の現状に対するきびしい反省を、必ずや迫られることになろう。

＜選考委員寸評＞

- ・裁判官の心証を動かす十分な弁護活動をやっていくことの大切さが表れており、襟を正さずには読めない文章。
- ・勤評、教科書、戦後補償など関わっていた本人が、裁判官の人間性や良心をどれだけゆり動かすことが必要かをこの文章は教えている。
- ・裁判官自体は変わらない。今の我々にとっても、これからの方々にとってもインプレッシブである。

入賞

期成会入会のおすすめ



(Wa' 66年3月号掲載)

増岡章三（4期）

東京弁護士会の入会金が、最近1万円から3万円に値上げされたことを御存知と思います。私達期成会を中心とする強い反対にもかかわらず、わずか1票の差で可決されてしまったのです。これには少しばかりいきさつがあります。

昭和38年に東京の三弁護士会の理事者が集り、三会の入会金を三倍に値上げしようと話合をしました。当然のことながらこの入会金値上げは直ちに三弁護士会の各総会に諮られ、一弁、二弁では可決されましたが、東弁では私達の反対によってこれが否決されたのです。弁護士になるためには弁護士会に入会することを強制されるのだから、社交団体などとは異り、入会金をとること自体が既に問題であるし、仮にこれを是認したとしても、入会を多少でも困難ならしめるような金額であってはならないし、又年々歳々等額の公平なものでなければならぬはずだというのが主な反対理由でした。会の収入の増大をはかるために、自分達が支出しないで済む入会金値上げを安直に決定されても、弁護士になろうとする者にとってやりきれません。それな

らば弁護士会の会費を値上げすべきです。

私達はこの否決は東弁の良識を示したものと考えておりますし、これによって特に司法修習性から多くの逸材を東弁に迎えることを容易ならしめたと信じています。ところが東弁ではわずか2年後に同じ入会金値上げの議案を同じ理由を掲げて総会にかけ、前述のように1票差で可決してしまったのです。その時の説明では一弁や二弁との値上げ協定は無関係であるといっていましたが、どうしてこんなことになるのでしょうか。

このような身近かな問題を考えて、日本弁護士会の実情に关心を深めていくと、いやでもその悲しむべき現状を知らされ、その是を改革の必要を痛感させられるはずですが、他方そのあまりの複雑怪奇さに弁護士会から遠ざかってしまう人々も少くありません。

いったい東京に三つの弁護士会があるのはどうしたわけでしょう。資格とか主義主張とか何か分れているもっともな理由でもあればともかく、そうでないのですから、皆さんにしてもどれに入会するかについて

深刻に考えた人は恐らくありますまい。三会に分れた原因にしてからが、「弁護士沿革史」「東京弁護士会史」にある通り、会長選挙なのです。会が3つあれば会長を3人に作れるという理屈です。

それならば、3つに分れさえすれば良識ある法律家の集りであるべき弁護士会の役員選挙は、至極模範的に行われているかというと、結論は、まことに悲しむべきものです。

東弁では「法友会」「親和会」という二大親睦団体が役員選挙の度ごとに選挙母体となって互にイスを争っています。その運動資金は莫大なもので、会長候補は何百万何千万円もの金を使うといわれ、立派な選挙法規があるにもかかわらず、買収、饗応、戸別訪問などが寧ろ主要な選挙運動になっているというビックリするような話を聞かれます。それというのも、法友会であれ親和会であれ、政党などとちがい、政策、主義、立場を共通にする者の集りではありませんから、選挙演説会や公聴会を開いても弁護士職域の拡張とか会財政の確立とか、誰も大同小異の意見公約を示すだけで、その限りでは誰が会長になっても同じようなものだという印象しか与えないからです。

また、立派な人間が会長になってくれれば、それはそれなりに公約も果し、弁護士会として本来なすべき活動も積極的におし進めてくれる道理でしょうが、今さきのべたような実情では、金のない人はいくら立派な人でも役員になつてもらえませんし、

かりに金があつても、候補者は人物本位に最適任者が選ばれるわけではなく、両会の中の小会派の間で順番が決っていたりしているという話で、サッパリです。

そして—これが東弁のよいところだといわれていますが—役員選挙のときには眼を覆いたくなる抗争をする法友、親和両会が、会の運営や活動の問題では会内平和の名のもとにすこぶる円満に手をつなぎ、対立会派として批判し抗争するなどということはありません。

司法研修所出身の若い世代の会員が、このような東弁の姿に批判的でないはずはなく、かつては個々に、あるいは全期会という形で活発な批判や改善の努力がなされていました。しかし、同じ若い会員でも、法友、親和両会に所属している人はその立場上そうではない人たちと必ずしも行をともにし得ないこともあります。さりとて個々の力などたかのしたものです。

そこで、両会派に属していない者や、両会派を脱会する者が集って、昭和34年に「期成会」という会が結成され、東弁の運営の民主化、選挙の肅正などを主たる目的として強力な活動を始めました。

東弁の役員選挙は期成会の活動によって次第に浄化されるようになりました。はじめのうちは買収・饗応の違反行為の多い候補者を支持しないということを申し合わせるとか、それまでなかつた候補者の立会演説会・公聴会を開かせて政見を聞いたり公約をさせたりしたとか、そんな程度のことしかできませんでしたがそれでも、とかく

金の力の強さによって決まってしまいがちであった選挙に警鐘を鳴らした効果は測りしれないものがありました。

期成会が年々すぐれた新入会員を迎えるにしたがって、選挙浄化運動も次第に積極性を持たせることができるようになり、最近では期成会自身が世の範となる選挙運動を実践することによって東弁選挙の腐敗を正すということまで考え得るにいたりました。そして今年は、その真摯な努力がようやく一つの大きな実を結んだ嬉しい年でした。というのは、本年度の副会長選挙に齊藤一好君を候補者として推挙し、かたくなに公明な選挙運動によって、その掲げる政策へ賛成票を求め、ついにみごとな上位当選をかち得たからです。私たちは立派な人であれば、金の力がなくても役員になつてもらえるように、金のかからない選挙運動をし、しかもその費用は会員の出し合う会費によってまかないと。またいうまでもないことですが、買収・饗應・戸別訪問・事前運動等々は私たちの恥として排撃したところです。このような選挙運動によって勝利をおさめることができたのは、弁護士会はじまってこのかたなかつたことでしょう。(期成会は昭和38年にも鴨田倭信くんを副会長候補にたて理想選挙を実現させましたが、わずか数票の差で敗れました。そして40年に再び鴨田君をたて、

そのときは無競争で当選しました)

期成会の活動は、選挙肅正もさることながら、常議員会、各種委員会等を通じて東弁あるいは日弁連の運営に参画し、これによって弁護士会が社会正義の実現及び人権の擁護というその本来の使命を達成しうるように力の限り尽しています。すでに御承知のように、現在臨時司法制度調査会の意見書をめぐって、弁護士会は重大な局面に立たされていますが、昭和37年にこの調査会が設けられたときから今日にいたるまで、在野法曹の中心である東京弁護士会にあって、私たち期成会会員の示してきた臨司意見に対する批判と、臨司問題に対する積極的な態度とは、高い評価をうけ、それが選挙のさいの齊藤候補支持という形ではっきりと示されたのです。その他、弁護士会の日常活動においても、旧弊を打破して弁護士会を真のあるべき姿にきずきあげようとする努力は数限りない実を結びつつあります。

私たちは、みなさんが期成会を知るために役立つことであればできる限りのことをしますから、遠慮なく申し出て下さることをお待ちしています。

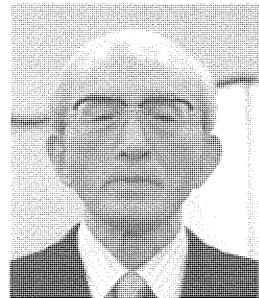
そしてみなさんが期成会に入会して、その秀でた才能を東弁の興隆発展に役立ててほしいと思います。

《選考委員寸評》

- ・期成会の歴史をあらわす文章として第一のもの。
- ・期成会の原点であり、昔を知ることは今を考える上でも重要である。

入賞

期成会回顧



(Wa' 91 年 12 月号掲載)

鴨田倭信 (3期)

期成会の諸君が、私達 3 期会員の法曹 40 周年を記念してお祝いしてくださるということで、まことに有難いことと心から感謝します。

早いもので、昭和 26 年に私たちが弁護士となり、東京弁護士会に入会してから既に 40 年が経過しました。

ご承知のとおり、当時東弁では法友、親和の二大会派が役員から各種委員に至るまで弁護士会の人事を独占し、会務の運営を壟斷して、人なきように振る舞っていました。事務局長の 500 万円横領事件を歴代の理事者、監事が看過してきたり、裁判所から委嘱される破産管財人を、理事者が独占したことなどに現れています。

このような状況で、弁護士会はどうして国民の信頼に応えて、その責任を果たすことができようかと、心から憂えた修習生出身の若い会員が、東弁における“人事の公正と運営の民主化”“選挙運動の肅正”を求めて、期成会を創立したのも、今思えば時代の要請だったと思います。

爾来、期成会は東弁会務の運営に新風を吹き込み、さらに日弁連の活動を支えて、

目を見張るような成果を挙げるようになりました。

幾つかの、印象の深かった事例が思い起こされます。

1、私達が最初に取り組んだのは、幾度か行われた会費値上げに対する反対運動でした。弁護士会の長老が「たかが、ビール 1 本分の値上げに過ぎないじゃないか」と放言したのに憤激したものです。共済制度拡充のための会費値上げには、老人の優遇に偏り、東弁の財源を枯渇させる恐れがあるとして、総会で反対しました。その際の総会の議決方法が不明瞭で、日弁連に総会決議無効の申し立てまでしました。期成会は少数で敗れましたが、真剣な反対意見の表明は理事者に大きなショックを与え、その後幾多の改善をもたらしました。

東弁の共済制度は“生きている会員の共済”へと改善され、白票、青票による総会の議決方法が会議規定に加えられました。

また、これを機会に、理事者に東弁財務の合理的な見直しを迫ることとなり、

国選弁護料の2割天引きの慣行が廃止され、これまで閑職と見られていた監事の重要性が認識されるようになりました。

司法修習を終えて、東弁に入会した若い会員の入会金を分割払いにしたり、会費を入会後3年間は減額する等の若い人達に対する思いやりのある改革も、期成会の運動の成果でした。

以後東弁で、安易に会費の値上げが行われなくなったのが、最大の収穫と言えるでしょう。

2、つぎは、東弁の役員選挙に対する対策と取り組みました。当初は、選挙管理委員会に選挙規定厳守の要望書を提出したり、理事者に対し選挙肅正のために尽力を要望したり、会館内に役員選挙に対する期成会の態度を宣言にした声明書を掲示したりして、腐敗選挙に対し厳しい選挙態度で臨みました。

買収、饗応の温床であった会館外の選挙事務所の設置を禁止し、選挙運動期間を設定して事前運動を禁じ、有名無実であった公聴会を積極的に活用して2回以上開催させることとし、個人演説会を新設する等の選挙会規の改正を成し遂げることができました。

のちに、より良い候補者を当選させるために、厳格な評定をして積極的な支持表明もしました。

期成会の支持の有無によって当選が左右されることがはっきりするにつれ、選挙肅正の実はあがってきました。

3、昭和38年2月の役員選挙に、期成会が

副会長候補を立てて選挙を戦ったのは、期成会として始めての経験でした。敗れたとはいえ、二大会派が独占してきた理事者の一角を崩そうとした戦いは、二大会派に相当大きな衝撃を与えることになった点で、有意義な戦いであったと思います。私個人としても貴重な経験でした。

昭和40年度に期生会から副会長が始めて誕生して以来、期成会は毎年副会長を出すようになり、昭和42年度から監事も出すようになりました。

言うまでもありませんが、期成会から副会長を出す意義は、期成会の政策を東弁の会務に反映させ、できるだけ期成会の政策を実現することにある訳です。勿論、期成会の政策がストレートに実現できる訳ではありませんが、少なくとも期成会の政策に逆行する方向は推進すべきでないと考えます。

万一この方向を誤ると、期成会全員の期待に反することとなり、自らも期成会から離脱せざるを得なくなるでしょうから、心すべきことだと思っています。既に候補者を選出する段階から、この点に留意することが肝要だと思います。また、多かれ少なかれ、他のポストについても同様のことが言えるのではないかでしょうか。

4、かって期成会が創立されてから暫くの間、各種委員の割り当ては、中立の人達と同じ枠の中で配分を受けていました。

二大会派の枠に比べて、極く小さな枠

でしたから期成会会員が各種委員になることは、容易なことではありませんでした。特に重大な委員会と目された弁護士推薦委員会とか、司法修習委員会などには、1人も入れない状態が続きました。

人事については、現在でもそうだと思いますが、以前から派閥の間で剥き出しの激しい闘争が行われてきました。期成会から出た委員がそれぞれのポストで全力を尽くしたので、次第に実力が認められ、徐々に“適材適所”的スローガンが実現してきました。

現在では、日弁連の事務総長、理事、外部協議委員、各種委員（長）、代議員や東弁の常議員、各種委員（長）などに優れた期成会会員が選ばれ、その職責を果たしているのを見ると隔世の感がします。

日弁連の機構改革、司法問題、弁護士自治の確立、人権擁護活動、悪法阻止の活動などは、期成会の活動家によって支えられていると言っても過言ではないでしょう。

期成会の30年に亘る、たゆみない努力の成果だと思っています。今後も期成会の全員が人事委員を盛り立て、推薦を受けたら義務として引き受けるように協力することが、期成会の発展のために大切なことだと思います。

5、ところが、東弁の日弁連分離副会長の選挙に、期成会が松井先生を候補に立てて、二度戦って敗れた頃から、派閥による反動が顕著になってきました。

二大会派は東弁会長の選挙をなくすとともに、東弁会長を翌年の日弁連副会長とし、両ポストを両派で盤回しする悪しき慣行をつくりあげました。果ては、日弁連分離副会長制度を何等の対案もなく廃止することにしました。

総会の委任状による議決権行使制度の導入は、東弁の民主化を推進する原動力となった総会を、派閥の単純な「数」によって制圧しようとする暴挙と言えましょう。もはや、かつての如く、総会で少数者の正論が言論によって多数を占めることは不可能になったと言えるでしょう。

さらに今、選挙制度の改悪が日程にのぼっています。

選挙期間を短縮して、公聴会の回数を削減し、個人演説会を廃止しようとしています。これは、期成会の伝統である言論による投票の獲得を一層困難なものとします。さらに不在者投票制度を復活して、過去において病人の投票用紙を買収した腐敗選挙を再現しようとしています。

これら一連の現象は、派閥が期成会を封じて、派閥の勢力の拡大を図ろうとする露骨な動きです。

総会委任状の時も日弁連分離副会長制廃止の時も、期成会が東弁総会で反対運動を展開できなかったのは、敗けるのを恐れて、本義を失ったものではないかと思います。ために、自ら総会に出席して議決権を行使することの重要性や、日弁

連分離副会長制廃止の理由が、いかに派閥的発想によるものであるかを、明らかにすることことができなかつたのは残念なことでした。

しかし、これは漸く気力、体力ともに衰えてきた私達オールド会員の怠惰の結果で、懲愧に堪えません。

6、期成会は、日弁連の民主化を進めるため、日弁連会長の直接選挙制実現に大変努力してきました。全国全期懇談会の運動もその中で生まれたものです。

直接選挙制実現後は、期成会は全国の有志と密接に協力し、優れた人材を発掘して会長に当選させるべく力を尽くしました。北尻、北山、藤井、中坊の各日弁連会長が実現したのはその賜物です。

私達は、会長直接選挙制実現の時、将来各弁護士会の民主化により、大都市単位会だけで会長を独占する危険はないであろうと説いて、地方単位会の会員に納

得して貰いました。しかし現実にはまだ、中小単位会からは出ておりません。さまざまの困難な条件はありますが、この条件をどのように解決すれば、中小単位会の会員からも会長を出すことができるのか、今度は若い諸君に考えて頂きたいと思います。

期成会の会員は 500 名で、名古屋（648名）、横浜（520 名）の会員数に次ぐ中単位会の会員数に匹敵する訳ですから、期成会の適材を推薦する可能性にもつながると思います。

期成会との長いつきあいの中で、いくたびか充実した感動を、多くの仲間と共有できた喜びは、今でも珠玉のように鮮やかに胸中に生きています。期成会で良き友、良き後輩を得て、ともに励まし、助け合ってきた賜物だと深く感謝しています。有難うございました。

《選考委員寸評》

- ・期成会設立の経緯、期成会の精神、活動の軌跡に関するものであり、歴史的に残しておくべき文章。
- ・今の若い人に知ってもらうという意味で外せない。

入賞

綾瀬母子殺し事件



(Wa' 89 年 11 月号掲載)

安部井 上 (40期)

1 本年 9 月 12 日、東京家庭裁判所は強盗殺人の嫌疑を受けていた 3 人の少年に対し、「非行事実なし不処分」の決定を言い渡した。この事件は、昨年 11 月 16 日、綾瀬のマンションにおいて、主婦と小学 1 年生の男児が無残にも絞殺され、現金が奪われていたというものである。このような重大事件について、審判官が逆送せずにあえて“無罪”を言渡したこと自体、いかにこの事件がずさんな検査による根拠のない冤罪であったかを物語っていると言えよう。

2 では何故、少年らが疑われたか。思い当たることの一つは、少年らが犯罪発生の 2 日後に興味半分でマンションを訪れ、A 少年が検査中の警察官に「屋上に人影を見たことがある。」と作り話をしたため、氏名等を登録されていたこと、もう一つは、A 少年が以前マンションのそばに住んでおり、被害者とも面識があったことである。当時同じ綾瀬で発生したいわゆる女子高生コンクリート殺人事件の検査が終局を迎えていた時期であった。これに対して、検査が一向に進

展しない焦りのなかで、本件検査陣はついに不登校児の一斉調査まで行っており、A 少年についての右の事実をなにか特別のことのように思ったのではなかろうか。

3 本件検査の特徴は、他の冤罪事件と同様、物証軽視・自白偏重の検査であったことである。犯罪と少年らを結び付ける唯一の物証とされたバックとブローチについても、バックは A の母親がずっと以前から持っていたものであり、ブローチは A が本年 4 月にアルバイト先の社員旅行で泊まった伊豆の国民宿舎で購入した物と判明した。付添人は、受任後すぐに右の国民宿舎に飛び、その売店で同じブローチが売られているのを容易に発見したが、検査機関は問い合わせさえしていなかったのである。

審判において内園審判官は、非公式かつ一方的に検察・警察に補充検査を命じているが、指紋・足紋・血痕等についての検査記録さえついに提出されなかった。審判官は決定理由で「客観的証拠は何ひとつない。」と言い切っている。

4 にもかかわらず、少年らはそれぞれ10通にも及ぶ供述調書を探られており、それらは一見詳細である。これらは、どのようにして録取されたか。

犯罪発生から5か月以上も経過した本年4月24日になって、少年らは突然任意出頭を求められた。そして、主犯とされたA少年について言えば、刑事に顔を殴られたり、足を蹴られたり、髪をつかまれて頭を壁に打ち付けられたり、さらには被害者母子の写真の上に頭を持って行かれて「謝れ、謝れ」と大声で迫られるなどの暴行を受けた。そして、2日目の夜、ついに虚偽の自白をするに至っている。それでもA少年は、26日には検察官に、27日には勾留質問の裁判官に無実を訴えた。しかし、そのたびに警察に戻されて、怒鳴られ、顔を殴られた。28日の夜、A君はズボンのチャックの金具の角で左手首を傷付け、自殺を図っている。

少年らは、いずれもいじめを原因とする不登校児である。彼らは肉体的暴力や精神的压力にはひ弱である。たとえその場限りであっても、何とかこれらから逃げようとする。そのため、虚偽の自白に踏み切ってしまってからの彼らは、かなり迎合的に供述をしている。特にB少年は、刑事が誘導するままに犯行のストーリーを作り上げた。刑事は「この部屋にテーブルがなかったか。」「遺体を運んだのは、この部屋じゃないか。」と質問の中に答えを用意しながら尋問してい

るのである。他方、A少年はBらの供述と符合する供述を求めようとする刑事に厳しく追及され、そのたびに目まぐるしく供述を変遷させている。刑事は時に「BCはプラス4だが、お前はプラス2だ。」などと他の少年と比較して供述を迫る一方、「誰にも言うな」とチョコレートや天丼をAに与えたりもしているのである。

このような取り調べについては、審判官も決定理由において、「やや無理な取り調べがなかったとまでは言えないでのあって、少年らが警察官の言動のために恐怖心を抱いたであろうことは推測に難くない。」とこれを認めている。

5 このように本件では、客観証拠が皆無であり、唯一の証拠である少年らの自白も全く任意性・信用性を欠くものであったが、“無罪”をより決定づけたと思われる原因是、Cのアリバイが立証されたことである。そもそも、少年らの犯行の筋書によれば、3人は溜まり場であったC宅において2日前から謀議したことになっており、また犯行直後もC宅に逃げ帰って金銭を分配したことになっているなど、本件はCを除いてはおよそ成立しないのである。ところが、Cは11月16日ばかりか、14、15の両日も千葉県船橋市で塗装工として働いていたのであった。

このアリバイの立証には、当時C少年と一緒に塗装の仕事をしていた数名の同僚の証言が重要であった。そのため、

中間の審判で少年らの観護措置が取消され在宅観護となった頃から、警察の露骨なアリバイ潰しが始まった。なかには、早朝から深夜まで2日間取調べをし、2日目にはついに帰宅させずに警察署近くのホテルに泊め、3日目朝からさらに調べを継続するということまで行われた。これはまさに不当な強制捜査であった。そこで、付添人団としてはやむなく人身保護法に基づく救済申し立てをした。そして、その準備調査のため証人を同行することを命じられた捜査機関から、幸いにも証人を取り戻すことができたのである。なお、これらの証人を保護するため、一夜のうちに20人もの弁護士が結集して証人の代理人団を作り、その後の不当な捜査から防御して頂いたことは、誠に心強い限りであった。

6 以上のように、本件は捜査上多くの問題を含む事件であったが、家裁の審判運営においても、次のように幾つもの問題があった。

- (1) 全面否認の後に開始された審判であつたにもかかわらず、重要な証拠物が家裁に送付されていなかった。しかも、審判官のみが事実上証拠物を見たりしていた。
- (2) 付添人は、審判の併合を主張し、せめて他の少年の主任付添人の在席を要求したが、認められなかった。
- (3) 審判官が、調査官に対し、付添人との面会を禁止した。
- (4) 右のように、審判官は付添人の地位・

権利を極めて軽視する一方、検察官とは綿密に連絡をとっており、補充捜査を命じて何度か追送記録を出させている。そればかりか、非公式に捜査機関から入手した情報に基づいて、証人に質問をしたりさえしているのである。

このように審判の公平を強く疑わせる事実が続出したため、付添人は審判官に対する忌避申し立てを行った。結局、申立て自体は認められなかったが、少年審判規則に回避の規定がある以外には明文を欠く少年審判手続きにおいて、東京高裁にその即時抗告に対する棄却決定の理由中で「回避の措置を求める申立権」ありとの判断をさせたのはひとつの成果であった。また、事実上は、東京高裁に本件の全記録が渡り、そこで他の裁判官の検討に付されたことも有効な牽制になったと思われる。

7 本件事件は他にも多くの問題を投げ掛けた。

少年らが逮捕されるや不登校児であったことなどを指摘しつつ断罪し、その後も警察発表を鵜呑みにするなど、マスコミの姿勢にはかなりの問題があつた。

また、少年らが虚偽の自白を撤回したのは、少年らが鑑別所に送られて10日後であった。調査官や鑑別所の担当者との接觸によって、ようやく両親に無実を訴える冷静さを取り戻したのであろう。その後に選任された私達付添人にも、少年らはそろって非行事実を否認したの

である。もし彼らがずっと代用監獄に拘束され、捜査機関の監視下にあったならと想像すると、背筋の寒くなる思いである。本件は、代用監獄に対し強い警告を含んでいる。

それにしても、いまだ捜査が正当であったと豪語し、真犯人を捜査することもなく、その責任を回避し続ける捜査機

関の態度にも負けることなく、少年たちには堂々と生きて欲しいと願うばかりである。

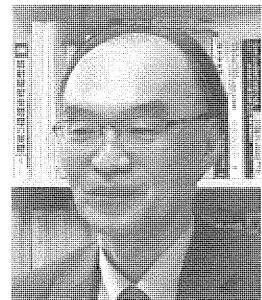
(本件の9名の付添人のうち、各少年の主任付添人となった木下淳博、吉峯康博、須納瀬学の各弁護士および村山裕、安部井上、森野嘉郎の各弁護士が当会会員であることを付言しておく。)

《選考委員寸評》

- ・期成会らしい生々しい弁護活動を行っている
- ・証人を警察から守るために人身保護請求したり、一夜のうちに20人の弁護団がきた」というのは感動した

入賞

とすねっと 只今出動中



(Wa' 11 年第 1 号掲載)

山川幸生 (63 期)

3月18日。計画停電の影響で、電車の本数が少なく、駅のホームの待ち時間にイライラしていたときのことです。ロースクール時代にリーガル・クリニックで教えていただいた弁護士の先生から、メールがありました。「山川ケン、首都圏に被災者の方が大挙して来るらしいから、手伝ってくれないか」。これがきっかけで、東日本大震災で東京に避難してきた方々の支援に当たる「東京災害支援ネット」(略称・とすねっと)の立ち上げにかかわることになりました。

そのころ、首都圏最大の避難所である「さいたまスーパーアリーナ」では、埼玉県の弁護士や臨床心理士などの方々が集まってSSNというボランティア組織を作り、埼玉県の公認をもらって避難所の中に入り、被災者のニーズ調査、生活相談、ボランティアの連携などを非常にうまくやり始めっていました。埼玉の取り組みを目の当たりにして、東京でも避難所に入り込んでアウトリーチ型の支援活動をしようと、弁護士やボランティアの市民などが集まったのが「とすねっと」の始まりです。都が設

置した避難所の1つである東京武道館（足立区）に主に福島県から300人以上の被災者が集まったと聞き、黒岩哲彦先生に頼み込んで北千住法律事務所の一室を臨時の現地本部として貸してもらい、連休中の支援活動に当たることにしました。

ところが、東京都は、当初、埼玉県と異なり、ボランティアの受け入れを全面的に拒否しました。「東京都の職員で万事うまくやっているから、ボランティアは不需要です。」というわけです。最初のころは避難所の中に一歩も入れさせないという強硬姿勢でした。

仕方がないので、わたしたちは、喫煙所に行って話を聞くことにしました。避難所には、屋外に喫煙所があって、そこへの出入りは禁止されなかったのです。さっそく被災者の方々に話を聞くと、パン以外の食事が出ない、子どもがいっぱいいるのに保育などのケアがされていない、都立高校に転入するための条件が厳しすぎる、女性の着替えや授乳もちょっとした仕切りを置いてただけの丸見え同然の状態で行われている、などの問題点が次々と浮かび上がって

きました。また、お金や生活上の支援にかかる重要な情報が、十分に伝わっていないことも分かりました。都の職員だけで十分な被災者対応ができるていないのは明らかでした。

これは、そのままにしておけない問題でした。食事の問題について言えば、3月19日には災害救助法施行令9条2項に基づく特別基準が設定されたことが明らかにされ、これに基づいて避難所で食事の提供をするよう厚生労働省から通知が出ているのに、東京都は無視し続けていました。都立高校への転入でも、柔軟に対応すべきという文部科学省の通知が無視されていました。役所の通知がすべてとは思いませんが、通知で示された最低限の支援体制も組めない東京都の対応に情けなくなりました。

中に入れないのなら、外から声を出すしかありません。さっそく、食事や教育・子ども・女性の問題などについて、東京都に要望書を提出し、改善を促しました。一方で、「欠食」の問題に即応するため、ある教会のボランティアグループと連携して、温かい炊き込み御飯の持込みを実施。都側に館内での配布を認めてもらいました。さらに、お金や生活、雇用、給料などの問題などについて被災者の方々に有益な最新情報を提供するため、「とすねっと通信」というニュースレターを発行しました。これは炊き込み御飯を入れたビニール袋の中にハガキと一緒に同梱して、御飯を食べた人には全員に情報が行き渡るようにしまし

た。ニュースレターには電話相談の電話番号も書いておきました。

数日後、ハガキの返事が来ました。「この避難生活で、食も細くなっていたのですが、昨日の炊き込みごはんは、あつというまに食べてしまいました^_^本当に、人の心のあたたかさを感じることができました。」「欲を言えば、あたたかい味噌汁や芋煮などが恋しいです。」

被災者の皆さんは、原発に追われるなどして、物資が豊富な東京に逃げてきたのですが、温かい食事に恵まれていなかったのです。涙が出ました。

わたしたちは、ちゃんこ鍋を出すことにしました。元関脇・安芸乃島が親方として指導している高田川部屋が、福島県出身力士を抱えていること也有って、部屋を挙げて協力してくれることになりました。労働組合やボランティア団体の協力で、ガスバーナー、プロパンガスボンベ、テーブル、椅子なども調達。東京武道館で4月9日にちゃんこ鍋の炊き出しを挙行しました。多くの被災者の方におかわりをしてもらって、大成功でした。

紆余曲折を経て、都の避難所（赤プリを含む。）では3食が無償で出るようになりました。その他の問題点も徐々に改善していきました。「とすねっと通信」は、弁護士会や地元自治体の協力で各地の避難所に置かせてもらうことができるようになったほか、他の先生方の協力で各県版や外国语版も作られるなど、情報提供活動の輪が広がっていきました。

都公認の面接相談は弁護士会に委ねる形で、わたしたちは「別働隊」としてフリーダイヤルによる無料電話相談を開始しました。これらの相談活動や都庁との交渉もあって、4月24日の東京武道館閉鎖時には他のオープンスペースの避難所（味の素スタジアムなど）へのたらい回しを最小限に防ぐことができたと思います。

もっかの心配事は、2次避難所である「旧グランドプリンスホテル赤坂」が6月30日に閉鎖されることです。ここで避難

している人たちの行き先がまだ不透明です（4月28日現在）。

災害支援というと、被災地に目が向きがちですが、東京都にも1000人以上の被災者が避難しています。東京都の姿勢が頑ななこともあります。弁護士が個別に行政対応をしなければ解決できない問題もあります。赤プリ問題などで被災者が苦しい立場に立たないよう、今後も随時各所に出動しますので、よろしくお願い申し上げます。



〈選考委員寸評〉

- ・東日本大震災で東京に避難された方達への初期の弁護士の取組みで、行政への対応の苦労話など若手弁護士の奮闘記。
- ・これからも続く取り組みとして忘れてはならないもの。

入賞

憲兵につかまつた話

(Wa' 88年2月号掲載)
古波倉 正偉 (14期)

それは43年も前の話である。

私はちょっとした身体障害者のうえ、当時肺尖カタルといったゼイタクな病気まで持っていたので、徴兵にも徴用にもかからず、非常時下まことに肩身の狭い思いでぶらぶらしていた。昭和19年7月サイパン島の日本軍全滅、私の郷里沖縄はにわかに慌ただしくなった。私は国民学校6年の妹を連れて同年8月熊本市の郊外に縁故疎開をした。疎開先のおやじさんは私と顔合わせるたびに「居食いが一番悪かたい」とまともに皮肉を言った。“贅沢は敵だ”とか“徒食は恥だ”とかの戦時標語があった時代である。

10月10日ラジオが沖縄が米軍の大空襲を受けたことを報じ、翌日の新聞には一面トップで「那覇市灰燼に帰す」「県都那覇烏有に帰す」と出ていた。那覇市の中心部に住んでいた両親の安否が気がかりであったが、どうにも通信の手だてがない。10月近くになって父母が爆弾と猛火をくぐり抜けて無事に田舎の親類の所に避難しているという便りが届いた。私たちは大いに安心した。ただしその手紙は検閲を経ていない

特別な手段で届けられたものだった。当時沖縄からの郵便物は全部検閲されていたのである。

さてその日、昭和19年11月初めのうすら寒いどんよりした日の午後4時頃、大阪に出かける友人を熊本駅まで見送りに行った。その帰りである。駅前に交番のような小さな憲兵隊の詰所があったが、その前を通りかかったとき「お前、ちょっと待て」と声をかけられた。不審訊問にかかったのである。私はその時マスクをかけ、五分刈りの髪は伸び放題、よれよれのレインコートに両手をつっ込んで歩いていた。これはどう見ても戦時下にうまくない風体である。いやな感じがしたが仕方がない。狭い詰所に入れられた。憲兵は軍曹で、色の白い男だった。小さい木机の向こうの椅子に坐り、私を正面に立たせて訊問が始まった。「名前は」「住所は」「仕事は」「家族は」と次々聞いてはメモしている。家族の所在を聞かれたところで、実は自分と妹は疎開して熊本に来たが、両親は沖縄にいる。この間の空襲で焼け出されて田舎の親類の家に身を寄せていると言うと、「沖縄?」と

いって目の色を変えた。それから彼の態度は急変した。疎開者と言えば同情してくれると思ったが違った。「どうして両親が焼け出されたことが判ったか」ときた。新聞に大きく出ていたし、ラジオでも報道していた、那覇が全焼したとあったと何度も言ったが、彼は新聞にお前の父母が焼け出されたと書いてあったか、ラジオがお前の両親の名前を言っていたかと問い合わせてくる。憲兵はこの点だけをせめてきた。「どうして判ったか」「どうして知ったか」とたたみかけてくる。このまま押し問答を続けていては帰れなくなるかもしれないと思細くなつた。仕方がないので、とうとう手紙が来て判ったと言ってしまった。あの手紙は検閲を通っていないのでまずいが、どうしようもない。「よし本当だな。では明日午前9時、熊本城内の憲兵隊本部にそれを持って来い」と言った。手紙の提出命令であり、出頭命令である。

青くなつて家にとんで帰り、手紙をもう一度あらためてみたが、やはりこれはまずい。内容も空襲のことから焼死した知人や、被害の大なることなどが書いてある。困った。すると妹が今日届いた郵便だといって、明らかに検閲済みの赤い細長いシールの貼られた私宛の封筒を渡した。差出人は、両親の避難先の親類の小父さん。手をふるわせながら封を切ると、たった2枚の便箋に大きな字で、「…あなたのお父さんお母さんはお家が焼けたので、私の所に来ています。お元気だから御安心ください……」とある。これだ、これだ、これで

大丈夫だと思って、妹に委細を話してその日は寝た。

翌朝、少しはましな服装で憲兵隊本部に出頭した。受付で名前を言うと当日の出頭者リストに載っていると見えて、「宇留毛のコハクラだな」といって待合室に入れられた。待合室は六畳くらいの広さの寒々しい板の間で壁ぎわにベンチが2つばかり並べてある。先客が3人あって身を寄せ合つた老夫婦と私同様の浪人風の青年。誰も口を利かない。じっと呼出しを待っている。暫くして遠くの方から床板を叩くような音とともに「どおだあ、寒いかー」という激しい怒鳴り声が聞えてきた。待合室の4人は思わずハッと息をのんで目を合わせたが、またすぐ元に戻つた。それはその後も2、3回聞こえてきた。30分位待たされて昨日の軍曹が現われた。私を見るなり「手紙持ってきたか」という。それを渡すと「待っておれ」といって出ていった。また30分も経つたかと思う。軍曹が戻ってきて、手紙を私に返してから、あらたまつたきつい表情で言った。「まあ、よい。だがなあ、沖縄のことや空爆でやられただとか家が焼けたなどとあちこちで言いふらすな。国防に関係するんだ。敵に利用されたらスパイだぞ。今度そんなこと言って歩いたら承知せんからな。分ったら帰つてよし」。先客の3人はまだ残つていた。緊張がゆるんでいくのが自分で分つた。熊本城から街へおりてくると急に足取りが軽くなつた。

だがおかしな話である。私の方からしゃ

べったわけではない。憲兵がしつこく聞くから本当のこと教えてやった。すると今度はそんなことを言ってはならぬと禁圧する。何とも息苦しい時代であった。

陸軍刑法 99 条、海軍刑法 100 条に「戦時又ハ事変ニ際シ軍事ニ関シ造言飛語ヲ為シタル者ハ三年以下ノ禁固ニ処ス」とあり、これは民間人にも適用された。軍機保護法 5 条には「偶然ノ原由ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ六月以上十年以下ノ懲役ニ処ス」とある。本当のことでも、些細な公知の事実でも、軍部や政府に都合の悪いことは、流言され蜚語となり、また軍事上の秘密ともなった。

10 月 10 日の沖縄空襲の被害状況が本土に伝わると「敵の奇襲は沖縄のスパイの手

引きによるもの」という噂が流れた。半年後、沖縄戦に突入すると「爾今軍人軍属ヲ問ハス標準語以外ノ使用ヲ禁ス 沖縄語（方言）ヲ以テ談話シアル者ハ間諜トシテ処分ス」（沖縄守備軍司令部会報）となり、数百人の無実の沖縄住民がスパイ容疑で日本軍に処刑された。台湾にいた 9 師団の一部隊長は沖縄軍玉碎が伝えられた日「沖縄が敗れたのは住民の中にスパイがいたからである」と訓示した。

あの色の白い憲兵が、私が沖縄からの疎開者と知って急に態度を変えたのには、それなりのわけがあったと、私は思っている。それにしてもその日偶然に着いた検閲済みの手紙が救いの神であったとは。危ない危ない。こわいこわい。

《選考委員寸評》

- ・戦争被害を訴えるとスパイと言われた時代のもの。戦時中の歴史的体験として貴重であり、現在の我々にとっても改めて知るべきものである。

入賞

「今年は優勝するぞ」ソフトボール大会雑感

(Wa' 91 年 12 月号掲載)

大谷 直 (43 期)

10月23日水曜日昼、大井競馬場前駅に降り立つと、専門誌と赤ペンを持ったおじさんたちで一杯だ。「こんなウイークデイの真っ昼間から遊んでて大丈夫かい、おじさん？」と内心思いながら埋立て地の運動場を目指す。しかし、よく考えればこんな日にソフトボールをする我々もまた同類ではなかろうか。

目的地に着くと既にそこには大勢の参加者が集まっていて千差万別であるが、とにかくなぜかやたらに気合が入っているのだ(中には午前中から練習していたグループもあったとか)。今まで弁護士はたくさん見てきたが、こんなにも遊び好きの、いや失敬、スポーツ好きの人たちがいたとは…。

そんなこんなでうろうろしているうちに、私が今日世話になる「期成会チーム」と遭遇。ここで私は初めてこのチームの総監督であるあの「並木大先生」にお目にかかる。この先生、外見上はスリムで苦味走った二枚目といった風格の持ち主なのであるが、聞くところによるとこの種の御遊び企画には人並みはずれて力をいれること

で有名とか、なるほど純白のトレーニングウェアを身にまとい、君はここ貴方はそこというようにてきぱきと指図するその御姿は、「今年はうちが優勝するぞ。」という彼の言葉をうっかり信用してしまいかねない迫力を辺りにまき散らしていた。

午後1時半、さすがにメンバーが足りなくなるチームもでてきたが、なんと10チームによるトーナメントで試合がはじまる。

期成会チームのスターティング・メンバーは、森山(ピッチャー)、濱田(キャッチャー)、藤井(1塁)、芹澤(2塁)、並木(3塁)、渡島(ショート)、小野(ライト)、川名子(センター)、大谷(レフト)であった。

1回戦の相手は南部事務所。

ピッチャーで登板した森山氏が案外好投手。

私のエラーがなければ完封していたであろう。

攻撃側もなかなかの好打者ぞろいで、相手投手を難なく攻略。

結局、8-2で大楽勝、この勝利でとに

かく4位以内を確実にしたのであった。

期成会チームはこれまでこれといった成績を残していなかったらしく、会う人会う人にバカにされていたのだが、とにかく大勝したことでメンバーは並木先生のいう優勝も夢ではないぞと俄然元気になってきた(単純な連中だ!)。

我々はシードされており、1回戦後は一休みのはずであったのだが、ここで大きな落とし穴。他チームで人数が足りないところがで、我々が助っ人しなければならなくなってしまったのだ。日頃運動していくばともかく、何か月ぶり、いや何年ぶりかでソフトボールをした我々には、人に貸してやるほどの余分のエネルギーが残っているはずもなかった。しかし、義理入情に手厚い我々一同は、力を抜いて助けるなどといったイカサマ賭博のような手を使えるはずもなく、バカ正直にも100%の力を出して助っ人したチームをサヨナラ勝ちに導いてしまったのだ。

第3戦目、事実上の決勝戦とまでいわれた?我々の相手は東京事務所。

しかしでてきたピッチャーをみて我々は安心しすぎてしまった。私の同期のJ君、彼は同じクラスであったが、修習所時代にもスポーツ関係で活躍した記憶が一切ない。これはてっきり楽勝と思いきや、実際投げてみるとなかなかの好投手。内野の守備も完璧で並木先生の暴走による1点を含めた2点に押さえこまれて2-4と惜敗に終わる。

その後の第4戦は3位決定戦だったが、

既にそのころはメンバーのほとんどは完全にグロッキー状態。並木先生は最後まで元気一杯でメンバーに気合をいれていたが、誰もついていけるものなど居らず、大差の敗退。最後は負けてくやしいというよりも「やっと終わったか。」と安堵したというものがメンバーの本音。そんな中で1人、天中を見つめて無念の表情をみせる並木先生。彼は本当に優勝を狙っていたのであった(この執念がメンバーにあれば…)。

雨が多いこの頃にしては珍しく秋晴れの日よりに恵まれたのはよかったのだが、日頃の運動不足で体のあちこちを擦りむいたりひねったりする人が大半で、無傷で帰還した人はいないのではないか。私も左膝後の筋を痛めてしまい、その後4、5日は足を引きずって歩かざるをえないという大悲劇に見舞われた。

午後5時、T事務所の優勝でソフトボール大会は無事終わった。

ここで何時もならシャワーを浴びて一杯飲むというところなのだが、弁護士稼業はつらいもの。終わったと同時に帰って仕事が待っているという最悪のスケジュール。

「負けはしたが、来年は…という確かな手応えを感じた。」と記者会見する並木先生。

彼の期待を裏切らないためにも来年迄には体力をつけておこう(しかし、それも夢幻か)と意を強くする期成会チームメンバーであった。

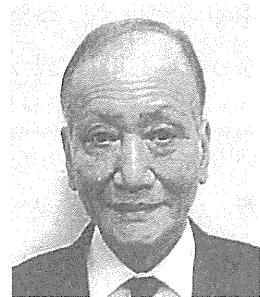


『選考委員寸評』

- ・期成会の一場面がいきいきとえがかれていてとても上手で、文章として面白い。
- ・期成会はまともすぎる面があり、意義がある文章だけだと息がつまってしまうので
こういうのがあってもよい

入賞

40年前の「原点」に立ち返って



(Wa' 07年第2号掲載)
石田武臣（20期）

昨年9月に事務所の引っ越しをしたとき、40~50箱分もの古ぼけたダンボールを整理した。司法研修所時代の起案や弁護士登録1~2年目に取組んだ事件の記録類などの中から、学生時代のサークル仲間で作った、古ぼけたガリ版刷りの「卒業文集」が出てきた。1966年3月に作ったもので、その中には、前年の春、54歳で亡くなつたわが父への鎮魂の思いを込めて書いた私の文章も載っていた。

わが父は、福島県の浜通りの田舎町で育ち、苦労したあげく手に職をつけて、池袋の町はずれに小さな理髪店をもつようになつた、タタキあげの腕の良い職人であつた。市井の庶民そのものであったが、新聞配達の少年や納豆壳の子どもには、なぜか、とりわけやさしかつた。

尋常小学校しか出でていない無学な父に反抗し、反発感を持って敬遠して、自由気ままに生きていた私は、父が肺ガンを宣告されて数ヶ月の寿命と言われてから、ようやく父と向き合うようになった。その1年間は、私にとって、今に至るまで、とても大きな意味をもつていた。

「まっとうに生きている市井の民衆のための弁護士になる」という、一見もっともな、それでいて中々難しいことを心に決めて生きてきたつもりだが、果たしてどこまで出来たか、はなはだ心もとないところである。古いダンボールの中から発見した「文集」が、もう一度、初心に立ち返るようにと言っている気がする。自分自身のために、これを再録させて頂こうと思う。

なお「アパッチ」とは、学生時代のサークルの仲間内の若かりし頃の私の「あだ名」である。

「とうふ」

アパッチ

1年半程前、確か夏だった。一丁25円のとうふを10円で売る店ができて、大いに繁盛していた。くず大豆を原料にしているからだ、というトウフ組合の非難と、オートメ化で値下げできるというその店の意見、主婦たちの支持声明など、マスコミでもてはやされた事件だ。例によって例のごとく、おふくろと僕と喧々がくがく、安くて助かるとか、同業者同士でこんなこと

をやっていて、今に5円になってタダになつたら共倒れだとか、協定を結んで値上げしたら独禁法がどうだとか、くず大豆というのはデマじゃないかとか、やっていた。いつもはときどき「お前のはおかしいぞ」とか「うん、そうだ」とか議論に入ってくる親父が、その時はどうしたことか黙って新聞を読んでいた。その時のとうふ論議は、その店まで買いに行くと、わざわざ電車に乗って行かなければならず、結局、くたびれるだけで、電車賃がかかって損だということになった。その後、何日たっても、冷奴は食卓に顔を出さなかつた。

親父がガンを宣告されて3ヶ月程たつたある日、夜少し遅く帰った。親父は2階の6畳間に寝たきりだった。寝る前に親父の部屋に来るよう言われたので、少し遅くなつた夕食をおえると2階に行った。親父は、ふとんの上に起きて座っていた。入り口の近くにすっとあぐらをかいて座った。できるだけ親父の部屋で煙草を吸わない様にしていたが、そのときは、何か戸惑いを感じて、僕は、あわててポケットから煙草を取り出して吸つた。

「俺にもくれないか」「ああいいよ」親父は2口程吸つたが、それがすごく長く感じられた。「実はな、」親父は話し始めた。「俺もずいぶん長く寝ているんで、もう背中が痛くて仕方がない。それに、退屈だから今日は少し起きていたんだが、少し話がしたくてな。昔の話をしようと思うのだが、聞いてくれるか。」親父は、まっすぐ僕の顔

を見ていた。僕は黙って微笑んだ。

多分自分がガンであることを知っているだろうし、自分の命があと2、3ヶ月しかもたないことも知っているのだろう。それをわざわざ知らないふりをしている親父を感じて、何を言って良いか分からない戸惑いの中で、僕はじつとうつむいて座っていた。

「俺の親父が死んだのは、」静かに親父は語り始めた。

「俺が13のときだった。大分派手な暮らしぶりだったが、土建の関係だったから、親父が死ぬとパッタリ火が消えたみたいになつてな、それまで芸者を何人もかこつて、コモかぶりの酒樽を毎日カラにする様な生活だったし、俺も、幼稚園に通う様な——あの頃幼稚園といったら大したものだった——そんな生活だったが、金を大事にしない人でな。死んだときには、一文なしで借金だけだった。ずいぶんつらかったな。小使錢なんて全然なくて、おがくずに大豆のクズをまいて、もやし作りしてな。それを売つてノートを買つたりしたんだ。それでも段々苦しくなつてな、学校を辞めなきやならなくなってきた。いやだったなあ。そんなときは本当に悲しくなつて涙がボロボロ流れてなあ。畑の所に突つ立つてたんだ。だがいくら泣いても始まらないよな、金がないのは、泣いたって出て来やしねえ。それで結局、山形の親戚の家へ預けられることになったんだ。3ヶ月位そこにいたかな。別に居づらくされたわけでもないが、どうしてもおふくろと一緒に居たく

なってな、とうとう飛び出して帰ってきてしまった。ただ、そんなときは、どうしても家の中に入れなくってな。また畠の所でしゃがみ込んで泣いてたんだ。そんとき、隣村の為さんというとうふ屋が通りかかって声をかけてくれたんだ。畠で何時間もしゃがみ込んで、さびしくって、口惜しくって泣いてたのが、急に優しくいろいろ聞いてくれたんで、頭の中がカーッと熱くなってしまって、村中に聞こえるような大声出して泣いたしまった。」

「そんなわけで家に帰るには帰ったんだが、月30銭の学校の月謝が払えない。払えないんだがどうしても学校へ行きたい。そしたら為さんが、俺シどこでとうふ売りをしねえか、そしたら月50銭は絶対だぞ、と言ってくれた。今と違って、アルバイトなんてねえし、それに12、3才の子どもだ。デッヂにでもなるほかに、仕事なんてあるわけがねえ。すぐその話に飛びついた。それから毎朝4時半に起きて、隣村まで行って、大きな木箱にとうふを詰めてもらって自分の村まで帰ってきて売ったんだが、重くてなあ。俺は背は低かったし、箱の中の水がもれて、背中にじくじくたれてくるんだ。ちょっと降ろして休んだりするとその背中の濡れた所がバリンバリンに凍つったりしてな。もんべは穴だらけで風がスースー入ってくるし、ゴム長なんて買えやしないから、ワラ草履をはいてたんだが、雪がとけてくると、グジグジしてくるんだが、段々そんな感覚すらなくなってしまうんだ。鉄道の土手道は、一番嫌だった。

急坂になっていて、カチカチに凍っているんで、ちょっとすべったらもうおしまいだ。十何丁のとうふはめちゃめちゃになっちゃうし、頭から水をかぶっちゃうし。その道にかかると、もう自分の体なんて、どうでもいいから、なんとか箱をひっくり返さないで登ろう、とうふを崩さんように降りよう、と苦労した。でも、いくら注意しても、相手はカチカチに凍った坂道だ。その上こっちは、自分の体ほどもある様な、その上、水のタップリ入った箱を背負ってるんだ。口惜しかったなあ。コンチキショウ、コンチキショウと思いつながら登った。ガラガラッとすべて、身体中が水びたしになって、雪まみれで形の崩れたとうふをあわてて拾って、泣くに泣けず、そこに突っ立ってたこと也有った……」

目の前にふつふつと、親父の姿、雪の中で、手にグチャグチャになった雪まみれになつたとうふをにぎって、ボウゼンと立っている子どもの姿がうかんできた。僕は、じっと目をつぶって黙っていた。親父が更に言葉を続けていた。だが僕の目の前には、雪の汽車道で泣いている子どもの頃の親父と、毎朝近所を廻ってくる納豆売りの小学生に、売れ残った納豆を、100円、200円と買ってお金を渡していた親父とが、二重写しになっていた。

5月24日に親父は死んだ。前日の午後から激痛におそれ、モルヒネもその効果はほとんど発しなくなっていたが、夜半すぎには静かな寝息に変わり、明け方にそのまま逝ってしまった。

翌日の通夜の精進料理は、「とうふあえ」
であった。雪の中で粉々になってしまった
ような、真白なつぶつぶは、何か苦々しさ
を感じさせた。

『選考委員寸評』

- ・弁護士になった原点が書かれており、読みごたえがあり、非常に共感をもった
- ・父への思いと「まっとうに生きる市井の民衆のための弁護士」という言葉が光る



■ 私と期成会

宮原 守男 (6期)

東京弁護士会は、親和会と法友会との二つの団体にわかれ、会長を相互に選出していたが、その選挙には買収・饗応が公然と行われていた。弁護士の集団にもかかわらず、嘆かわしい状況で、選挙方法を刷新しなければという目的で「期成会」が結成された。そのリーダーは、齊藤一好・松井康浩先輩が中心となった。しかし、両先輩とも共産党員であったため、期成会に所属する弁護士は、司法研修所の弁教官に選出されないと慣例が生じていた。私は期成会員であったが、当時、警察大学校の講師をしていた関係から最高裁は私を危険人物ではないと判断し、刑弁教官にすんなり推薦された。しかし、私の同僚であった大野正男君は刑弁教官として活躍し、後に最高裁の判事となった。ロッキード事件の弁護人として大法廷で弁護した時、最高裁の雛壇に座っていたのが大野君であった。それは、私の著書『信仰・希望・愛』に詳細に記述している。

■ 私と期成会

松 尾 翼 (12期)

私は、1958年に司法修習生となりました。

私は、1945年5月の東京大空襲のとき、焼夷弾により殆ど目の前で母、姉、弟を喪いました。地獄図でした。

その僅か3か月後の8月に敗戦を迎える、それまでの教師たちの教育方針がガラッと変わってしまったことから、将来、権力の手下となって生計を立てないで生きていける職業に就きたいと決意し、弁護士になることを目指しました。大学に入る前から、働き乍ら勉強を続けました。

司法修習生となってから、卒業後の就職先を高木石門先生にお願いしました。

そして、その法律事務所に勤務していた馬場正雄先生（3期）と芦田直衛先生と仲良くなりました。ちょうどそのころ、2期、3期、7期などの先生方が中心となり、期成会設立の話が始まりました。

私もその創立の趣旨に賛同し、弁護士登録後、直ちに入会しました。

私が心配するのは、最近の期成会が、創立時の理想・理念としたところから、少しずつ離れ、既成派閥化しているのではないか？と言う事です。

■ 登録 50 年余、何をやってきたかな

高 橋 利 明 (16期)

敗戦を迎えた1945年の8月15日、疎開先の伊豆の小学校の登校日でした。小生は小学校1年生。先生からは、「戦争は終わった。今日は、このまま帰りなさい」ということでした。その後、爆撃機B29の独特の爆音はなくなりました。

小・中学校では、戦中と現在の社会制度の違い、とりわけ、中学の社会科では、主権在民の恩恵の話を聞かされました。

修習生になって青法協に加入。弁護士になって「期成会」に入会。そして、間もなく、新潟県の加治川水害訴訟に加わり、その後半、多摩川水害訴訟に取り組み、それが終わって、利根川上流の八ツ場ダムの工事差止めを求める住民訴訟を、関東6都・県の弁護士らと共に、6地裁で提訴しました。国を訴える訴訟は、みな最高裁まで。みな十年以上かかりました。この間に、全国の弁護士らと共に、「全国市民オンブズマン」を立ち上げました。この活動は今も引き継がれています。

今は、福島第一原子力発電所の3.11事故の被災者らの「ふるさとを返せ」という原状

回復と損害賠償を求める裁判を福島の郡山支部で担当。

こんな生活となったのも、小・中学校での先生のせいかな。でも、もう世代交代の時期なのですがね。

■ 仕事は至高の特効薬？

宮里 邦雄（17期）

八十路に足を踏み入れる身ともなると、「階段を下りる前に踊り場で一瞬ためらう」「美しい女性と街ですれちがっても振り返らなくなる」など「老いを告げる肉体からのメッセージ」を受け取る機会が増えつつありますが、心の若さは失っていないと自負しています。

長年労働事件に取り組んできましたが、もうしばらくは、現役にこだわり、働く者の権利を守るために、頑張りたいと思っています。

「仕事は昔も今も至高の特効薬」だそうですから（「カッコ」内はマルコム・カウリー著『八十路から眺めれば』草思社文庫からの引用）。

期成会の活動が、あるべき弁護士像と弁護士会のため、よき刺激を与えるものとなることを期待しています。

■ リニア新幹線の大問題

朝倉 正幸（18期）

去年3月をもって第一線からの引退をしましたが、いくつかの顧問会社との関係は続いており、継続中の案件も少しあって、完全撤退とまではいっていません。まだやれるという気持ちがあるのでしょうか。元気です。

ところで、私の自宅の真下（地下40mに、直径14mのトンネル）をリニア新幹線（品川～大阪248Kmを時速500Km）が通ることが、去年夏に分かり、これは放置できないと勉強しました。勉強すればするほど、さまざまな問題があることが分かってきました。地盤沈下、騒音、振動などの公害、危険が大きすぎる、公共性がない、環境への大きな影響等々。国の大深度地下法に基づく土地の借用認可に対して不服申立をしたのですが、訴訟もしなくてはならないでしょう。力の及ぶ限り取組んでいこうと思います。

私達住民側の弁護士を捜しています。声をかけていただければ幸いです。

■ 裁判手続きの IT 化と裁判を受ける権利

齊 藤 展 夫 (18期)

2018 年 3 月以来、裁判手続きの IT 化の実現へ向けて取り組みが進行している。裁判手続きが、「紙と FAX」から「電子データとインターネット通信」へ換えられようとしている。裁判手続きの無駄が省かれ、裁判関係者にとって「便利になる」ことではあるが、反面、国民の裁判を受ける権利はどうなるのだろうか。IT 機械に弱い国民特に高齢者は少なくない。私を含めて、IT に弱い裁判関係者は少なくない。IT 難民は、裁判手続きから疎外されることになるだろう。便利さの追及が、国民の基本的人権を奪うことになる。これでいいのだろうか。

裁判手続きの IT 化は、① e 提出、② e 法廷、③ e 事件管理の分野で行われる。最大の問題は、裁判の口頭弁論主義、直接主義、公開原則（傍聴の自由）が失われていくことがある。弁論準備が電話会議で行われ、論点整理や事実の解明が不十分になった経験はありませんか。真実を解明するための公開裁判のあり方を、国民の裁判を受ける権利から考え直してみませんか。

■ 今どきの若い者たちは～若手会の皆さんに

石 田 武 臣 (20期)

多くの人は、中堅から壮年の時期になると、後輩の若手のあれこれについて「今どきの若い奴らは、なっちゃいない」「俺たちの頃は、もっとこうだった」などと言ったり思ったりする。

しかし、よく考えてみると、そういう自分たち自身が学生・修習生・駆け出しの若手だった頃、研修所の教官やそうそうたる諸先輩方たちから「今どきの若い奴らは、何なんだ」などと言われ続けていたことを、忘れてしまったのだろうか。先輩たちからあれこれと言われながら、必死に生意気に生きてきたのが、我々自身ではないか。

偉そうにしていた教官や先輩からあれこれ言われても、一言二言は逆らってみたり、敢えて違うことをやろうとしたり、自己流の試行錯誤で失敗したり落ち込んだりすることこそ、若手世代の最大の武器であり、成長の過程そのものだろう。

生意気な人ほど、また、失敗だらけの人ほど、大きく成長するに違いない。

期成会の若手会の皆さん、次の時代は、君たちのものだ。

■ 私の中の期成会

宮川光治（20期）

1970年代の半ば、一時期“ミスタア期成会”と呼ばれていたことがある。期成会の代表である当番幹事の井田邦弘氏が東弁副会長に就任し、事務局長だった私が代行となり、大先輩の各会派執行部の方々との折衝を担った。超会派運動なるものがあり、親和会と期成会が協同して東弁会長選挙を法友会と戦った。続いて、松井康浩氏を擁して日弁連分離副会長選を二度戦った。すべて僅差で敗れた。

燃え尽き症候群に襲われた。期成会政策の作成を委員長として担っていたが、当時主流だった「在野精神論」への違和感もあった。別のステージで活動したいと思い、80年代半ば、期成会活動と弁護士会政治から離れた。その頃にはすでに“ミスタア”という呼称は、事務所の並木政一さんに移っていた。

あの約十年にわたる日々の憑かれたような思いと情熱は何であったのだろうか。その答を見いだせないままに年老い、当時、渦の中に居た人々に問うことも、もはやかなわない。

■ 生涯のテーマ、信教の自由・政教分離

小池健治（20期）

私のライフワークは、信教の自由と政教分離原則の確立である。弁護士になって翌年1969年から津地鎮祭違憲訴訟に取り組んだ。1971年5月14日政教分離原則確立への画期的な違憲判決を名古屋高裁で得た。1977年最高裁の目的効果基準判決で敗訴したが、その後の判断の基準となった。引き続いて担当した自衛官合祀拒否訴訟は一、二審とも勝訴したが、最高裁は1988年同基準を使い、かつ宗教上の人格権を認めず敗訴させた。

しかし、その後、最高裁に同基準を適用させて勝訴したのが愛媛玉串料違憲判決、89条で厳しく対応させて勝訴したのが北海道砂川の空知太神社市有地無償貸与違憲判決である。後者には、最高裁段階でお手伝いし、2000年1月20日久しぶりの大法廷で違憲判決を聞き、政教分離原則はやはり進んできているなあ、と実感した。

前に戻るが、津地鎮祭違憲訴訟を取り組んでいた頃、靖国神社を国営化するという法案が国会に何回も提出され、反対運動の結果6回目で最終廃案となった。私は、反対運動のセンター「靖国神社問題連絡会議」に法律家メンバーで参加したが、1974年最終廃案の喜びを皆と分かち合った。

その後も忠魂碑違憲訴訟や小泉、安倍首相の靖国神社公式参拝違憲訴訟等が戦われて今に至っている。

そして今、目前の大問題は即位の礼・大嘗祭違憲訴訟である。若い方々が頑張っている。

私は、設立以来 45 年の「政教分離の侵害を監視する全国会議」(略称・政教分離の会)のメンバーとしてこれらの訴訟の支援やその他の政教分離確立のための活動に引き続き携わっている。

若い方々には、これと見定めた人権活動を粘り強く進めて行かれるよう希望します。

■ 法曹一元

田 村 洋 三 (20 期)

我妻榮先生らを委員とした昭和 39 年の臨時司法制度調査会の意見書で望ましいとされた法曹一元は、未だに実現していない。私は、裁判官勤務 35 年の後、公証人を経て弁護士となり、庶民の民事事件を処理する普通の弁護士として 6 年を経た。裁判官時代には、理念的には法曹一元とすべきと思いつつも、現実の弁護士の訴訟活動に不十分さを感じることもあり、紛争解決のためには専門的訓練と経験を経た裁判官こそが頑張らなければ、というような気持だったように思う。弁護士をしてみて、裁判官時代の思いがかなり独善的であったのではと思うようになった。裁判官は官舎で暮らし、直接の市民に接することは制限的であるし、当事者との関係も近くない。弁護士となってみると、依頼者が裁判官に接する態度は弁護士に対するのとは相当異なるように思う。比喩的に言えば、裁判官に対しては、いわゆる「お上」として接しているようだし、近寄りがたい人と見ていくように思う。このような裁判官生活からは、市民的感覚は得にくい。裁判官時代には市民と接する機会を求める努力はしたが、限界があったように思う。また、弁護士が、社会の生の紛争を法律的な主張と構成していく苦労は、弁護士を経験して初めて分かることである。裁判官は出された料理が美味しい、まずい、これが足りない等という、味わう立場であるが、弁護士は生の材料を料理に作り上げなければならない。材料を探すこと必要であるし、材料を提供する人に信頼してもらわないとよい材料が出てこない。基本的には庶民と接する毎日であり、お叱りを受けたり・不満を言われたりもし、信頼を得なければ解任されることにもなる。いわゆる「お上」とは大違いである。このような、庶民と、そしてその紛争と向き合う弁護士生活の中からこそ、あるべき法曹が生まれるように思う。裁判所に紛争解決を求める人々は、そのような経験を経た人に裁いてもらいたいと思うのではないだろうか。改めて、法曹一元の必要性を感じている昨今である。

■ 期成会・弁護士会との関わりを振り返って

田 中 敏 夫 (20期)

私は、若い頃は弁護士会との関係では東弁の常議員と日弁連の人権擁護委員会の委員をやった位で、弁護士会を主な活動分野としてはいませんでした。

それでも東弁の常議員をやったころにはいわゆる弁護人抜き法案の問題があり、弁護士自治が問われていて大変勉強になりました。

日弁連についていえば、静岡の死刑再審事件である島田事件に若手の一人としてぶちこまれ、その関係で再審関係を中心に委員会に参加していました。

人権擁護大会や人権関係の各種イベントでは何回も報告者として演壇にのぼったことが懐かしく思い出されます。

そういうしているうちに平成3年、突然、期成会の代表幹事代行になれと指名され、それからが本格的に期成会や弁護士会と付き合うことになったのです。

代表幹事代行として何をやるかといえば、主には他の会派、特に法友、親和の人たちと親しく交流し期成会のことを理解してもらえということでした。

特に、代表幹事の木村濱雄、藤本正両先生の指示でした。

当時は期成会は正論は言うが、なかなか法友、親和に相手にされない状況があったのです。

難しい役割でしたが、私なりに努力をしてみました。そんな中で平成7年度東弁の副会長という役割を担うことになりました。

会長は本林徹さんでした。

この年は地下鉄サリン事件が発生し、麻原の国選弁護人を誰にしてもらうかという難題がありました。

また、新弁護士会館が完成し、旧会館からの移転をしました。

私は東弁副会長と兼任で日弁連理事の仕事をしました。

当時は司法試験の合格者数と法曹養成制度問題で激しい議論がたたかわされ、東弁選出の日弁連理事は独自の案を提案し、理事会で敗れはしましたが一定の役割を果たせたのではないかと考えます。

平成10年度と11年度は前田茂事務局長・尾崎俊之代行に支えられ代表幹事をつとめました。

私は平成15年度の東弁会長選挙に立候補することになりました。その前、約2年かけて、期成会の中ではどのような路線でいかをめぐって厳しい路線論争がありました。

一方で高山俊吉さん、中本源太郎さんらいわゆる1条の会の主張、他方で司法制度改革

の推進を高く掲げた私たちの主張、結局は約 2 年かけて私たちの主張が期成会員多数の支持を得て決着がつきました。

その上に乗って東弁会長に私が立候補すべきとの結論になったのです。

私は期成会員の出した結論に従うしかありませんでした。

大きな親和会の候補を相手にするわけですから、敗けることは覚悟のうえでした。しかし結果は鈴木堯博代表幹事の下、期成会員や法友会の多くの方の支持を得て勝つことができました。

有効投票数 3465

田中 1530 票 二一会の柳瀬さん 1353 票 中本さん 582 票 でした。

日弁連会長は本林徹さんで、私は日弁連副会長として本林さんを支えることになりました。

東弁、日弁連とも本林さんとの出会いというのは何ともいえない縁としかいえません。

東弁会長は同時に日弁連副会長になりますが、日弁連の中での影響力は大きいものです。何せ全国で一番多くの会員をバックに持っているからです。

私が就任した平成 15 年度（2003 年 4 月 → 2004 年 3 月）は司法制度改革の制度づくりの最終盤でした。

翌年の平成 16 年には一連の司法制度改革法案が国会に提出されるのです。

裁判員法、総合法律支援法、労働審判法、行政事件訴訟法改正法、知財高等裁判所設置法、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律等々でした。（弁護士報酬敗訴者負担制度については日弁連等のねばり強い反対運動によって法案化はされなかった）

このうち私の主たる担当は裁判員法と判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律でした。

私は東弁のことは特に大事だと考え自分の意見を主張した方がよいと考えた問題以外は東弁の信頼できる副会長たちに基本的に任せ、司法制度改革を中心とする日弁連の課題に時間をさきました。

私は居住しているあきる野市という田舎から通っていたのではこの大変に忙しい時期にはその任を全うできないと考え、住まいを築地に移し対応しました。

やる以上徹底してやろうという決意でした。とにかくモーレツに忙しい年度でした。

朝 8 時からの会合はザラにあり、それが多くは日弁連だったり、当時政権与党である自民党だったりしました。

夜遅く東弁の会長室で決裁のハンコをつくことは何回もありました。法律として制度化するには国会議員へのアプローチが必須でした。また、敗訴者負担制度のように廃案にするにも同じです。あらゆる政党への要請が必要となつたのです。

私が要請、陳情した国会議員は、のべにすると数百人にのぼるでしょう。

議員の他には最高裁や法務省の高官にも何回も会っています。

裁判員法に関していえば、その制度づくりの段階で、自民党の中での議論を思い出します。裁判員制度を検討する長瀬委員会のことです。国民から選ぶ裁判員は地方のいわゆる名望家、名士から選ぶべきだと主張が強く出されたことがあります。私はそれに対して誰が、いかなる基準で名望家を選ぶのか明確にできない、普通の国民から選ぶしかないのではないかと主張し、最終的に議員の納得を得ました。

また、裁判所との関係では当初最高裁判所は権限のない単に参考意見をのべるにすぎない国民の参加を想定し、その後権限のあることは認めるが1人から2人と少人数の国民の参加を主張していました。それが最終的には基本型が裁判官3人、裁判員6人となったのです。

私と二弁の尾崎純理副会長が国会対応をしていたことをふまえ、次の日弁連梶谷会長から副会長退任後もしばらくは国会対応をしてほしいということで「国会対応特別秘書」なる役割を与えられました。

私は副会長をやめた後、日弁連執行部の取調べ全過程の録音・録画制度＝取調べの可視化の制度化を当面の刑事司法改革の橋頭堡にするとの位置づけの下に取調べの可視化問題の本部長代行となりました。

この課題についての必ずしも十分とはいえないが一応の制度化が勝ちとれた2016年に本部長代行はやめましたが、約13年にわたってこの問題の責任者をつとめたことになります。

取調べの可視化の範囲の拡大、そして次の課題である取調べの弁護士立会いに向けて取り組みを強めることができます。

以上、私にとっての期成会と弁護士会での活動を振り返りましたが、個人的な思いを記すことを許していただけるなら、多くの方に支えられ、納得のいく後半生をすごせたと感謝しております。

■ 民事裁判に感ずるむなしさ

高木國雄（20期）

仕事を続けて50年を越えた。

来る日も来る日も何かの紛争や悩みの渦中にあったから、それが習い性の不思議な日々である。その中で、この頃、特に民事裁判の解決をむなしく思うことが多い。

審理の間隔が空き時間がかかり、型どおりの対決を繰り返す。それは仕方ないとする裁

判官と弁護士諸公が多いとも感ずる。

自分が気が短くなったからか、争いや問題の本態へ素早く触れその本音に肉迫、関係者のため、無駄を省きより早く妥当な処理を協調し合う。そんな好ましい解決をし合った方々が遠くなつた思いだ。

時代と共に“人”が変わつたと納得することも多い。だからか、同世代やそれに近い層の弁護士らが関係者だと“ほつと”する。

どうしてだろうか。まさに互いに素早く紛争の本態へ理解がいって、短時スマートに処理がつく。

これは何故か。どこに違いがあるのか。何となく分かるようで分からない。

ただ弁護士人口大幅増と近時の民事裁判件数の大幅下落を納得できる。

まさに、社会や人々の裁判や我らへの期待と大きくズレているからでは、と。

とすれば、私のむなしい思いとも重なるのではないか。民事裁判や紛争に関わってきた己の感性は狂つてはいなかつた、と納得すらある。しかし困つた納得だと思う。

■ 近況、思い出、これからのこと

西 口 徹 (22期)

私は、1970年の弁護士登録です。来年3月で登録50年、8月で傘寿を迎えます。

現在訴訟事件は殆どやっておりません。事務所へは週3回程度、午後には帰宅し、時々家事などもしております。こんなことをいうと、ひたすら人生の終りに向つて終活しているかのようですが、旅行や、事務所の仲間や友人とゴルフやワインを楽しんでおります。

私が弁護士になった1970年代は、民主的な法曹を志さず者も多く、私も長沼、百里、松山死刑再審事件などの弁護団の末席に名を連ねておりました。その頃、指導的役割を担つておられた風早八十二、尾崎陞、松井康浩、渡辺良夫、島田正雄先生など錚々たる諸先輩の大きな背中を見ながらあこがれをもつて弁護団会議や法廷に出たこと懐かしく思い出されます。

これからは、限られた時間の中で身近な人たちの相談に乗つていけたらと思います。

期成会の諸先生にはこれまで大変お世話になりました。これからもよろしくお付き合い下さい。

■ 僕は「港町」弁護士

田川俊一（24期）

僕は自称港町弁護士である。東京商船大学を出たこともあって、弁護士になって以来、海事（船舶衝突等）事件を追いかけて函館港から那覇港まで駆け回っている。1977年東京湾で起きた第拾雄洋丸衝突事件（33人死亡）、1988年同じく東京湾で起きた潜水艦なだしお事件（30人死亡）では、なだしお刑事弁護団は5人全員が期成会会員（田川、鈴木堯博、島田修一、大熊政一、田中由美子）で自衛隊に原因があることを明らかにした。

現在は、2014年1月宮島沖（広島県）で起きた海上自衛隊輸送艦おおすみと釣船の衝突事件（2人死亡）で国家賠償を請求（広島地裁）している（広島から4人、東京から4人の8人の弁護団）。2016年9月に第1回口頭弁論期日が、2019年7月に第16回が開かれたが、国側の引き延ばし作戦のため、闘いはやっと半ばに至ったところである。

以上

■ 少なくとも最後まで歩かなかった

鈴木堯博（24期）

村上春樹が著書「走ることについて語るときに僕の語ること」の中で、「もし僕の墓名碑なんてものがあるとして、その文句を自分で選ぶことができるのなら、このように刻んでもらいたい」とする文句は、「少なくとも最後まで歩かなかった」である。

市民ランナーにとってフルマラソンの終盤戦は大変過酷であり、「35キロの壁」を乗り越えることは容易なことではない。他方、この壁を乗り越えてゴールしたときは達成感がいやがうえにも高まる。私のフルマラソン歴も40年、完走回数が260回になったが、ゴールするときはいつもこの文句を反芻し、レースを検証する。

ところで、私の所属している弁護団が取り組んでいる原発事故被害者訴訟のたたかいは、提訴以来7年目、今や終盤戦を迎つつある。来年3月には高裁判決が言い渡されるが、その勝利判決をテコに早期全面解決を勝ち取ることができるかどうか、原告団・弁護団としての力量が試されることになる。

弁護団が揃って「少なくとも最後まで歩かなかった」と言えるようにしたい。

■ 近況

斎 藤 義 房 (26 期)

現在、次の 2 つの課題に多くの時間を投入している。

1 つ目は、日弁連の「民事裁判手続等の IT 化検討 WG」の座長としての活動である。日弁連は、2010 年ころより社会の IT 化に対応した利用しやすく充実した民事司法実現の観点から、諸外国の IT 化の調査検討を進め、業界シンポや司法シンポ等で提言してきた。2017 年 6 月の閣議で裁判手続等の IT 化の推進が決定された。2018 年 4 月には民事司法制度改革の関係府省庁連絡会議が発足し、同会議の喫緊課題のトップに裁判手続の IT 化が挙げられ、法曹三者協議も開始されている。

全ての人にとって利用しやすく頼りがいのある民事裁判手続の IT 化を実現するためには、司法予算の大幅な増大が不可欠であり、そのためには民事司法の最大のユーザーである弁護士および弁護士会の制度設計に向けた積極的・主体的な取組みが強く求められている。

2 つ目は、少年法の適用年齢引下げ反対の活動である。私は、1975 年以来、日弁連で少年法「改正」反対の運動に関与してきた。現在、少年院収容者の約半数は 18,19 歳が占めている。18,19 歳を家庭裁判所への全件送致主義の対象から外すという今回の動きは、18,19 歳に対する支援・教育の機会を大幅に奪い、結果として少年法の再犯防止機能を大きく損なうものであって、戦後最悪の少年法改悪である。日弁連は、多くの市民団体、少年非行と向き合う実務に携わる方々、専門家・研究者と連携して、適用年齢引下げを阻止するべく、全国で運動を展開している。

過密な日々が当分続くと覚悟している。

(2019. 6. 6)

■ 「サンパチ豪雪と大学受験」

成瀬 潤 (26 期)

私の人生で現在も印象に残っている思い出の一つは、北陸豪雪の中での大学受験のことです。

昭和 38 年 2 月、富山から上京して一橋大学を受験しました。その年は大変な大雪で、北陸本線の直江津から先が不通になってしまいました。

止むなく、糸魚川から大糸線、高山本線を経由して名古屋へ、そして東海道本線を乗り継いで東京へ行きました。

降りしきる雪の「銀色の世界」から、まっ青な空と太陽の光がサンサンと降り注ぐ「明

るい世界」に出たことの印象は忘れられません。

■ 休みなく過ぎてみれば 45 年

中 村 雅 人 (27 期)

1 始まりは、期成会と、偶然スモン、殆んどスモンから

1975 年 4 月、弁護士になりたての私は、イソ弁先のボス兵頭進先生がたまたま期成会の会員であったことが縁で、同じ期成会の豊田誠先生や、鈴木堯博先生から未曾有の薬害事件スモン弁護団への参加を誘われた。ボスは快く私を送り出してくれた。スモン弁護団の各先生方との出会いは本当に勉強になった。とことん一生懸命の姿に吸い込まれ、私もほとんどの時間を旬報法律事務所か厚生省前で過ごす日々が続いた。これは、私の弁護士としての原型を形成する場になった。

スモン事件で弁護士としての訴訟活動を学んだ。公害・消費者事件は、被害に始まり被害に終わる。どんな僻地であろうと訪ねて行って被害者と会い、話を聞くことに多くの時間を割き、一人の人生や家庭を破壊した欠陥医薬品の罪の深さを知る。落ち度のない消費者が、不合理な損害を被ることなど絶対に許せない。この思いが原動力となり、医薬品や化学などの専門知識の習得、準備書面の集団的添削、尋問技術、法廷戦術を熱心に学ぶことになった。

法廷だけでなく、法廷外の取り組みの重要性も学び、世論つくりのために、労働組合、市民団体、政党、マスコミを動かす取り組みにも実に多くの時間を割いた。おかげで、ビラ作り、ビラまきや集会の構成、司会もうまくなった。

2 経験を施策に活かす

目の前の被害者が賠償金を取得すれば終わり、ではなく、人類に二度と同じ苦しみを味わせてはいけない、と再発防止策を考え、現行の薬事行政のどこが間違っていてどう改善すればいいかと薬事法の改正を検討して提案し、時間・費用・立証など多大の負担なく被害救済できる制度の創設を提言した。このような立法提案や制度提言は、弁護士会の名で行うという仕掛けも学んだ。それを実現するため弁護士会の委員会に入り、自らの経験から事実に裏付けされた提言をまとめ、理事会を通し、会の名で意見表明し、行政機関などへ執行し、マスコミを動かして報道させるなどの活動もやった。日弁連に消費者委員会を作るためのシンポなどにも積極的にかかわった。

世論の盛り上がりと、役人との交渉で法案として成熟し国会へ提出されると、議員の賛同を得るために説明に回り、繰り返し協力要請をした。薬事 2 法の制定運動は、国会

の歩き方を学ぶいい機会となった。また、支援要請で広がった人脈はその後の財産として、PL 法制定運動や消費者庁創設運動で大いに役立った。

弁護士会とは離れた、公害弁連、消団連、環境学会、消費者法学会、日本社会薬学会などに所属し、活動した。スモンや多数の PL 訴訟などの経験から意見形成にも多少は貢献をしたと思う。

こうしてやり抜いて行けば、薬事 2 法の制定、PL 法の制定、消費者庁設置法の制定などの成功体験も得ることができた。

3 制度やルールは、作った後に監視し、運動を続け、時には制度の担い手になることが大切

スモンの戦いも、勝訴判決を受け、被告らと確認書の調印を成し遂げて喜んでいたとき、スモン支援の品川労協の運動のベテランから、「ここからが大事だし大変なんだよ」と言われた。マスコミも政治家も、確認書の調印、薬事 2 法の成立を見届けたら、さつと引いて次の課題に向かっていった。証明が不揃いの被害者を含めて全員を救済し解決するまで、そこから 10 年かかった。ほとんどマスコミも取り上げなくなった中での被告らの抵抗を乗り越えるのは確かに大変であった。運動は節目を超えても持続していくことの重要性を学んだ。

PL 法制定運動に際しては、立法事実を提示するため、弁護士会で欠陥商品 110 番をやり、期成会の若手らと PL 弁護団を立ち上げ具体的な事件に多数取り組んだ。そして法成立後は、実施状況を監視する PL オンブズ会議を立ち上げ今日まで代表世話をとして 25 年活動を継続し、多数の意見表明や法改正提言をしている。

消費者庁設置運動では、消費者行政一元化実現本部長代行として日弁連の運動の先頭に立って活動したら、新たにできた消費者行政監視機関の内閣府消費者委員会委員に任命された。2 年間、非常勤の公務員として行政の一翼を担うことになった。弁護士は、外から意見を言うだけでなく、行政機関や裁判所の内部に入って弁護士経験を活かしたり、過疎地の法律事務所や公設事務所を自ら担うことが要求される時代になった。

4 弁護士会というところ

弁護士会の公害委員会、消費者委員会で熱心に活動していると、いろいろ声がかかり、委員会活動の範囲はどんどん広がった（ちなみに、2009 年に内閣府消費者委員会委員に就任するにあたって提出した弁護士会の委員の辞表は 8 枚に及んだ）。

自治組織弁護士会の運営も、だれかがやらなければならない。長年多数の委員会活動をしていると、期成会から推挙され、2000 年度の東弁副会長に就任した。今、かたちとして残る、東弁の機関誌をタブロイド版の東弁新聞から冊子型の LIBRA への変更、公設事務所の創設などは、私が担当し推進したものである。

2000年東弁副会長6人中、1人が早々に体調を崩し職務から離れた。このような場合、年度によっては追加選挙をして副会長を補充している。しかし、我々は、欠けた副会長の担当を残った5人で分担し、業務は過重になったが最後まで名目上は6人でやり抜いた。

2000年11月1日のクレオは、司法制度改革をめぐる日弁連総会が開かれていた。1号議案だけで7時間も議論していると、同じような意見が繰り返される。私は、質疑打ち切りの動議を出した。これで議場は大混乱になった。以後10年にわたり会長選挙のたびに私は名指しで戦犯扱いされ続けた。

この総会は、日弁連として、前例のことへの決断であった。長時間議論しても100点満点が見つかるわけではない。副会長として、組織としての結論を遂行する一員としての行動であった。弁護士会は自治権をもつ組織である。担うのは独立職の弁護士である。弁護士自治を維持推進するために、独立弁護士に、組織としての行動が求められる場面があるのである。

なお、一旦決めたことでも、おかしいと思えば、見直す勇気も必要であることは言うまでもない。

若者へのメッセージ

偶然おかけた場所であっても、元気で、好奇心をもって、たゆまず続ければ、少しは人のため、世のため、弁護士会のためになり、何よりも自分のためになっている。

■ 避けて通れない課題

大熊政一(28期)

若手弁護士の意識に変化があるのではないか。最近よく耳にするようになったことがある。いわゆる業務対策活動を弁護士会の最優先課題とし、憲法、平和、民主主義、人権、環境、原発といった一般的・社会的な諸課題に弁護士会が積極的に取り組むことにどちらかというと否定的な考えを抱く傾向である。弁護士の職域確保や拡大、経済的地位の向上は勿論弁護士会に求められる重要な課題であるが、それに止まらず人権の擁護や社会正義の実現を使命・職責とする弁護士によって構成され、高度の自治権を保障された弁護士会の存在意義が示されるのは、むしろ後者の使命・職責を果たす活動である。弁護士会が一般的・社会的な諸課題に取り組まなければ、高度の自治権を認められる理由は無くなる。新たに会員となる若手弁護士に弁護士会が取り組む一般的・社会的な諸課題にかかわる活動にどうすれば参加してもらえるか。弁護士会として今後避けて通れない課題であろう。

■ 期成会に期待すること

水野邦夫 (29期)

私は、1977年に弁護士登録して、2002年に弁護士任官によって裁判官任官するまで、中央区京橋にあった新京橋法律事務所という事務所に所属して、弁護士会や期成会の活動の一端を担ってきました。振り返ると、この弁護士としての前半生は、期成会と深く関わる時代であったと思います。特に1988年から翌年にかけて、期成会の事務局長として、初代代表幹事井田恵子さん（翌年は女性として初の日弁連事務総長）を支える仕事をしたことなどが強く印象に残っています。その後、私は、2016年まで裁判官をしていて、期成会の活動から全く離れてしまったため、弁護士に復帰した後に見る弁護士や弁護士会の在り方の変わりようを感じることも多いのですが、期成会が東京弁護士会の一翼を担っている姿を心強く思っています。思うに、期成会や期成会の会員の存在意義が今日どこにあるかというとそれは一言でいって「無私」の精神ではないでしょうか。私心のない人間はいませんし、それを否定し去ることもできないので、過激すぎるかもしれませんが、それでもあえて言うならば、弁護士が担うべき「公」の役割を積極的に引き受ける集団が今日の弁護士会に存在することが、昨今の社会の状況を見るに非常に重要であると思うのです。その意味でご理解ください。言葉足らずではありますが、これから期成会を担う若手の人たちにそのような期待を持っています。

■ 弁護士 40 年を振り返って

前田茂 (31期)

研修所終了10周年記念大会のとき、民裁上席教官が法律家人生を40年とし、「起承転結」それぞれの10年という話があったことを思い出す。

しかし、自分の40年を振り返って見ると、起、承と、転のはじまりはあったと思うが、どうもそこからは、「ぼーっと生きてきた」というのが率直なところで、「結」を迎えた実感、達成感や充実感はあるでない。

修習生のころは青法協でご指導いただいた10年先輩の高山俊吉先生、弁護士になってからは20年先輩の坂本修先生を目指そうと思ったが、40年経っても当時の両先生の足元にも及んでおらず忸怩たるものである。

したがって、早く「転」を終え、最低10年間の「結」をめざして、これからも活動し続けなければならない。

期成会の活動は後半の20年余りだが、先輩諸会員ほか多くの方々にお世話をになった。

「組織は人を育てる」と言われるが、私も期成会の活動を通じて、先輩はもとより後輩の会員との様々な交流を通じて、幾ばくかの成長を遂げたのではないかと感謝している。

■ 「期成会」奇異な感じがするネーミング

並木政一（31期）

私の知る限り、「期成会」という名称の由来は諸説ある。

最もそれらしい樋口俊二会員（3期）の説明によると、創立当時、弁護士の多くが戦前からの者で占められており、1期からはじまる司法研修所出身者は少数であったことから、研修所出身者の若い弁護士で構成されるという趣旨で、「期（の出身者）から成る」という意味で名づけたとのことである。法友会、法曹同志会の若手会が「全期会」と名乗っているのもこれと同じ意味で、研修所出身者を会員とする趣旨である（いまでは登録15年まであるが）。

他方で、松井康浩会員（3期）の一文を見たところ、「東弁の民主化を期成する会」ということらしい。

私は樋口説を支持する。樋口会員は創立の中心メンバーであるのに対し、松井会員は後に参加したという違いもあるが、戦前の古い体質に染まったボスによる派閥支配への対抗軸として、新憲法下での若手法曹を結集する意味においてストレートであり、広がりを期待させるネーミングだと思う。これに対し松井説は、目的から演繹した説明のようでありリアリティが感じられないからである。

それにしても、今からすると相当時代がかった名称である。初めて耳にしたとき私は、歴史の教科書で覚えている「〇〇〇〇期成会」という明治時代にあった運動体のことを思いだし、奇異なネーミングだと感じた。

数年前、霞が関駅のホームに、「リニア新幹線建設促進期成会」、最近では「中部国際空港二本目滑走路建設促進期成同盟」という広告看板があった。昨今、厳しく批判されることが多い巨額な公共事業の典型であるので大声では言えないが、これに妙な親近感を覚えたことがある。「期成会」が私の血となり肉となっているからだろう。我が家を含め、私の周囲では「期成会」は日常語であり、口にしない日はないのである。

■ 期成会は社会変化のスピードアップに貢献できるか

立石則文（31期）

期成会60周年原稿の催促を森田太三先生から頂いたので、50周年、40周年、30周年

の記念誌をパラパラとめくった。東西冷戦が終わった頃の 30 周年、21 世紀の弁護士像を考えようとした 40 周年、法曹人口増が弁護士像の変化に表ってきた 50 周年、それぞれの時代が透けて見えた。今 60 周年はどんな時代なのか。

昨年、弁護士になって 40 周年を迎えたが、私は直近 30 年間主として国際関係の仕事を続けてきた。感じているのは、日本がその 30 年で世界の変化からかなり取り残されたという焦燥感だ。停滞している経済について言えば、製造業は日本を出て世界各地で工場をつくったが、金融・サービス業は日本以外で活躍の場をつくることができず国内で滞留したまま。通信や電機産業はすっかり世界的競争力を失い、自動車産業も自動運転や電気自動車の分野で世界から遅れている。経済以外でもプラごみ対策、再生可能エネルギーの拡大、社会生活の AI 化など世界水準から遅れている感じがある。即効性はないが、国として真剣に研究・教育に情熱と予算をつぎ込む必要がある。

我々法律家も西欧諸国のみならずアジア諸国との関係でも日本の法制度が遅れていることを認識する必要があろう。選択的夫婦別姓や同性婚許容など台湾・韓国など法改正が日本より先行している。裁判の IT 化もシンガポールや香港に対して日本は遅れている。憲法を身近な存在にする憲法裁判所の導入も議論が全く不十分である。

日本が様々な分野でガラパゴスになるおそれには気が付いていない人が若い年代にも多いようを感じる。今、期成会は、外国人との共生、地球環境保全、女性活躍や多様性を実現できるよう日本社会を変化させるため、スピード感をもって法律家としてできることを全部やることが求められているのではなかろうか。

■ ◇期成会と会長選挙◇

吉 峯 康 博 (33 期)

この 34 年間、堀野紀会員、有正二朗会員（故人）、津田玄児会員（故人）、高山俊吉会員（反主流派）などと、日弁連会長選挙（事前運動を含む）の先頭を切って活動してきました。「選対」で事務局次長などを毎回務めてきました。

今度の会長選挙はどうなるのでしょうか。4 万 1100 名の会員から誰を選ぶのでしょうか。期成会（約 600 人）や私は、誰を推すのでしょうか。

今回は、次の方が考えられます。

荒 中（仙台 34 期）

川上明彦（名古屋 34 期）

小林元治（東弁・法友会 33 期）

山岸良太（第二東京 32 期）

及川智志（千葉）

山口健一（大阪 29 期・刑事弁護のエキスパートである）→今日の段階で決まっていない。

私は、山岸良太（第二東京 32 期）を推します。

34 年間の日弁連会長・事務総長は次の通りです。

86 年 会長 北山六郎（故人 兵庫）	事務総長 橋元四郎平（故人 東京・法友会）
88 年 会長 藤井英男（故人 東京・法友会）	事務総長 大石隆久（故人 静岡）
90 年 会長 中坊公平（故人 大阪・春秋会）	事務総長 井田恵子（故人 期成会）
92 年 会長 阿部三郎（故人 東京・親和会）	事務総長 堀野 紀（東京・期成会）
94 年 会長 土屋公獻（故人 第二東京・新風会）	事務総長 稲田 寛（東京・法友会）
96 年 会長 鬼追明夫（大阪・春秋会）	事務総長 小川信明（東京・法友会）
98 年 会長 小堀 樹（故人 東京・法友会）	事務総長 寺井一弘（東京・法友会）
00 年 会長 久保井一匡（大阪・春秋会）	事務総長 三羽正人（東京・法友会）
02 年 会長 本林 徹（東京・法友会）	事務総長 大川真郎（大阪・春秋会）
04 年 会長 梶谷 剛（第一東京）	事務総長 山岸憲司（東京・親和会）
06 年 会長 平山正剛（東京・法友会）	事務総長 明賀英樹（大阪）
08 年 会長 宮崎 誠（大阪・春秋会）	事務総長 丸島俊介（東京・法友会）
10 年 会長 宇都宮健児（東京・無派閥）	事務総長 海渡雄一（第二東京・全友会）
12 年 会長 山岸憲司（東京・親和会）	事務総長 荒 中（仙台）
14 年 会長 村越 進（第一東京）	事務総長 春名一典（兵庫）
16 年 会長 中本和洋（大阪 33 期・一水会）	事務総長 出井（いでい）直樹（第二東京 40 期）
18 年 菊地裕太郎（東京・法友会 33 期）	事務総長 茂田優（第一東京 39 期）

(2019.8.20)

■ 60周年記念誌会員原稿

橋 本 佳 子 (33期)

33期で弁護士活動はもうすぐ40年になります。仕事では芝信用金庫、野村證券、三陽物産などの女性差別事件に取り組んできました。一定の前進を勝ち取り、男女平等社会の実現に希望を持ちました。しかし、その後の非正規雇用の拡大で逆に格差は拡大しています。現在は安保法制違憲訴訟に参加しています。群馬の裁判では元内閣法制局長の「明確に違憲」の証言もなされ、司法の姿勢が厳しく問われるべき裁判が続いています。

弁護士会では、東弁、日弁連の両性平等委員会の委員をしてきました。私が委員長を務めた10数年前に比較し、若い委員の積極的な参加があり活発です。東弁の男女共同参画推進本部立ちげに参加し、当初は先が見えませんでしたが、現在、理事者に必ず女性を入れるために工夫がなされているなど期待できます。東弁の副会長と日弁連理事を務めましたが、弁護士会の意思決定に参加するおもしろさを実感しました。是非若い方も積極的に参加していただきたい。

■ 下町で弁護士として生きて

栗 原 周 成 (33期)

我が搖籃の地、下町で弁護士を始めて、はや40年近い年月が過ぎてしまいました。割烹着を着たおばさんと粋な鉢巻をしめた大将が八百屋の店先で「まだ高いわね。もっと負けて。」「分かった。ドロボー持つていきやがれ。」なんてやり取りが珍しくなかった下町的風景も、大型マンションと大型店舗の出現によって、滅多にみられなくなってしまいました。

「俺は下町っ子だ。」と広言してきましたが、肝心の下町らしさを感じる機会が失われつつあります。そんな毎日を送る中、下町のルーツを探りたいとの思いが沸き上がって、下町探訪を始めました。

そして、東向島の白鬚神社と高句麗の王族若光との関りや、足利氏一族の居城があった葛西城の歴史を探ったり、北斎や芭蕉の足跡を訪ねる旅等をしてきました。すぐ足を延ばせる場所が歴史の一駒の舞台、あるいは歴史上の人物の生活の場となっていたことを知るにつけ、歴史が身近なものと感じられ、下町への愛着が深まっていきます。もうしばらく、下町探訪の旅を続けたいと思います。

■ もう 60 周年、でも先行きは？

小 林 政 秀 (34期)

「60周年」と唱え、改めて指折り数えてみたら、30・40・50周年を含め行事としては4回目を迎えることに気づいて結構なショックを受けている。

一つには、うーん古手になったかという寂しさであるが、もっと大きいのは弁護士環境の激変への感慨である。憲法問題を脇に置かせてもらうと、私にとってのショックの筆頭は、若手の時代に霞ヶ関で法律相談が始まり、件数も多く、大幅な黒字事業であったのが、ここ数年件数減少・赤字ということに変化した点である。業務として法律相談からのものが一定割合あった世代なので、一つの時代が去ったと思わざるをえない。次のショックは、弁護士人口の激増であり、対をなす法曹志望者の激減である。ギルドと称された時代は郷愁のかなたに去ったと言うべきである。

憲法問題の行方・弁護士自治がどうなるかが、今後の最大の課題であり、内容によっては、弁護士という職業の存続すら危うくなるかもしれない。期成会はこれまでも誠実・真摯にすべての問題と向き合って来た、会務にかなり参加してきた私にとって、このことは誇りとなっている。今後も期成会が同様に輝くことを祈念する。

■ 文化は平和を求める…沖縄から

山 本 哲 子 (34期)

たしか、50周年の記念誌で「沖縄好き」と書いた記憶がある。横田基地騒音訴訟を担当しているため、全国の「基地弁」との交流があり、公私含めて年2回のペースで沖縄に行っていたら何と50回を越えてしまった。プライベートで行くなら一人旅がお勧めだ。黙って海を眺めていれば誰かが声をかけてくれる。あるとき、一緒に姫シャコガイ採らない？とおばさんに誘われ、数時間夢中になっていたら、今日はホテルなんかに泊まらないでウチに泊まればいいさと言われ、さすがにビックリした。沖縄の魅力はいろいろあるが、私が一番惹かれるのは、多様性を受け容れるオープンな文化とおおらかな「なんくるないさー」(何とかなるさー) 精神だ。そしてどこの家にも三線があり、どこからともなくカチャーシーが始まる。土着の音楽は切ない。人と文化を大切にする沖縄の生き様は、憲法25条がめざす「文化国家」の一つのかたちなのかもしれない。文化は平和を希求する。

■ 足ばたつかせ走って行こう

森 田 太 三 (34 期)

期成会 60 周年おめでとうであるが、何か身辺がざわついて落ち着かない。

世の中は真実が軽んじられ、公文書が改ざんされても誰も責任を取らず、フェイクニュースが横行している。アメリカでは、権力を笠に着た傍若無人の大統領が格差の拡大した市民の不満を巧みに操作して世界を混乱に陥れている。危険だ！が、こんな世の中がこのまま続くはずがない。

他方で、弁護士人口の増加によって弁護士の活動する領域が拡大したが、弁護士像も多様化した。その数の増加がまだ司法の力になっていない。社会は AI 化で、司法もまた IT 化の導入によって業務のあり方が変わろうとしている。弁護士になって関わった横田基地騒音公害訴訟や中国人強制連行事件は今なお継続中で長い取り組みになりそうである。

こうしてかれこれ考えてみると、弁護士になって 37 年、65 歳になったなどと言って一休みを囲つ暇はないではないか。元気でいるうちは足をばたつかせてでも、このまま走っていこうと励ましているのだ。

■ 期成会とともに 35 年

安 藤 朝 規 (35 期)

昭和 58 年 4 月 7 日に東京弁護士会に弁護士登録と同時に期成会に入会して以来、期成会とともに 35 年を超える弁護士活動を経験してきました。最初に入所した新京橋法律事務所（現在解散）では、期成会の創立者の一人である故松井康浩先生の厳しいご指導により弁護士業務の基礎を築くことができました。松井先生からは、仕事 3 分の 1、弁護士会活動（委員会や期成会など）3 分の 1、民主的活動（青年法律家協会活動、消費者問題、冤罪問題、過労死問題等）3 分の 1 のペース配分で取り組むように心掛けるよう求められました。大変でしたが、お陰様で充実した弁護士生活を送ることができました。

私は、期成会の優れた先輩の方々から多くを学び、委員会活動にそれらを生かして活動してきました。その中で思い出に残っているのが次の事件です。

昭和 63（1988）年ころ、法務省が合格者の年齢の若返りを企図して司法試験の受験回数制限を提案しましたが、これに反対する運動が一気に盛り上がったのです。このとき、私は燃えに燃えました。受験回数制限など絶対に許すべきではないからです。東京弁護士会司法問題特別対策委員会副委員長として、いろいろな場で受験回数制限の不当性を訴

え、多くの関係雑誌に何回も投稿しました。しかし、それは思わぬ形で決着てしまいました。受験回数制限の導入そのものをやめさせようと必死に頑張ってきたにもかかわらず、故中坊公平日弁連会長は丙案という妥協案で事態の収拾を図ったのです。私の心の炎は一気に萎（しほ）んでしまいました。

しかし、この問題を契機に弁護士会と裁判所、法務省との距離が一気に縮まった結果、様々な諸問題について三者で協議して実現する機会が増え、何でも反対の弁護士会から司法制度の改革について一定の影響力を持つようになったのも事実です。

この時期以降、期成会も法友会や親和会と対立ばかりでなく、様々な政策で一致できるならばともに東京弁護士会の活動を支える方向へと流れが変わっていきました。期成会は東京弁護士会の会派の中で万年野党からオール与党の一員となっているとの指摘も聞かれるようになりました。しかし、こうした時代だからこそ東京弁護士会における期成会の真の存在意義が今問われているのではないかと思うのです。

創立 60 周年を迎えるにあたり、9 条改憲阻止を掲げて闘うことは「これぞ期成会」と今は亡き多くの諸先輩を含め周囲から喝采を浴びることは間違ひありません。もう私は年金受給資格者となっていましたが、期成会とともにある私の心の炎は決して消えることはありません。※ 2019 年 7 月 31 日記す

■ 弁護士 1 年生の冷や汗

小林 七郎 (36 期)

私が出身事務所に入所してすぐ、先輩 4 人と一緒に労働倒産事件を経験させてもらった。これは運輸会社で何社かのグループになっていたが、他のグループ企業は会社更生や和議だったのに対し、この会社だけが破産だった。それは、この会社の労働組合が強かつたために経営者がこの会社だけ再建する意思がなかったからだった。組合はこれに怒り、経営者に再建意欲がないなら組合員の力で強制和議を勝ち取ろうとして、組合管理として営業を続けていた。

そんな矢先、先輩から私一人で組合との打ち合せに行ってこいと言われ、組合員が集まる午後 7 時頃、一人で会社に行ったところ、何か様子が変だった。会社の脇に姿を隠すようにしてパトカーが 2、3 台停まっているし、会社の駐車場では黒っぽい服の人達が何人かいて、大型トラックに何かしようとしていた。行ってみると執行官が、まだディーラーに所有権が留保されている何台かの新しそうなトラックを運び出そうとしていた。車の引渡し断行の仮処分の執行だった。

私は「このまま車を持っていかれたら運輸業務が痛手を受ける。何よりも組合の志気が

落ちてしまう。何とかしなければ」と思い、咄嗟に組合員に指示したことは車の燃料を抜いてしまうことだった。燃料は組合が入れたものだし、車に附合はしていないと判断したからだった。組合員が車の燃料を抜きはじめると、執行官は烈火の如く怒り出し、「公務執行妨害だ。懲戒申立を覚悟しろ」と言ったが、私は燃料を抜くのは正当な行為だと言い張り、押し問答を繰り返した。

そのうち執行官はどこかへ行ってしまい、警察も介入してこなかった。

組合は、「先生、頑張ってくれてありがとう。これだけ抵抗してもらえれば十分だから」と言ってくれた。そうしたところへ執行官が燃料を入れたポリ容器を持って再び現れ、「これは組合のものではないからな！」と言って、燃料を入れ、何台かのトラックを持って行ってしまった。

それでも組合は古い車だけで頑張り、私達弁護士も何度も経営者との交渉や裁判所との協議を行ない、債権者回りも何度もして、ついに強制和議は成立した。私は後日、その時の破産部の部長から「前代未聞のことをやってくれたね。僕が有斐閣を紹介するからこの事件の報告を雑誌に掲載しろよ」と言わされたが、その後部長は肝臓を悪くして入院してしまい、私も忙しすぎて報告は実現しなかった。

弁護士1年生の私にとっては正直怖かった出来事だった。

今でもこの運輸会社は細々ながら続いているのが嬉しい。

■ 「私の弁護士本籍」

千葉 肇 (36期)

よく、「先生はどんな事件をやってるんですか」と聞かれることがある。「相続・借地借家など多様な事件をやってますが、悪徳会社による消費者被害救済のための活動に熱心に取り組んでいます」などと答えるようにしている。古くは豊田商事、やや近い頃でいえば、ココ山岡・L&Gなど大型消費者被害事件に取り組んできた。

消費者被害というのは、騙しのプロとアマチュアである消費者の戦いであり、誰でもが被害者になる可能性がある。他方、被害救済のためには取引の仕組みを理解したり、特別法の知識が不可欠であり、専門家志向もある私にはマッチするジャンルである。

この気持ちを表現しようとすると、「消費者問題が私の弁護士としての本籍」となる。ときには司法研修所教官・公設事務所副所長・期成会代表幹事など重要な仕事をやらせていただいたが、これらは、その時々に全力を尽くす「住所地」という感じだろうか。

■ ベースボール・イングリッシュ

石 井 藤次郎（39期）

最近の英語の勉強は気楽にMLBの野球です。YOU TUBEの動画に字幕も付くので便利ですよ。満塁は、フルベースではなく、“The bases are loaded.” ピストルの弾が充填された状態の比喩か。田中が満塁を切抜けるは,”Tanaka strands the bases loaded.” つまり、打者をアウトにして満塁の走者を立往生させたとして、strand（砂浜とか座礁させるの意）という他動詞を使うようです。驚きですよね。他動詞を使う以上相手のことを言わざるを得ないんですよね。また、イチローがオーケランドで見せたレーザービームの実況は,”Holly smokes! A laser beam throw by Ichiro!!” と叫んでいますが、ホーリー・スマーカスとは、「なんてこった」程度の、煙とは関係のない感嘆辞なんだそうです。大谷の二刀流は、米国人は刀を使わないので、a two-way player（攻撃も守りもという含意）が多いようです。

以上

■ 期成会と同じ年です

濱 田 広 道（39期）

1959年に生まれ、今日、還暦を迎えました。期成会より約6ヶ月年上ということになります。

50周年の記念誌に書いたことは、いまでも懸案事項と思っていますが、繰り返しになるのでここには書きません。気になる人は、50周年の記念誌をお読みください。

さて、生まれてから弁護士登録をした1987年まで、随分長かったと思っていましたが、気がついてみると、弁護士である期間の方が長くなっています。驚きを禁じ得ません。

今は、仕事と会務と同じくらいのバランスで、囲碁とゴルフを楽しんでいます。この点は、50周年の時と変わりました。あのときは、明るい刑弁とフットサルでしたから。

還暦の2倍は無理であるとしても、1.5倍の90歳までゴルフができるような健康を保つことが目標です。

（2019年4月26日）

■ 60年の半分をともに過ごして

増 岡 研 介（41期）

私が入会した平成元年頃には、弁護士会は、期成会の設立趣意書に記載されている、「唾

棄すべき選挙抗争が繰返され、各種委員、破産管財人等の人事は選挙の論功もしくはボス的派閥機構によって行われるようなものではなくなっていました。その後、期成会の中で期成会解体論が議論されたことがあるのも、設立趣意と現実の乖離を反映したものだと思います。

そのためか、私は、多くの期成会員が口にする「期成会は政策団体である」という認識に若干の違和感を持ち続けてきました。それは、「政策団体」という言葉を、設立趣意書のような、或る特定の政策を標榜する団体という意味に捉えていたためだろうと思います。

しかし、この頃は、この「政策団体」という言葉を、もっと緩やかな言葉として捉え直しています。すなわち、弁護士自治の一翼を担い、弁護士会の政策について議論・提言し、弁護士会の政策形成に寄与するという意味での政策団体です。

私は、たまたま本年、代表幹事を務めていますが、このような政策団体として期成会が深化するよう、微力を尽くしたいと考えています。

■ 「同じ釜の飯」?

中 西 一 裕 (42期)

今は昔の話だが司法修習2年時代のころ、給与金はもらっていたが延々と続く修習がいやで、早く弁護士として活動したいと思っていた。任官拒否も落第もないのんびりした時代だったが、それでも最高裁の管理統制の影は感じられ、真綿で首を締められるような圧迫感があった。研修所を「日本型ロースクール」という人もいたし、日本型法曹一元だの「同じ釜の飯」(!?) だのいう議論も聞いたが、反発しか感じなかった。司法試験に合格しながら、なぜ徒弟修行のような研修をさせられるのかと。

だから、ロースクール構想が出たときには当然司法修習はなくなるものと思ったが、實際には1年間の修習を残すという中途半端な制度となった。その結果は、貸与制導入などの時間的経済的負担の増加だとの、今日に至る問題である。研修医制度のように、国家試験合格で資格を付与し研修はOJTとする（例えば2年間の研修弁護士制度など）という改革ができなかったのか。ボタンの掛け違いは大きい。

法曹養成制度の改革に関与した者としては、制度設計の問題を痛感する。

■ 「三宅坂法律事務所」と自分について

芹澤眞澄(43期)

私と期成会との関係は、弁護士登録の最初から深く、半蔵門駅至近のビルの6階にあつた、今は存在しない「三宅坂法律事務所」に28年前に入所後、宮川光治先生、並木政一先生、古谷和久先生、高橋鉄先生をはじめとする諸先生方のご指導や励ましのもと、弁護士2年目で常議員になりました。

その後、私は弁護士会の活動に意義を感じその中で多くの弁護士と知り合い期成会の推薦により、2008年度に東弁監事、2016年度に東弁副会長をつとめ、現在はライフワークともいえる男女共同参画推進の分野で日弁連、東弁とともに活動しており、弁護士会でのご縁もあり日本司法支援センター東京地方事務所の副所長をしています。

今日の私があるのは、「三宅坂法律事務所」で敬愛する先生方にめぐりあったことに原点があり、弁護士として出発した時点から極めて身近に、法曹としての矜持をもちプロフェッショントしてきっちり仕事を全うする複数のロールモデルがいたことに由来していると強く感じます。自分は恵まれていたと、深く感謝の気持ちをもっておりまます。「三宅坂法律事務所」には、柴垣明彦、末次弘明、池尾奏などの先生方が私のあとに入所され、今もみなで交流する関係にあります。今年4月に末っ子が大学生になり子育てが終わった今、弁護士としての自分ができることは何なのか、自分にしかできないことはないのか、自分の原点を振り返りつつ、改めて真摯に自分に問いかけています。【2019年8月8日記】

■ はたらく○○

大崎潤一(43期)

今話題の「はじめてのはたらくくるま」。「くるま」といいながら潜水艦や戦闘機まで載っているということで、ネットにもさまざま書かれており、以下の点はどこかでお目にされているかもしれません、書き留めておきます。

発行は「平成30年11月15日」(29ページ)。すなわち出版から1年半もして気づかれたのですね。まだほかにも気づかれていないこんな本があるかも。

英語付きということでパトロールカーの英語はPolice Car。発音は「ポリース カー」(10ページ)。パトカーと言っていたのは和製英語だったのですね。

「とうこうしゃ」(投光車と思われます)の英語は「a floodlight」(11ページ)。この車だけ「a」がついています。発音も「ア フラッドライト」と「ア」があります。英和辞典には「しばしば複数で」という趣旨は書かれていますが。

今どきはテレビに映る車のナンバープレートにはモザイクが掛けられていますが、この本の車はナンバープレートの数字がしっかり読めます。

写真協力の項目には「陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊」などが書かれていますが、海上保安庁はありません（29 ページ）。海上保安庁の船も載っているのですが（24 ページ）。

姉妹図鑑の宣伝も載っています。中には「はじめてののりものずかん」もあります。「のりもの」なら船、潜水艦や飛行機が載っていても、だれも不思議に思わなかつたのでしょうか。というわけで 70 年誌にはのりものずかんの感想を書く予定です。

■ 「60 年の、その先へ、その先を」

山 内 一 浩（44 期）

期成会創立時の先輩会員は、60 年後をどのように想い描いていたのだろう。安保条約改定反対運動の盛り上がり、砂川事件伊達判決に対し、集団的自衛権行使容認の安保法強行採決と運用。アジア諸国等への戦争加害責任に対し、徴用工判決への報復的輸出規制、「少女像」撤去、ネトウヨのスクラムバッシング。松川事件最高裁破棄差戻しに対し、大崎事件再審開始決定取消し。弁護士数 6300 人に対し、4 万 1000 人。それ故か、弁護士自治をあえて議論しなければならない現在の状況。

2001 年小泉構造改革を前後して、新自由主義と自己責任イデオロギーが大いに喧伝されるようになり、それに沿った政策、法制度改定も相次ぎ、もって人々の意識は囚われのものとなった。特に今の 30 歳代の若手世代は、物心ついて以降それ以外の景色を見たことがない。分断と対立の原因、息苦しさと生きにくさの由縁。私たちは、一緒に乗り越えていかなければならない、たとえ時間がかかるとも。

■ 他山の石

柴 垣 明 彦（44 期）

2019 年で期成会 60 周年、私が弁護士登録して 28 年目、この間、期成会の周年行事として、40 周年、50 周年と 2 回参加した。

過去 2 回の記念誌にも、その間の 10 年間の自分の活動を振り返ってきたので、今回もこの 10 年の自分を振り返ってみることにする。

この 10 年でも、69 期まで修習生の個別指導をした。やはりというかすべて女性修習生であった。70 期からは事務所の別の弁護士にこの役目はバトンタッチした。

2010 年期成会の事務局長をした。そして、東弁の副会長を 2014 年にやり、同時に日弁連理事も経験した。2015 年からは東弁はもとより、日弁連の 2 つ不祥事対策系の委員会で事務局長をしている。副会長で不祥事系を担当したことが契機となり、この 5 年間は、ほとんどの活動をこの不祥事対応に充てた感じである。

弁護士として基本を忘れた人、そもそも弁護士としての型を身につけられていない人、いろいろな弁護士を見てきた。自らを省みようと思う。

■ 近況

大 井 晓 (44 期)

東京弁護士会財政改革実現 WG の事務局次長をしています。一弁と二弁は全会員一律に会費を月額 2000 円減額しましたが、東弁は追随できませんでした。東弁が同様の会費減額をすると年間 2 億円の減収となります。今の東弁にはそれに耐える財政余力がありません。2018 年度末の一般会計の繰越金は、東弁 10 億、一弁 14 億、二弁 12 億です。全会計の流動資産で比較しても、順に 76 億、70 億、68 億で、会員数の 8 : 5 : 5 に全く比例していません。東弁は収支のバランスが悪過ぎて、繰越金を食い潰しているのです。WG は、5 年後の全会員一律月 2000 円減額を目指して設置されました。単年度収支で 2 億円削減は容易ではありません。しかし、成し遂げないと、東弁の入会者は減少し、益々財政が逼迫し、東弁の活動が衰退しかねません。“人権の東弁” を守るには、財政改革を避けることができません。期成会の皆さんにも関心を持って頂ければと思います。

■ 「私と期成会」

大 森 夏 織 (44 期)

期成会 60 年のほとんどを、なんら期成会のお役にたつこともなく過ごしてきた私が、2013 年度も終わるころ、時の期成会執行部の先生による「2015 年度に東弁副会長をお願いできないか。なり手が誰もいないので。については会務に疎いであろうから、前年に関弁連常務理事をまず経験してください」とのご下命により、2014 年度関弁連常務理事、2015 年度東弁副会長、2018 年度日弁連常務理事と、期成会の推薦を受けた役職を拝命してきました。

「平和と医療安全」という弁護士業務としての 2 大テーマに「弁護士自治を末端で支える」というテーマも加わり、50 歳台がさらに多忙になりましたが、そのようなお声かけをいただいたおかげで、現在の弁護士自治の内憂外患を今更ながらしみじみかみしめつ

つ、残りの弁護士人生、多少なりとも弁護士会の下支えや期成会のお役にたてれば、などと思います。

■ アラ還です

金 澄 道 子 (44 期)

通常の仕事は相変わらず家事事件が中心ですが、法制審議会で相続法改正に関わった関係で、執筆・講演等をいくつか引き受けたため、今年はいろいろ勉強をしました。

また、外部講演の予行演習として、若手会の勉強会で講師をさせてもらいました。来年は、明治大学ロースクールのジェンダー法の講義の一部を分担する予定ですので、また違った体験ができると思っています。

趣味の旅行は、50 カ国訪問を達成しましたが、まだ中南米が手薄なので、今後チャレンジしたいところです。

■ 「ナラティブ・アプローチ」

相 川 裕 (45 期)

私は最近、「ナラティブ・アプローチ」という対立解決の理念・手法に関心を抱いています。

これは、何らかのストーリー（ナラティブ）が現実を作っているという見方・考え方に対し、ときに支配的ディスコース（身近で強く共有されている規範・観念）のせいで見えなくなっているもう一つのストーリーを探り出し、それを展開させることで、対立を解消させる、というものである。

この手法は、対立の原因につき、（一方）当事者に何らかの要因があるのだという考え方（本質主義）をとらない（「人」が問題ではなく「問題」が問題だ！という立場）。

この手法を上手く使えば、人と対立を切り離すことができ、争っている人同士と共に問題に対峙してもらう事ができる。

法律家がこれからも紛争解決の専門家であり続けようとするならば、「ナラティブ・アプローチ」を身につけることは決定的に重要だと考え、本質主義的思考の染みついた自らを「脱構築」すべく、あれこれ勉強中である。

■ さまざまな弁護士と出会う

磯 谷 文 明 (46期)

磯谷が東弁副会長になって最大の収穫は、ゴルフをやるようになったことだろうなどという輩がいるが、事実でない。少なくとも「最大の」の部分は否認ないし争う。とはいって、何が最大の収穫だったかは、私自身ひとつに決めがたい。

さまざまな弁護士の生き方に接することができたことは、間違いなく収穫だったようだ。AIや宇宙など、最先端の法分野に果敢に進出しようという若手弁護士にも接した。一見、華やかに見える国際委員会で、外弁の入会審査という地味な作業に真摯に取り組んでいる渉外弁護士にも出会った。一方で、墜ちた弁護士の末路に立ち会い、暗澹たる気持ちになったこともあった。

25年間、弁護士をやってきて、概ねこの業界のことは知り尽くしたのではと自惚れていたが、完全な誤解であった。弁護士人生も後半に入ったところで、このような機会を与えてくれた期成会に感謝したい。ただ、これ以上の労役も御免被りたい。

■ 先輩と若手の懸け橋に

坂 口 祼 彦 (46期)

1 登録後しばらくたってから期成会に入った私は、『生糸』の期成会員ではありません。期成会の歴史や伝統もあまり知りませんでした。

そんな私が、2010年に東弁連常務理事に就任してから以降、期成会執行部はもとより東弁副会長まで様々な活動をさせて頂き、あつという間の10年間でした。駆け足の中で期成会の歴史を知り、諸先輩の築き上げてきた伝統の重みを知った想いです。

そして、これを次世代に残さないといけない。

2 そう考えたかどうかはともかく、なぜか私は、諸先輩と若手の懸け橋となるべく交流の場を企画し実施しました。そうです、知る人ぞ知る「期成会若手中心の会」ゴルフコンペです。

若手の皆さん、最近少し距離を置いている諸先輩の皆さん、是非、「若手中心の会」GCに参加してください。

そしてコンペ終了後、反省会で「大いに飲み食い、交流しましょう！」。

そこから新たな広がりできると思います。

以上

■ 未来を見る芽

加 納 小百合 (47 期)

まだまだ若手のつもりでいたのですが、気付けば弁護士 25 周年。今更ですが、ようやく子どもも大きくなり、週 1、2 回くらいは遅く帰れるようになって、諸行事に懇親会にと、日々新鮮な気持ちで参加しております。2019 年度は東弁監事をやらせていただき、これから仕事がどんどん楽しくなりそうでワクワクです（とはいって、それなりにいろいろあるのですが（苦笑））。

期成会は 60 周年。私という個人は、中堅から古株になって朽ちていくのですが、期成会は、同じ系譜を受け継ぎながら、常に新しい会員を得て、新たなことに挑戦していく、ダイナミックな会であってほしいと思います。会派で若手の先生方と触れあうからこそ、リアルな未来の弁護士像を考える、そうした未来を見る目を持てる。それが会派のいいところですよね。

■若い法曹に伝えたいこと

原 和 良 (47 期)

弁護士の経済基盤の不安定化が近時話題になっている。弁護士が、司法の担い手として、その職責にふさわしい経済的基盤が確保できないと、司法の空洞化が進んでしまう。そのような中で、若い法律家の中に、ブランド力のある事務所に入れれば勝ち組のような間違った考え方があるように思う。一番大事なことは、どう働くか、どう生きるかであって、その自己実現を図る場所が職場である。とりわけ、国の司法の一翼を担う弁護士にとっては、どう働くかが最も大事であって、丸裸になったときに自分は何ができるのか、を常に自分に問い合わせることが必要だと思う。

■ いざというときの期成会

三 澤 英 嗣 (48 期)

私は、昨年（平成 30 年）の秋ころから、法学部 3 年と法科大学院 2 年の法曹一貫コースの下、法科大学院在学中に司法試験受験ができる制度への改正法案について、司法制度改革を推進してきた身から、反対してきた。私は、日弁連執行部に対しても、この法案の問題点を指摘し続けたが、なぜか日弁連執行部の動きは曖昧で、むしろ政府よりの対応をしてきたように思えた。私は、東弁において同様の議論をしたが、他会派はいずれも音な

しだった。そんなとき、期成会が、この問題を取り上げてくれ、意見書の作成や、日弁連理事会等で意見を述べてくれた。私は、これまで期成会のお役にはほとんど立っていなかつたが、孤独な戦いをしていた身としては、とても勇気をもらい、かくも会派とはありがたいものだと、心の底から痛感した。皆さん、いざというとき、期成会は恐ろしく役に立ちます。

■ 期成会事務局長を引き受けての「感想」

村田智子（48期）

私は昨年度（2018年度）、期成会の事務局長をさせていただきました。

就任してみて驚いたのは、とにかく忙しいことでした。

どうしてこんなに忙しいのかと思っておりましたが、今振り返ってみると、その原因は、東弁執行部からの意見照会の多さにあったのではないかと思います。それから、FATF提出のお願いなど、これまでなかった業務が加わったこともあったと思います。

文字通りひいひい言いながらも、代表幹事の山本先生、代表代行の大井先生に目いっぱい助けていただいて、最後まで務めることができました。

山本先生、大井先生、本当にありがとうございました。

あと、事務局長を経験して良かったと思ったのは、期成会の若手の皆さんとの出会いでした。特に、夏合宿委員会は、最後のお疲れ様会まで楽しかったです。私が若手のときは、まだ期成会内に若手の会はなかったと思います。今の若手の方々のほうが、期成会の活動を楽しんでいらっしゃるような感じがします。

若手の皆さんには、思う存分、期成会ライフを楽しんでいただきたいですし、思い付きでもなんでもいいですから意見をおっしゃっていただきたいと思っています。

最後に。これだけは確信を持っていえます。

50期代、60期代の皆様、期成会事務局長のお誘いがあった場合には、迷わずお引き受け下さい。いろいろな方と知り合えますし、会派懇への出席など、普段はできない貴重な経験ができますから。

以上、簡単すぎる「感想」でした。

■ わたしと期成会

殷勇基（48期）

強制加入団体で、本来、多種多様な人が加入するにもかかわらず、人権課題に会をあげ

て取り組んできた戦後の日本の弁護士会は世界的にも希有なところがあると思う。それを主導する東弁、その東弁をリードする役割を期成会は果たしてきた。日本社会のなかの団体が法曹の団体であっても、うまくない例が多いのに、期成会では闘争的な議論がされてきた。

他方、日本に限らず、憲法は国民国家体制の下の憲法であり、そして、国民国家体制と、人権などの憲法 3 大原則とのあいだには緊張関係がある。たとえばドイツでは、現行憲法（ボン基本法）制定時に、国民国家を超えていく必要についても議論され、また、国際（人権）法によって国民国家の諸機関を統制する方策が早くも議論されていたという。対して、日本の現憲法制定時には、国体がメインテーマであり、議論もそこに集中した。その弊害が日本社会には続いているし、期成会（員）にとっても課題であり続けている。

■ 思い出 – 褒田事件第 1 次再審のこと

泉 泽 章（48 期）

修習生時代（1994 年 4 月～1996 年 3 月）、私の所属する 48 期第 3 班は弁護修習から始まりました。そのとき配属された事務所（現在私が所属する東京合同法律事務所）にいた西嶋勝彦会員（現お茶の水合同法律事務所、褒田事件弁護団長）から、「もうすぐ褒田事件の決定が出るのだけれど、行くか？」と声をかけられました。1994 年 8 月 9 日、静岡地方裁判所で弁護団が決定書を受け取る場面は、いまでも生き生きと覚えています。その後弁護団は 3 日間で即時抗告の申立てをしなければならず、ホテルに缶詰で作業をするということで、私はそこで別れて一人東京へ帰りました。再審弁護を担うことの大変さに、ほんの少しだけですが触れたような気がしました。

あれから四半世紀が経ちました。褒田事件は第 2 次再審の請求審で開始決定を得たものの、その後即時抗告審で取り消され、いまも最高裁でたたかいが続いている。すべてのえん罪犠牲者に再審の扉が開くよう、私もできる限りのことをしてゆきたいと思っています。

■ 近況

大八木 葉子（50 期）

今年 3 月まで、東弁監事として理事者会、財務委員会、月例監査、常議員会、予算編成会議等に出席していました。退任直後の 4 月には監査報告と監事意見書を作成し、6 月の東弁定期総会で決算に関する意見を述べ、何とか職務を終えることができました。貴重な

経験をすることができました。

現在は、東弁財政改革実現ワーキンググループの委員として財政改革のための具体的方法を検討しております。そして、私自身会財政に無関心であったことを反省し、引き続き会財政につき学びながら、どうすれば多くの会員の方に関心をもってもらえるのか、どうすればわかりやすくなるのかを考えています。

会財政について検討しておりますと、弁護士をとりまく環境の変化を強く実感します。併せて弁護士自治についてもきちんと学ばなければと思いますが、こちらはなかなか実行できないであります。

■ 【近況】

犀川 治（50期）

60周年おめでとうございます。

不真面目な会員で、なかなか期成会の会議やイベント等にも参加できておりませんが、期成会の会員の皆様に事件等で相談に乗っていただくことも多く、期成会には足を向けて（日比谷方面でしょうか？）寝られません。

私は一年中日焼けしているので、たまにお会いする期成会の方々に、「ゴルフ？」「ハワイ？」などと聞かれることがありますが、私はゴルフはやりませんし、ハワイに行ったこともありません。

日焼けの理由は少年野球です。息子2人がお世話になった地元文京区の少年野球チームでコーチをしていまして、今年で14年目になります。すでに息子達は卒業しましたが、私だけチームに残って、毎週土日祝日は、小学生とグラウンドで楽しく野球をし、終わったあとはコーチ会議と称して美味しいお酒を飲んでいます。

子供達の成長の過程に接することができるのが何より楽しく、まだしばらくコーチ生活は続きそうです。

■ Nothing about us without us

鈴木 敦士（51期）

これから、障害者運動について述べようというのではない。私は、この言葉を日弁連執行部に対して大声で叫びたい。法制度の改革には役所や政治との交渉がつきものである。任期付公務員経験がある当職としてもいろいろ開示できない裏取引があるのは理解しているつもりである。しかしながら、役所同士であれば、「そんな説明は聞いていない、もう

来なくていい」と相手にされないような役所の建前の説明を会員に対して大真面目にいう執行部は滑稽ですらある。それが建前であることがわからないほど執行部が無能だとは思わない。ちゃんと情報を取っているのだろうと推測する。情報がなければ意見が言えない。知ってて言わないのだから、執行部は会員の意見を聞く気がさらさらないのだと思ってしまう。期成会も漫然と多数派閥に与するのではなく、設立の原点に立ち返り、弁護士会改革を進めていくべきだと、60周年に際して強く思う。

■ 吉川基道先生を偲んで

市 川 和 明 (53期)

吉川基道先生は、いわゆる教科書裁判の弁護団に参加され、行政法学者の兼子仁都立大学名誉教授と共に著で「教育裁判（法学選書）」を出版されました。兼子教授のご紹介で、いわゆる住基ネット訴訟の杉並区の弁護も担当し、私も参加させていただきました。また、東弁の幹事や副会長を歴任され、期成会の活動にも積極的に参加されていました。他方で、吉川先生は、ゴルフや海外旅行がお好きで70歳を超えてからも熱心に練習やトレーニングに励み、英会話教室に通うなどしていました。昨年末、副作用で弁護士の仕事ができなくなることを理由に抗がん剤治療はしないという断固たる決断をされ本年3月に急逝されました。2月には鬼気迫る精神力と集中力で反対尋問をされました。吉川先生の真面目さ、責任感の強さ、依頼者への誠実さ、書面作成の緻密さ、反対尋問の的確さは、理想の弁護士像ではないかと思います。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

■ 「本当の勇気」

鹿 野 真 美 (53期)

10年前の50周年記念誌に、宝塚歌劇団で上演中の作品からヒロインの台詞を引用し、「日々心がけたい。できることをよりよくやろう、と。」で締めくくる原稿を寄せた。この10年を振り返ってみると、「できることをよりよく」というより、「いただいた機会をありがたく」という日々だった気がする。

節目となる大きな出来事は、2010年度末の独立と2015年度の東弁監事就任である。温かく送り出し励ましてくださった先生、みなさんに改めて感謝申し上げる。

そんなわたくしが、今、気に入っているのは、きかんしゃトーマスの映画「勇者とソドー島の怪物」の中の次の台詞。「勇気があるってことはね、怖がらないことじゃないんだよ。怖いと思ってもやり遂げるのが本当に勇気があるってことなんだ」だ。「無理だ」「嫌だ」「面

倒だ」という否定的な気持ちになったとき、脳裏に浮かぶこの言葉。

これからは、断る勇気も身につけたい。

■「裁判のIT化～ボードゲームから考える」

鈴木 剛（53期）

昨今、裁判がIT化されるとか、審理にAIが導入されるなどと巷で噂されます。

囲碁・将棋等のボードゲームの世界では、既にコンピューターは人類のレベルを超えたと言って差し支えないと思われます。これらの世界に習い、これから起きるかもしれないことを空想してみました。

1 判決が、AIの導いた認定と異なるとして、控訴理由とされる？

控訴理由書に、AIの作成した判決を添付する人が現れるのではないでしょうか？

2 原告・被告の形勢が、「評価値」で示される？例えば、本件は原告が-500点だから和解を勧められるとか、証人尋問でまずい質問をしたところ、評価値がぐっと下がるということが起きるかも知れません。

ボードゲームの世界でも、プロの存在意義が揺らぐ時代が来ています。私たちはどうなるのでしょうか？

■「私と期成会」

三森 敏明（53期）

私は、平成12年10月に弁護士登録をし、そのままボスの中村雅人先生の薦めにより期成会に入りました。期成会に入ったことで、所属事務所や委員会、弁護団等では知り合うことが出来なかった個性的かつアグレッシブな弁護士の諸先輩や後輩達と知り合うことが出来ましたし、関東弁護士会連合会の理事（平成23年度）や常務理事（平成30年度）にも就任させていただき東京弁護士会内外にも知り合いが増えました。さらに、私の場合、東京弁護士会の運動会や期成会のイベント（酒蔵見学・屋形船）に妻や子供たちと一緒に参加し、人生での楽しい思い出も作ることが出来ました。ただ、今年度、期成会事務局長に就任することになるとは、期成会入会時には全く予測出来ませんでした。しかし、法友

会や法曹親和会ではなく期成会に入会したこと、代表幹事、代表幹事代行、事務局次長の皆さんと期成会を支えることになったのも、きっと大切なご縁の賜物なのでしょう。

■ 期成会からの贈り物

大 森 順 (53期)

2000年10月の弁護士登録以来、期成会には数え切れないほどの思い出があります。

新人にも関わらず臨時総会で司法改革に関し発言したこと、事務局次長となり政策に関する議論に加わったこと、諸先輩から頂いた薰陶、同期と語らう幾多の機会、若く才気溢れる会員と接することができたこと、特に若手の会の代表となつたこと、他会派の方々といろいろな行事で一緒したこと、弁護士会の選挙・常議員になったこと、夏合宿でゴルフの幹事を務めたこと、弟のスコアがいつの間にか私を上回っていたこと、そして、期成会には父鋼三郎がいたこと。

その中で、最も私が期成会に感謝しているのは、司法研修所の刑事弁護教官となる機会を頂いたことです。通常の弁護士業務とは全く異なる「教える」ということに没頭した3年間でした。あるべき刑事弁護・刑事裁判とは何か? 刑事弁護教官室で、あるいは裁判教官や検察教官と議論したこと、そして教壇に立つこと、教室で私を見る70名の修習生の真剣な眼差し。忘れ得ぬ貴重な経験をしました。あらためて弁護士になって良かったと思いました。ありがとうございました!

以上

■ 【近況報告】

伊 澤 大 輔 (54期)

3年前に、約15年間執務した霞ヶ関パートナーズ法律事務所を退所し、自ら「虎ノ門桜法律事務所」を開設しました。より大きな負荷を掛けなければ自分自身が成長しないと感じましたし、ふと人を育てたくなったりもしたからです。

開設後間もなく、アソシエイトの弁護士が入所し、近々もう1人、72期の新人弁護士が入所予定です。こうして事務所の仲間が増えていくことに責任を感じる一方、喜びも感じます。独立をしなければ、おそらく会うことがなかったであろう方々との出会いもあり、人の縁はつくづく不思議だなと感じております。

期成会関係では、弁護士1年目に常議員、2年目から事務局次長、広報委員会委員などを務めさせていただきました。その後距離のとり方も学び、スポットでお声がかかった時

に、自分のできる範囲でお受けさせていただいており、今年からは、東京都弁護士協同組合の理事を務めています。

■ 期成会 60 周年に寄せて

中 村 悅 子 (55 期)

期成会創立 60 周年おめでとうございます。

思えば、数年前に事務局次長と関弁連理事を 1 年間ずつ仰せつかった限りで、それ以外は全く会務に携わらずにきた幽霊会員でしたので、諸先輩方に混じってこうした場所に寄稿させていただくのは恐れ多い限りです。

しかし、上記のわずかな会務の中で、期成会の先生方の熱い議論やお志に触れることができ、弁護士業の在り方を含めた基本の部分をあらためて勉強させて頂けたことは、実務経験 10 数年を経て若干道に迷いがちであった当時の私にとって、非常に大きな、確かな道しるべとなりました。

今後も創立時の理念に基づき、流されずに「物を言う」期成会で在り続けていただきたいと願っておりますし、その末席に名を連ねる者としての挟持は忘れずにいたいと思っております。

■ 「これからの 10 年間」

三 枝 恵 真 (55 期)

いきなりですが、最近の私の関心事は「どのような 50 代を過ごすか」。

弁護士登録をして 18 年、あっという間の 40 代後半です。仕事も後輩と組むことが多くなり、私生活でも子育てを中心とした生活はあと数年間と予想しています。数年後に迎える 50 代をどう生きるか、考えるようになりました。

私生活では、一生の趣味にしようと日本舞踊を習い始めました。「首振り 3 年」と言われるそうで先は長いですが、着物や踊りの美しさ、愉しさにハマっています。

さて、仕事は。子育てが落ち着いたら、時間に追われずじっくりと事件に取り組みたいという想いがあります。今年度は政策本部に参加し、業界全体について知り、考える機会をいただきました（今までいかに自分ごと化できていなかったか）。業際、過当競争、紛争解決の在り方の変化など、山積する問題に圧倒されていますが、不透明な時代だからこそ良く考えたい、と思います。

■ それでも地球は動いている

伊藤 敬史 (56期)

最近、星好きの息子がガリレオ・ガリレイに傾倒しているのに触発されて、『ガリレオ伝説を排した実像』(白水社) を読んでみた。「ガリレオ裁判」は、実に興味深い。

宗教改革に揺れる中で、寛容性を失うローマ教会。

空気を読んで、教会に逆らわないよう、ガリレオに忠告する支援者たち。

それでも地動説が正しいと唱えて、有罪判決(終身刑+発禁処分)を受けるガリレオ。

裁かれたガリレオは、不遇のうちに生涯を終える。

しかし、「それでも地球は動いている」ことは明らかになっていき、ガリレオは死後「近代科学の父」と呼ばれる。

そして、裁いたはずのローマ教会は、300年以上にわたって、「誤判」に苦しみ続ける。ローマ教会は、時代に裁かれたと言っていいだろう。

これは、ある時代の天才科学者とカトリック社会の話だが、形を変えて普遍性を持つようと思う。

「それでも地球は動いている」— そう言える弁護士でありたい。

■ 期成会創立 60 周年に寄せて

菅野 典浩 (57期)

思い起こせば、私が期成会を最初に知ったのは、修習生として就職活動をしていて、濱田広道先生に面接いただいた時です。面接の席で、濱田先生から、弁護士会で派閥の活動をしているのだけど、どうですかと聞かれ、何かもよく分からず、「そのような活動は苦手です。」と答えたことを今でも覚えています(冷汗)。

それにもかかわらず、濱田先生をはじめとする諸先輩方は、無礼な若輩者を広い心で受け入れてくださり、かわいがっていただいたのが昨日のことのようです。

期成会には、他の派閥と比較しても、人と人とのつながりを大事にし、会員の関係が非常にフラットであるという良さがあると思います。

AIなどの技術革新だけでなく、弁護士を取り巻く環境が大きく変化し、弁護士の存在意義が問われていくであろうこれからの中においても、期成会の良き伝統が引き継がれて、益々発展していくことを願ってやみません。

■ 私にとっての期成会

西 田 穩 (57期)

私は、弁護士登録後すぐに期成会に入った。15年前のことである。理由は特にない。期成会がどういったところかも知らなかった。

ただ、生来の煽てに弱い性格が災いし、言われるままに事務局次長や選挙委員、若手の会代表、夏合宿委員会委員長、政策委員会委員などを引き受け、人事委員会の某先生からは、あといくつ期成会に貢献できるのかカウントされるほどに、期成会と深く関わらせていただいている。

期成会のいいところは、①広く多分野で活躍される方がいる、②興味がなければ何もしなくて良い、③久しぶりに参加しても喜ばれる、の3つだと思う。①は他会派に比べてもその傾向が強いと思う。お会いしたことがない先輩でも、「期成会の〇〇」と名乗れば、多くの方が優しく、知識を教授してくれる。②と③は「それは違う！」と言われてしまうかもしれないが事実だと思う。②と③は表裏の関係にあるのかもしれない。実は私も15年のうち7年くらいは全く期成会の会議に出ていない。しかし公然と「深く関わっている」と言い切れてしまう。真面目に出ていないことを証明できる人がわずかだからか？？？

期成会の存在意義を問う声もあるが、この居心地の良い場所を15年後の後輩にも残してあげたいと考えている。

■ この10年間を振り返ってみました

五十嵐 佳子 (60期)

弁護士になって12年が過ぎました。ちょうど干支が1廻りしたことになるのですが、あっという間でした。

60周年ということなので、50周年からの10年間に起きた印象深い出来事を振り返りますと、プライベートでは結婚をしたことが挙げられます。家族が増えたことは一番嬉しい出来事です。

期成会関係では、夏合宿委員長や若手の会の代表代行を拝命しました。最近ご無沙汰気味で心苦しいのですが、明るい刑事弁護委員会にも加えて頂きました。これらの活動で知り合えた諸先輩方や後輩の皆さんからは、普段の事件処理では学ぶことが出来ない多くのことを学ぶことが出来ました。そして、いっぱい呑みました(笑)。弁護士という仕事は孤独になりがちですが、皆さんに助けて頂いて今日があると感謝しています。

また、若手中心のゴルフの会では、ゴルフを始めるきっかけも頂きました。この歳に

なって、新しいことが始められるとは思いもよませんでしたが、とりあえずやってみるという姿勢も大事なんだなと思う今日この頃です。

■ 私と期成会

伊藤 真樹子 (61期)

早いもので弁護士登録をして10年が経過しました。この間、お世話になった事務所から独立して生まれ育った地元で開業したり、子どもが3人産まれたり、弁護士会嘱託の仕事を拝命したり、弁護士になったころには全く想像しなかった状況にいます。弁護士としての転機や大きな局面では、いつも期成会との関わりが少なからず影響していたように思います。期成会で得られる様々な先生方との繋がりや学びは、私にとってかけがえのないものです。これからも、どうぞよろしくお願ひ致します。

■ 価値を映す鏡

横手 聰 (61期)

期成会の価値はどこにあるのか。

プレシンポジウムでは、モダレーターを務める機会をいただき、その準備の過程で、弁護士会や弁護士自治の意義について考えた。期成会がなければ、弁護士自治の価値や弁護士のアイデンティティについて考える機会は全くなかったか、少なくとも、今よりずっと少なかつただろうと思う

振り返ってみれば、自分が法曹を本格的に志したのは、司法のあり方や三権分立の意義について関心があったからだった。そして、プレシンポジウムで考えた内容は、司法に対する信頼というテーマに直結するものだった。期成会は、自分の原点に立ち返るきっかけを与え、自分が元々行きたかったところに導いてくれているように思う。

期成会の中に価値があるのではない。期成会は、自分の中にある価値を反映させる鏡なのだ。

■ 東京都立学校「日の君」強制問題第2次再雇用拒否訴訟に見た最高裁の問題

柿沼 真利 (61期)

当職は、2008年9月に弁護士となり、今年で丸11年となる。当職が、その登録直後か

ら取り組んだ事件として、東京都立学校における国旗「日の丸」・国歌「君が代」の教員への強制に関する案件がある。

この件は多くの事件が訴訟となり、最高裁判例にもなっており、多くの方がその存在をご認識のことと思われる。

当職は、その中でも、第2次再雇用拒否訴訟の弁護団を担当した。同訴訟は、2009年9月に東京地裁に提起され、途中2011年に先行する同種案件の第1次再雇用拒否訴訟に関し最高裁で全面敗訴判決が出されてしまった、という逆境を覆し、2015年5月に第1審東京地裁で一部勝訴し、同年12月には控訴審東京高裁でもその1審一部勝訴判決が維持された。しかし、2018年7月19日に、最高裁は逆転全面敗訴判決を出してしまった。

この件は、最高裁の「人権の砦」としての役割の放棄を痛感させられた。

■ 私と期成会

森 本 憲司郎（62期）

私の期成会との出会いは、弁護士登録をした平成21年12月である。

東弁の弁護士事務所の求人情報に応募し、今の事務所に就職したことをきっかけに、自動的に期成会に入会することになった。入会した頃は、期成会はおろか、法友や親和という派閥の存在すら知らなかった。修習地は京都だったので、東京弁護士会に知り合いがほとんどおらず、右も左も分からず不安でいっぱいだったが、期成会の先生方が皆さん優しくしてくれたのすぐにその不安も解消することができた。

1年目は、明るい刑事弁護の会の定例会に毎回出席し、西嶋勝彦先生や高橋太郎先生に、個人事件の相談に乗ってもらったり、アドバイスをもらったりして、なんとか仕事上の不安を解消することができた。懇親会等にも積極的に参加するようになっていたので、期成会内に次第に知り合いが増えていき、気軽に仕事上の相談ができるようになった。おかげで、仕事上の悩みやストレスで精神的に追い詰められるという経験をせずに済んだ。期成会入会直後に、現在は弁護士任官されている黒澤圭子先生から、期成会の広報委員会に勧誘していただき、以降waの編集作業にも加わるようになった。

松田生朗先生からは、一緒に仕事をさせていただく機会を多くもらい、様々な事件を経験させてもらった。平成26年には、松田先生と一緒に弁護人をさせていただいた事件で、念願の無罪判決を勝ち取ることもできた。法廷で、「被告人は無罪」という宣告を聞いたときは鳥肌が立ったのをよく覚えている。現在でも、松田先生からは民事・刑事を問わず、たくさん仕事をさせていただいている。いつも勉強させていただいている。その他、茶のしづく石鹼の被害救済弁護団、カネボウ白斑被害救済弁護団にも参加させてもらったし、

● ● ● 期成会 60 周年記念

須見健矢先生に誘っていただき、ろくでなし子さんの弁護団に加わり一部無罪判決を獲得することもできた。

12 月で弁護士 10 周年（先日、熱海で行われた司法研修所第 62 期 10 周年記念大会に参加した。）であるが、上記に限らず、この 10 年間で、期成会の先生方に大変お世話になった。たった 10 年ではあるが、振り返ると、期成会に入会してよかったなと思うし（少なくとも、期成会が嫌だと思ったことはない。）、これからも、期成会の会員でいたいと思う。諸先輩方にしていただいたことは、何らかの形で返したいと思っているので（10 倍は難しいので現実的な 2、3 倍くらいかな。）、特に、若手の皆さんには、自分が先輩方からしていただいたように接していきたい。

まずは、今年度拝命している期成会の若手の会の代表の仕事をしっかりと勤め上げ、若手の皆さん役に立てるような存在になりたいと思っている。

まだまだ未熟ではあるが、期成会と共に、日々研鑽し弁護士として更に成長したい。

■ 私と期成会

大 森 創（62 期）

期成会創立 60 周年、おめでとうございます。

私は、父大森鋼三郎（20 期）、兄大森顕（53 期）が期成会員のため、弁護士登録と同時に期成会に参加させていただきました。ただ、私の勤務する事務所が東京の外れにあるため、私自身として、なかなか期成会の活動に参加できておらず、申し訳なく思っています（常議員は 1 度経験させていただきました。）。

それでも弁護団事件で期成会の先生と一緒に活動し、立川支部内の事務所に期成会の先生方も多くいらっしゃいますし、私の地元町田では立石則文先生と森田太三先生とともに活動させていただいております。岡村親宜先生の岩魚庵に尾林先生と一緒に行ったり、並木先生、濱田先生、坂口先生の宮崎旅行に混ぜていただいたり、期成会に参加して勉強し、また楽しい時間を過ごしています。今後とも、よろしくお願ひします。

■ クラス別研修の功績

小 林 由 直（63 期）

2016 年からクラス別研修の世話人（担任）を担当しています。

クラス別研修は、1 クラス概ね 20 名程度で編成され、月 1 回程度の頻度で定期的に開催されるため、基本的な実務スキルを涵養することに加え、新入会員同士が横の繋がりを

築く機会になっています。

また、研修後には有志で懇親会が開かれるなどし、登録間もない不安や悩みを共有したり、他の事務所の様子を覗い知るなど、1人で悩まないためのセーフティーネットとしても機能しています。

会派や委員会に属していない人が増えつつある昨今、本制度が果たす役割はより一層大きなものとなっていると感じています。

クラス別研修制度は、期成会の斎藤義房会員が、東京弁護士会会长在任中、若手支援の一環として創設に尽力したと聞き及んでおり、期成会の一会员である私も、本制度が引き続き存在意義を發揮するよう、その一助となりたいと考えています。

■ もし大阪に行っていたら。。。 ■

井 上 圭 (63期)

私が期成会に入ったのは、養成事務所として紹介されたのがたまたま期成会の事務所だったからです。

ご存じの方も多いと思いますが、法テラスのスタッフ弁護士は最初の1年間は「養成事務所」でOJTを受けます。この養成事務所は日本全国に存在し、私も最初は大阪の養成事務所を紹介されました。しかし当時すぐに大阪に転居できない事情があったため、別の事務所を希望したところ、日比谷シティ法律事務所を紹介され、そこに入所することになりました。これが運の尽きでした。地方赴任中は夏合宿には毎年参加させていただき、若手会の「準会員」として法テラスツアーナーなどに参加させていただきました。そして任期終了後は「古巣」の期成会に戻り、今に至ります。

期成会には尊敬できる先輩や頼もしい仲間がいて、居心地もとてもよいので、期成会に入って本当によかったと思っています。

もっとも、もしあのとき大阪の養成事務所に行っていたら、今とは全く違う道を歩んでいたかもしないと思うと、今でも少し不思議な気持ちになります。

■ 期成会生まれ、期成会育ち ■

高 遠 あゆ子 (63期)

60周年おめでとうございます。

私と期成会のはじまりは、弁護修習でした。修習先として、日比谷シティ法律事務所に配属され、柴垣明彦先生に指導担当をしていただいたことで、私の弁護士人生=期成会と

運命付けられました。弁護士自治の大切さについて英才教育を受け、弁護士登録は並木政一先生が開設された日比谷ともに法律事務所でした。ともに事務所では、多くの期成会の先生方と共同受任をさせていただきました。そんな中で、次第に公設事務所で働きたいという思いが芽生え、大森顕先生、松原拓郎先生を頼りに多摩パブリック法律事務所に移籍しました。そして、現在は東京パブリックに所属しています。

公設事務所の業務と子育てに追われ、最近はすっかり実家（期成会）に顔を出せず親不孝な娘ですが、ときどき集まりに参加できるとほっとします。期成会に支えられていることに感謝をしています。親孝行できるよう、微力ながら恩返ししていきたい思います。

■ 弁護士会を外から見て

青野 博晃（63期）

私は2019年6月末まで約3年半にわたって文部科学省へ出向し、専門職大学院、特に法科大学院教育に関わる政策を担当し、弁護士会・日弁連をカウンターパートとして、外から弁護士会を見るという貴重な機会を得ました。法曹養成は会内でも多様な意見がある分野です。

そのため、他のステークホルダーの立場からすれば、統一した意見形成がし難い弁護士会の扱い難さについて、歯痒い思いをしたことは多くあります。

しかし、他方で、そのような多様な価値観と意見を内部で戦わせながら自治をしているからこそ、その価値の多様性や柔軟性を背景とした意思決定を関係者が信頼し、法曹養成の最大のステークホルダーとして、その意見を尊重するのだということを実感することも多くありました。

出向を終えた今後は、一会员として、多様な価値観を包摂した弁護士会であるよう、会務活動・会派活動を通じた意見形成に積極的に参加していきたいと考えています。

■ 【思い描いていたのとは違う人生】

舛田 正（63期）

私は、期成会に入ったことで、思い描いていたのとは違う弁護士人生になりました。

弁護士になったときに思い描いていた弁護士人生は、弁護団等に入ってバリバリ人権活動をしているというものでした。会務も、実務系の委員会のイメージしかありませんでした。

しかし、期成会に入会したことから、私の弁護士人生は変わり始めました。人権活動ば

かりしていると思っていた弁護士会や会派では、何故か運動会をしたり、旅行をしたり、合宿をしたり、「遊び」のようなことを多くしました。

最初はとまどいもありました。しかし今では、むしろ積極的に、若手の委員会で地方の若手と交流するとか、運動会を実行するだとか、「遊び」のようなことに関わっています。それは、つらい時に一番助け合える関係は、一緒に楽しいことをしたり、美味しいものを食べた人達だと感じているからです。思い描いていたのとは違う弁護士人生になりましたが、期成会には感謝しています。

■ 期成会ありがとう

山田 守彦（64期）

期成会に入って7年くらいしか経っていませんが、いろんなことを勉強させていただいて、感謝です。

なにより、並木先生が若手育成のために作ったともに事務所で、たくさんの仲間に出会えました。温かい人ばかりでみんな最高でした。

事務所の外でも若手の会などの楽しい思い出がいっぱいです。いまだに後悔することもあるけど。

今、ともに事務所は、人員増員に向け、改装準備中。10年後はどうなっているのかな。

■ 私と期成会と弁護士会

白石 桂（64期）

私は、修習中から期成会の先生方にお世話になり、弁護士になってからは日比谷ともに法律事務所に入れていただき、さらにたくさんの方々とお会いすることができました。仕事もたくさんご一緒させていただきました。複数の弁護団にも参加させていただきましたが、いずれも期成会の先生方が中心になって活躍しておられました。期成会に入つて学んだのは人とのつながりの大切さと弁護士会の重要性です。期成会の活動を通じて、弁護士のみならず社会における弁護士会の役割や必要性を実感することができました。期成会の皆様には大変感謝しております。これからも、弁護士会がよりよいものとなり、弁護士の業務が充実したものとなるよう、微力ながら頑張りたいと思います。

■ 期成会のイベント

金 湖 恒一郎 (65 期)

期成会に入会以来、法テラス訪問旅行に夏合宿、夜桜の会、野球観戦、ボルダリング、バーベキュー、東京湾ナイトクルーズ etc. さまざまな楽しいイベントに参加させていただきました。

最近はまっているのは、「カレー部」です。カレー通の先生方イチオシのお店に行って、みんなでカレーを食べて帰るという、極めてシンプルなイベントですが、毎回とても楽しみにしています。法友会や親和会など、他の会派の先生方も参加されるようになり、最近はグローバル感が出てきました（笑）。私も、皆さんにオススメできるようなお店を開拓したいと思います。さあ、皆さんも一緒に！

■ 若手の会を讃える

小笠原 友 輔 (65 期)

気づけば登録からもうすぐ 7 年目に入ろうとしています（もっとも、いまだに 1~2 年目のときから全く成長していないと思うことが多く、全く実感がありません）。

期成会では、主に若手の会や広報委員会に参加しています。特に若手会では、懇親企画や研修企画、地方ツアーなどにたくさん参加させていただきました。最近はプライベートの事情などあまり参加できていないのですが、自分の事務所以外の同期や近い期の知り合いと会って楽しく色々な話をしたり、関心ある分野の研修を自ら企画・実施する機会はとても貴重です。若手の会員だけでなく、期成会全体にとっても、若手会は本当に大事な集まりだと思いますので、若手はどんどん参加し、非若手はそれを全面的に応援してほしいと思います。

次の 70 周年のときも、「自分はもう卒業してしまったけど、若手会はとてもいいものだからぜひみんな参加しましょう」というメッセージを書く予定です。

■ 法曹養成制度改革への思い

内 村 涼 子 (65 期)

2019 年は、法曹養成制度にとって大きな転換点となる年です。法曹養成制度改革とは、言うまでもなく、弁護士や弁護士会にとって、後輩すなわち未来の弁護士自治の担い手をどう育てるのか、という非常に重要な課題です。一方で改革に際しては市民からの信頼

に足る法曹とは何か、という視点も忘れてはなりませんし、有為な学生が法曹を目指してくれなければ意味がありません。

期成会には、長年この問題に取り組まれてきた先生方がいらっしゃいますが、その末席として、ご意見をいただき、また時に議論をさせていただきながら、今が正念場と思って試行錯誤しています。

今般の改革の成果が10年後にどう評価されているのか全くわかりませんが、日弁連がこの問題に主体的に取り組むこと、すなわち、きちんと会内で議論をして、方向性を決めていくこと、これが大事だと思っています。期成会においても引き続き議論をしていければと思います。

■ 弁護士生活を楽しむ

佐々木 公 洋 (66期)

現在私は、とても楽しく仕事ができている。通常業務も、会務活動（期成会、東弁、日弁連）も、どちらも含めてである。会務活動は、弁護士が通常の業務を行うための基盤づくりのようなものなのではないかと、最近は感じている。当たり前のように弁護士としての業務を行うために、なくてはならないものなのだと思う。また、事務所外のたくさんの方と関わり合いが持てることも、会務活動の大きな魅力のひとつである。

弁護士の仕事は楽しい。今自分がこう思えるのは、私を仲間に入ってくれた日比谷ともに法律事務所、期成会、そして特に並木先生のおかげだ。皆様には返しきれないほどの恩義を感じている。10年後も、できることならば今の仲間が欠けることなく、そして多くの新しい仲間とともに、「弁護士の仕事は楽しい」と言っていられるように、これからも期成会員として頑張っていきたい。それが皆様への恩返しとなれば幸いである。

■ 印象に残っていること

松 田 育 子 (66期)

急な病で弁護士業務を続けられなくなった先生（期成会外の先生でした）の抱える案件を、期成会のある事務所と私の所属する事務所の弁護士数名で引き継いだことが印象に残っています。

弁護士が業務を続けられなくなった場合、会派が同じ弁護士が協力し合って案件を引き継ぐことが多く、会派（ないしそこで生じた人間関係）が事実上、依頼者や事件を担当できなくなった会員のセーフティネットとなっている、とのことです。やはり、「人と人と

のつながり」は、非常に重要なことを学びました。

また、「弁護士が個人事業主として、心身ともに健康な状態で、業務を営み続けるためには」というテーマについて、かなり考えさせられました。

これに関して、若手の会の懇親会等では、自分の抱える案件等について（もしかしたら事務所のボスには相談しづらいようなことも）、若手の会の先輩に気軽に相談することができます。若手の会が上記テーマに関して果たしている役割は、決して小さくはない、と感じています。

■ すべての出会いに感謝して

湯 山 花 苗 (66期)

期成会に入会し、たくさんの先生方に出会うことができました。これが何よりもうれしく、たやすく、弁護士を続けるうえでの支えとなっています。執行部も経験し、自身と弁護士会との距離を近く感じることができ、その分、弁護士会をよりよくしたいと思うようになりました。

これからも、期成会の名のごとく、芯のある活動を続けてまいりたいと思います。

■ 期成会 60 周年と聞いて

齋 藤 北 写 (66期)

5年ちょっと前、初めて幹事会に出席したとき、何を議論しているのか分からず、参加者の名前も分からない人が多く、自分はこの先やっていけるのだろうかという不安を感じたのを思い出します。今振り返ると全く無用な心配でした。ここ数年は会派間の若手の交流が盛り上がっており、様々な企画に参加する機会も増えました。人と人との繋がりが広がっていく中で、いつの間にか期成会がホームなんだなあと感じるようになっていました。他会派の若手との間では会派が違うからといって決定的に感覚が異なるということも無いのですが、時々親会から受け継ぐ文化の違いを感じることもあります。各会派の個性があるので当然のことなのでしょうが、過渡期の東京弁護士会において、会派が何を守り、どのように協力して将来の弁護士会を担っていくのかはなかなかに悩ましい問題です。きっと、70周年を迎える頃にも同じような悩みを抱えていることと思います。100周年を迎える頃には何かしら新しい形になっているかもしれません。心身ともに健康でそんな弁護士会を見られるよう日々運動もしつつ生活を充実させていきたいです。次のスポーツ企画は、東弁運動会でしょうか。

■ ごくごく普通の刑事弁護

菊間龍一（67期）

期成会には、著名な再審事件や無罪事件に取り組まれている刑事弁護に優れる先生方がたくさんいらっしゃいます。その傍ら、私は「ごくごく普通の刑事弁護」に取り組んでいます。

といっても、決して楽なものではございません。どんなに小さな自白事件でもその方の人生とのお付き合いだと考えています。こういった活動にも国選報酬が出ればいいのにと思いながらも日々奮闘しています。

ある外国人の方は、執行猶予判決を取った後、被告人質問で誓ったバーの開店にまでこぎつけました。癖の強い繁華街のビルのオーナーから賃貸借契約を取り付けるのは至難の業でした。また、ある少年は、父親の虐待から非行に走ってしまったのですが、虐待を止められなかつた自分に責任を感じたお母様が、離婚して彼の帰る場を用意すると決断してくださいましたおかげで、無事に保護観察処分となりました。

まだまだ数えきれない方々とその人生に寄り添える弁護士でありたいと思います。

■ なぜか懐かしい期成会

辻亜希子（67期）

弁護士5年目です。登録後すぐに期成会に入会しましたが、あまり活動に参加しないまま月日が過ぎていきました。ところが今年になって、60周年記念事業委員のご縁をいただき、期成会の先生方とお話をする機会が増えました。

すぐに、「あれ、この雰囲気はどこかで感じたことがあるな」と思いました。考えてみたら、弁護士になる前に小学校教師として勤務していた時代に参加していた「自慧教師の会」という教師仲間の勉強会と同じ雰囲気だったのです。その会に集まる教師達は、主に生活綴方教育を通して子どもと真剣に向き合おうとしていました。ベテランも若手も、私立も公立も、男性も女性も、お互いに自由に意見を交わし合っていました。その会を主宰していた私の「恩師」は9年前に亡くなり、会 자체は一旦閉じられました。私も教師を辞めて弁護士を目指していましたので、「自慧の教師の会はもう私にとって過去のものだな」と思い込んでいました。

しかし、弁護士になって期成会に参加しましたら、不思議な懐かしさを感じました。思いがけず、「恩師」や共に学んだ会の仲間に再会したような気持ちになったのです。人生、「ご縁」だなと感じます。

「自慧教師の会」に参加していた教師達は、子ども1人1人を大切にし、平和を強く願う教師でした。そのような点も期成会と共通しているのかなと感じています。

■ 期成会創立 60 周年に寄せて

鮫島千尋(67期)

67期の鮫島千尋です。

期成会に所属して約3年になりますが、期成会の節目に立ち会えたことをうれしく思います。

昨年、独立をして、現在は御茶ノ水にて弁護士業務を行っています。

よく自己紹介では、ラーメンの食べ歩きが趣味という話をしていますが、今も変わらず3日に1食程度はラーメンを食べています。最近は、健康にも気を付けなければと思い、ランニングやボルダリングといったものにも手を伸ばしていますが、10年後にはどうなっているか。次の節目にも同じことを言っている気がします。

そんな私ですが、最近、初めての無罪判決をもらいました。その一方で最近力を入れているのは、犯罪被害者の支援です。こういった刑事関係に力を注ぎつつ、趣味のラーメンも弁護士業務に活かせないか、日々考えています。何かお知恵があれば、教えて下さい。

■ 期成会での3年間と今後の期成会の発展に向けて

石井一禎(68期)

自分は、2015年12月に弁護士登録し、それとほぼ同時に期成会に入会しました。今年で入会4年目になります。

期成会の魅力は、なんといっても、「自由に学び、語り、遊び、飲みにいける」ということではないでしょうか。

期成会では、若手会のメンバーで、各自が関心のある分野について、研修を企画して、参加することで、スキルアップと知識の習得につながりました。弁護士会の研修もありますが、期成会の研修は、とてもアットホームで、研修後や懇親会で講師の方に気軽に質問ができました。

さらに、期成会本体の企画や若手会の企画に参加し、世代を超えていろんな先生方とお知り合いになることができました。

3年目は、期成会の推薦で東京弁護士会の常議員をやらせて頂きました。東京弁護士会が抱える問題や弁護士自治、法曹養成のあり方等について学ぶことができました。

このような、「自由に学び、語り、遊び、飲みいける」雰囲気は、なかなか他の派閥や法律家団体にはないのではないでしょうか。この良き伝統？を会員として守っていきたいと思います。

■ 今後も期成会とともに

松井 彬（68期）

私は、修習後、一年間別の事務所で働いた後に日比谷ともに法律事務所に入所し、同時に期成会に入会いたしました。期成会では、通常であれば接点が無いであろう大先輩の先生方からお話を聞くことができることばかりか、事件を共同で受任させていただいたらしくることがあり、得難い経験をさせていただいています。また、期成会での活動を通じて、今まであまり考えることがなかった弁護士自治、弁護士会の活動、弁護士の社会での役割を意識するようになりました。新人の時にこのような経験をできるかどうかは、今後の弁護士生活に大きく影響するように思います。このような期成会の良さを東弁の色々な人に分かってもらい、期成会会員の裾野を広げていけたらと考えています。次の10年も期成会とともに、ともに事務所で頑張っていきたいと思います。

■ 安心して働き、暮らすことができる社会を目指して

中村 優介（68期）

私は現在、労働法制の問題や外国人労働者の問題に取り組んでいる。

労働法制と外国人労働者の問題がどう関係するか、一見するとわかりにくい。

外国人が日本で就労するに当たっては、在留資格を取得する必要がある。これは、入管法の規律の問題である。他方、就労するにおいては、当然であるが、労働法の規律の適用がある。

私が重視するのは、労働安全衛生の問題である。企業は、当然ながら、本人が理解することができるよう安全教育をする必要がある。しかしながら、それが十分とは言いがたい。たとえば、技能実習生に除染作業に従事させた問題（2019年9月4日記者会見）では、（技能実習生を除染作業に従事させたという根本問題もさることながら）除染作業に従事させるにあたり行った特別教育が、使用されたテキスト130頁以上のものを含め、すべて日本語でなされていた。働く環境を適切に整えることは、日本で働く人にも関わる問題である。

この国で働くに当たっては、国籍も、性別も、思想信条も、関係ない（はずである）。

誰もが安心して働き、暮らすことができる社会を目指して、一つ一つの事件を通して、社会に訴えかけていきたい。

■ You are sixty going on seventy ♪

清水 皓貴（69期）

期成会 60 周年おめでとうございます。

さて、「年」といえば今年は「令和元年」だそうです。正直まだ「令和」に慣れませんし、とても面倒臭いです。もう元号を使うのやめましょう。

しかし、西暦はあくまでキリスト教由来です。特定宗教に与するのも、どうか？

そこで宗教中立的に地球誕生から数えましょう。今年は約46億年、来年も約46億年です。事件番号は約46億年（ワ）第〇〇号。だめだこりゃ。

そもそも、AINシュタイン曰く時間は相対的なものだそうです。文系の私にはよくわかりませんが、弁護士が遅刻しがちなのも、書面の提出期限に遅れがちなのも、おそらくそのせいです。そうだとすれば、時間を無理に絶対的な数字にあてはめる必要はないのかかもしれませんね。期成会も見る人によっては6億周年くらいかもしれません。

ともかく、期成会の今後のますますの発展をお祈り申し上げます。

■ 最近感じること

大瀧 佳孝（70期）

弁護士2年目、期成会の様々な活動に少しづつ関与させてもらっている。若手の会運営委員、広報委員など。引き受けた以上、これからも頑張っていきたい。

こう思うようになった理由は、やはり会の活動を通じて、多くの先輩弁護士と関わるようになったからだと思う。期成会の活動をしていないとすると、事務所で仕事をする以外では、たまに委員会に顔を出すくらいでしか、外部の弁護士と関わる機会はないかもしれません。

事務所では今更聞けないようなことも、外部の先生方には割り切って聞けたりする。い

ろんな考え方、働き方をしている先生方の話を聞ける。若手にとって、気兼ねなく色々な先生の話を聞けるという環境は非常にありがたい。

一緒に仕事をしていない弁護士と気兼ねなく関われる、期成会はそういう場所だと思う。

以上

■ 期成会 60 周年に寄せて

中川 裕子 (70期)

期成会に入会して 2 年に満たない私ではありますが、この間幹事会や各種行事等を通して多くの先生方から、仕事に対する姿勢、会派活動に対する思いなどをうかがう機会をいただいてまいりました。2 年目の今年度は、期成会の役割、弁護士会のあり方や弁護士自治について考えることの大切さ、難しさを実感しながらも、充実した毎日を過ごしています。

期成会は、地方単位会を上回る人数が所属しているながらも自由闊達で、若手も臆せず意見を述べて議論に参加することができる場であるという点を、私は大変魅力に感じています。弁護士を取り巻く環境は目まぐるしく変化していく昨今ですが、今後増えていく後輩会員にも、同じように感じてもらえる場でありつづけてほしいと思います。

今後は、弁護士しての研鑽を積むことはもとより、自分自身が業務や会派活動に楽しんで取り組む中で、お世話になっている先生方や期成会へ何かお返ししていくことを目標に、頑張っていきたいと思います。

■ ◇弁護士 10 周年を目指して◇

岩田 朋子 (71期)

期成会創立 60 周年、おめでとうございます。弁護士 1 年目としましては、60 年という歳月はにわかには想像が及ばず、途方もなく長いものだと感じます。入会させていただいて 1 年未満ではございますが、普段の業務のみならず障害を持った方の権利擁護や刑事弁護といった活動も全面的に支援いただける環境はとても恵まれていると日々思います。

今年は仕事のこと・個人的なことで多くの出来事がありました。せめて来年は後者については穏やかな日々を過ごしたいと願っておりますが、弁護士としてより長く活動ができるようその基盤を築いていく 1 年とし、次の 70 周年の記念誌の寄稿では充実した弁護士 10 周年を振り返れるようにしていきたいです。今後とも末永いご指導ご鞭撻の程、よろしくお願ひ申し上げます。

物故会員

50周年記念式典（2009年11月25日）以降に亡くなられた期成会会員

ご冥福をお祈り申し上げます。

2009年12月23日	大森浩一	39期	2014年6月6日	秋山 信彦	22期
2010年1月3日	井出正敏	4期	2014年6月25日	樋口 俊二	3期
2010年4月16日	宍戸 孝	26期	2015年2月4日	鍛治 利秀	12期
2010年5月29日	駿河哲男	4期	2015年7月14日	飯塚 和夫	22期
2010年12月30日	前川 澄	15期	2015年11月8日	有賀 功	14期
2011年5月1日	内谷銀之助	4期	2016年4月29日	島林 樹	18期
2011年5月21日	小川裕之	20期	2016年6月25日	千葉 憲雄	20期
2011年6月15日	佐藤和利	28期	2016年8月20日	増岡 章三	4期
2012年1月12日	富永長建	26期	2016年8月24日	柴田 憲一	19期
2012年1月17日	山根 晃	15期	2016年11月13日	池田 眞規	18期
2012年3月11日	森本 清一	18期	2016年11月24日	高木 壮八郎	16期
2012年4月17日	工藤 勇治	13期	2017年1月24日	池田 靖	24期
2012年4月24日	竹澤 哲夫	3期	2017年7月20日	矢花 公平	28期
2012年6月13日	及川 信夫	13期	2017年8月4日	吉村 節也	3期
2012年6月21日	荒井 誠一郎	18期	2017年8月17日	柴田 五郎	16期
2012年8月1日	向 武男	17期	2018年6月16日	高橋 清一	13期
2012年12月17日	鴨田 委信	3期	2018年9月9日	春田 政義	4期
2013年1月12日	坂本 福子	12期	2018年12月23日	青柳 孝夫	10期
2013年1月14日	大山 美智子	27期	2019年1月6日	杉井 嶽一	21期
2013年2月5日	岡田 啓資	16期	2019年1月15日	木村 康定	27期
2013年3月23日	宮田 信男	40期	2019年3月13日	吉川 基道	18期
2013年10月29日	榎本 信行	17期	2019年6月16日	古波倉 正偉	14期
2013年11月18日	片山 哲章	48期	2019年6月27日	津田 玄児	15期
2013年12月10日	鎌形 寛之	4期	2019年8月11日	小見山 繁	16期
2014年3月11日	秋山 昭一	12期	2019年8月31日	仲田 晋	13期
2014年3月15日	田中 郁雄	26期			

期成会創立趣意書

弁護士は国民の基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とし、その団体である弁護士会は、裁判所、検察庁と併立して民主主義司法運営の一翼を担う権威ある機関でなければならない。然るに全国最大を誇るわが東京弁護士会の実情は親睦を名とする選挙母体である親和・法友の二大会派によって唾棄すべき選挙抗争が繰返され、各種委員、破産管財人等の人事は選挙の論功もしくはボス的派閥機構によって行われ、これがため会の運営は非民主的となり、対外的にも無能力の状態に陥り、内外にその信を失墜しつつあることは幾多の事例によって明らかなるところであります。

われわれは、かような弁護士会の腐敗した現状を黙視することができない。累積された因襲と悪弊は、われわれの手によって除去しなければならない。

われわれは、清新の氣概を失わぬ司法修習生出身弁護士を中心とする強固な團結を育成し、年々輩出する優秀な新進を迎えて実力を涵養し、弁護士会の運営をろう断している二会派を批判し、その反省を求めるとともに、さらに積極的に弁護士会の体質を改善し、名実共に誇りうる東京弁護士会を実現し、弁護士法の明記する理想を達成しなければならないものと確信し且つ自負するものである。

われわれは以上の趣旨によってここに全期有志団体期成会（仮称）を結成し、創立総会において総意により、討議決定せられる規約に基き、眞に明朗にして建設的な団体を創始しようとするものであります。

なお、法友・親和の二会派は、戦後理事者選挙のための選挙母体として、親睦団体である既成小会派が連合して成立したものですですが、修習生出身弁護士の大半は、入会早々会の実情に通ぜず、弁護士会の在るべき姿に想到しえない時期に、漫然とこれらの既成会派に所属し、主義も理想もない選挙戦の濁流に投ぜられているのであります。われわれは、一期から十一期に至る修習生出身弁護士諸兄が、既成会派の中から東弁改革の発言と行動を起こされることを期待し、他方東弁全期会を結成して東弁民主化への努力を重ねてきたのですが、かような方法では最早限界に到達したものと判断せざるを得ない情況であります。然し修習生出身会員は既に四百名に達し、毎年四十名を越える気鋭の士が入会しつつあり、この際志を同じくする者が、明確な目的を有する団体を結成し、これら有為の新進を迎え入れる中核とならなければ、東弁浄化の機会は永久に失われるものと言っても過言でないと思います。従って既に会派に所属する諸兄も、以上の趣旨を十分御理解のうえ、入会当時の理想と抱負を再びここに新たにして、強力な団体結成のため、多数参加せられるよう希望する次第であります。

昭和三十四年十一月
期成会発起人会



編集後記

Wa 傑作大賞の企画はとても良かった。期成会の先輩方や若い先生の心に触れることができた。

大井暁（44期）

「Wa 傑作大賞」候補作を選ぶためにたくさんの原稿を読み、その時々の社会や弁護士会の課題と期成会会員の立ち向かう努力、取組を知った。微力ながら、自分も同様に頑張りたい。

芹澤眞澄（43期）

期成会 60 周年記念誌の第 1 分冊（第 1 卷）が完成しました。今後、記念事業を網羅した報告等を掲載した第 2 卷を発行する予定です。

期成会も 60 周年を迎ました。人間でいうと還暦ですが、人と同様、まだまだこれからも活動の場は広がっていくでしょう。

「いま改めて、弁護士会と弁護士自治の意義を問う」は、若手の他会、他会派を含めた会員をパネラーに、弁護士・弁護士活動の多様化と弁護士自治の有り様を議論したプレシンポジウムの内容を載せています。

木村濱雄会員（7期）のインタビューは、期成会の創立当時を知る数少ない先輩の話として、弁護士会の状況の変化と後輩への期待を語って頂きました。

「Wa 傑作大賞」は、これまで機関誌に投稿された原稿の中から、読んで面白く為になり、また期成会らしい作品を選んで載せています。期成会の成り立ち、会員の弁護士活動、弁護士と歴史、弁護士としての思いなど、多彩な作品が載っていますので、ぜひ目を通してみてください。

会員の一言は、これまでの活動を振り返って感じたことを投稿していただきました。それぞれの会員の問題意識に触ることができます。活動の源はやはり情熱をおいて他にありません。投稿いただいた会員の皆様には、お忙しい中、この場をお借りして改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

森田太三（34期）

期成会創立 60 周年記念誌

わだち

発 行 日 2019 年 10 月

発 行 者 東京弁護士会期成会

編集責任者 60 周年記念事業実行委員会

記念誌編集委員会

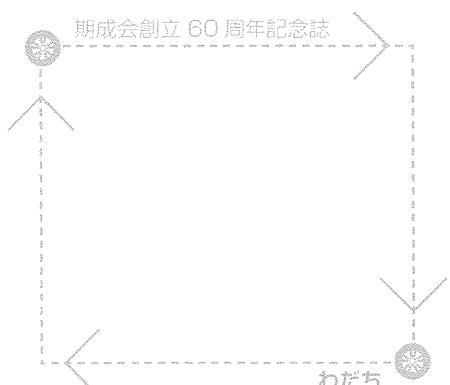
〒 100-0006 東京都千代田区有楽町 1-6-6 小谷ビル 4F

日比谷シティ法律事務所内

TEL 03(3580)6103 FAX 03(3580)6104

<http://www.kiseikai.jp/>

E-mail: kiseikai@ac.auone-net.jp



60th
ANNIVERSARY